九炭労情報綴

一九五六・七〜一九六〇・八

貝島大之浦
170

1210

戦後炭鉱資料
（宮崎文庫）
1210

No. 2　情報　九州炭労　1958年 7月16日

一八日以降住友全山無期ストを指令！

—一六日二時四〇分代表交渉打切—

七月一五日午後九時より代表者会談をもちたいと会社側から申入れがあっていたが、実際には午後十時より交渉は開かれた。会社側は炭労要求と会社回答が開きすぎていると強調するのみで、交渉は進展せず、一六日午前一時一旦休けいに入った。午前二時一〇分再開されたが交渉でも会社の態度には解決の意志がみられず、炭労は午前二時四〇分これ以上の交渉は無意味だとして代表交渉を打切った。引続いて戦術委員会を開いて検討を加えた結果、住友炭連傘下支部（七山）に対して、十八日一番方より無期限ストライキに突入するよう午前六時指令を発した。

会社側全く解決の意図なし！！

七月一五日午後十時より丸の内において代表交渉が再開された。

会社側代表は 浜田（三井）、深谷（北炭）、神林（住友）、大池（古河）、太田（明治）の各労務部長で、炭労側は前回同様七名の戦術委員が出席した。

炭労代表は「長時間休会したあとなので具体的検討が行われたはずだと考える。線を提示せよ」と主張した。これに対して会社側は「組合要求と会社回答額は相当の開きがある」ことを何回となく強調するのみで交渉は事実上[illegible]であると判断したので、両者意見を交し、十六日の午前一時休会に入った。

その後午前二時十分再度交渉を開いたが前回と全く同じ内容であって、両日間に亘る会社代表の交渉態度は平和裡に解決の意志のないことと判断されたので、これ以上の交渉は無意味であるとして打切りを宣告。

重点ストに住友全山を決定・・・

引き続き戦術委員会を開き重点ストの対象鉱山と時期について検討した結果、次のような分析に基き十八日一番方以降住友全山（孤島を除く）無期限ストライキが決定された。

突入支部決定の情勢分析

一、重点スト突入の意義と効果

１、統一斗争のなかでその効果を消化し突入支部を決定する。

２、重点斗争のなかで刺激される組合員の前線的自覚と意識の昂揚は無形的斗争の波及としてその意義は極めて大きい。

二、突入支部の決定分析

１、今次期末斗争は長期的に賃斗の影響があり、その欠陥を克服し成果を高めさせなければならない。従って戦術的にこのことを考慮した場合に、賃金重点斗争実施資本から攻撃対象資本を選定することが適当である。

２、石炭市場特に貯炭の状況から、このことにかかわりなく特定の資本を徹底的に攻撃し打撃を与えることによってその効果を期待する。

３、炭鉱独占資本であり一三社に於ける影響力も考慮する。

４、石炭資本の意図から判断して斗いの長期化は必至であり、これに対応するためカンパ態勢を考慮する。

以上の分析に基いて 一社重点無期限ストライキ突入支部を次の通り決定した。

住友全支部（北海道五山、九州二山）

		人員	一日当出炭
九州	潜竜	一〇五三	八六七
（二山）	忠隈	一一二九	五七三
	計	二、一八二	一四四〇
北海道	赤平	二、九一五	二、九六五
（五山）	歌志内	八六〇	七八六
	奔別	一、三六四	一、四〇四
	弥生	一、二四〇	一〇〇五
	奈井江	六八一	六四三
	計	七、〇六〇	六、八〇三
合計		九、二四二名	八、二四三

（註）１、人員は賃斗六月カンパ賦課人員
　　２、出炭は５月平均一日当出炭

三、石炭資本の意図

１、経営者が考えている期末手当の性格、特に不況の場合に線を切下げるという実績を今次期斗でつくりあげるというネライがある。

２、今次斗争の成否はその線に於て直接下期々末手当と関連する。従って長期斗争を行う事は明らかである。

３、前期妥結額一万円引きという線は賃斗の出血を今次斗争に於て償うという意図に他ならない。

４、百余日を斗った組合員の感情と意識は再び期斗に於て長期斗争を組織しこれに対応し得るものでないと判断している。

当面の具体的指示・・・

①指令発令の時期を七月一八日とする。従って各地方本部は闘争委員会を召集し具体的行動を指示せよ。

②突入支部は七月一八日総決起大会を実施せよ。非突入支部は休憩時間内職場大会を実施せよ。一九日以降の行動については斗会において具体的に指示する。

③九州地方本部の代表（地方委）招集についてはその期日を中央本部に報告せよ。山口地方本部代表は九州地方委に出席せよ。

No. 3
情報
九州炭労
1958年
7月 21日

労仂者階級は平和運仂の中心になろう

七月二〇日・福岡県平和大会で決議

八月一二日から開かれる原水爆禁止日本大会、引続いて原水爆禁止第四回世界大会を控え、全国各地の原水協を中心として七月々の日平和大会の行事が進められた。

福岡県も、各地区労と地域組合との間に話合いが進められ、原水爆製造、実験、貯蔵の禁止、核武装阻止・核武装の基地化の反対斗争をスローガンにして平和を守る民主団体、各労組の参加によって、十八日からの全県をもとかすが如き炎天下を、大牟田地区、北九州地区、筑豊地区の三地区より福岡市に向って堂々と三日間の平和行進を行った後、午后三時より大名小学校講堂に於いて開催された福岡県平和大会に結集した。

炎天下三地区より平和行進

一八日、大牟田、門司港、一九日、飯塚市役所前を出発した平和行進は、二〇日午后、福岡市に到着、高宮、箱崎宮前、薬院前で市内の参加者と合流し、核武装阻止と民主々義擁護の福岡県平和大会会場である大名小学校講堂に向って行進した。

炎天下を三日間にわたる行進で一様に真黒い顔焼けした顔をみせながら沿道の市民の注視の中を平和大会会場へと各地区の代表達は入場してきた。

会場では、九州炭労事務所の氷砂糖、氷水の接待に渇いたノドをうるおして一時休憩、午后三時より大会を開催した。

当初、五六百名と予想された参加者は、予想をはるかに越えて数千名、会場に入りきれない状態であった。

労仂者で大会場をうめる

大会は、飯乃県労外三名を議長に選出し、〃原爆許すまじ〃の全員合唱によって幕を切って落した。

西田参議、日中友好協会、福岡市長代理等のメッセージをうけた後、県原水協より基調報告が行われた。基調報告では、平和行進を企画するに至った経過、その中で県下約三〇万人にのぼる人々が今度の平和運動にいろ〳〵な形で参加した事等が報告された。

その後、原爆被害者に見舞金贈呈があり、万場の感激的な拍手をうけた。

スローガン採択

ひき続いてスローガン採択に入り、次のように決定した。

第四回原水爆禁止世界大会を成功させよう。
軍縮と核実験禁止のための東西首脳会談をすぐ開け。
日本のミサイル基地化並に核武装禁止。
平和憲法と民主々義を守ろう。

意見発表
—中東侵略に抗議せよ—

ついで意見発表に移り、まず最初に筑豊代表、田川の大塚氏より（要旨）「昨年の中央平和大会には、田川より炭鉱労仂者はわずか三名しか参加出来なかった。しかし、本大会には一四三名の炭鉱労仂者が参加してこのことは平和運動が飛躍的に発展し、労仂者が平和運動にとりくむようになった証拠である。今、世界ではアメリカ帝国主義者が中東への侵略を行い、平和は危機にヒンしている。われ〳〵は本大会の名においてアメリカならびにイギリス帝国主義者が直ちに中東より手をひくこと及び原水爆実験の禁止を行うことを決議し、この決議をこゝに集った一人一人の人が夫々、居住、職場で実行に移すことを要請します」と力強く発言した。

三池代表 平和問題でストを訴え万雷の拍手

次に大牟田地区を代表して三池労組の坂口氏が「私はこの大会に参加してよいかどうかうちのかあちゃんっと相談しました。そしたら、かあちゃんは、来月はどげな月かしっとるね、といいました。私は、来月は広島、長崎に原爆がおちて十三年目だ。原水爆禁止世界平和大会がある月だ、というと、そげなことはどうでもよか、来月は盆ですよ、と叱られました。しかし私のやる事は正しい事だ、と確信して、かあちゃんを説得してこゝにやってきました、かあちゃんも駅まで見送ってくれました。とユーモラスな言葉ではじめ「砿道で自由労組の人達が自分達の賃金を失ってまで戦運を歓迎して下さった事に頭が下りました。平和運動も今までのようなやり方では発展しない。やはり基幹産業の労仂者が平和の中心にならなければならない。基幹産業労仂者が平和を守るという固い決意[illegible]され、英国、イタリー、フランス、西独の労仂者の[illegible]をついで断固として平和のためにストライキをうつというところまで高まらなければなりません。労仂組合の幹部も平和の問題でストライキがうてるように指導してほしい。又、社会党、共産党の階級政党も、労仂組合よ、平和の問題でストをうて、とはっきり云ってもらいたい。こうしたわれ〳〵の力によってこそ平和は守られ、固められるのだ。特に階級政党は議会の中で論争するのみでなく、力強い大衆行動を起しその先頭にたってもらいたい」とのべ、万場のわれるような拍手をうけた。

第三番目に八幡製鉄労組の砂川田頭（北九州代表）という坊さんの恰好をした執行委員がたって「平和への願いを一人一人の心の中にきざみこみ、更に多くの人々へ呼びかけ、全世界が平和の声でうまるようにしよ

うではないか、そのための行動を更に強めようと訴えた。

平和運動発展のため組織をつくれ

共産党代表徳本氏は、「今、国際情勢がアメリカ帝国主義者による戦争挑発によって非常に重要な段階にあること、日本では、岸内閣が核武装、軍国主義の復活強化をはかり、戦争への道をひたはしりに走っていることを直視しなければならない。このような時に当り、本大会が開催されたことは、まことに時宜をえたものである。われわれは、前二者の意見発表に全面的に賛成すると共に、この行動を成功さすために職場、居住で平和の組織を積極的につくるよう努力しなければならない」と意見発表した。

最後に広島原爆被爆者入江氏より再びあの広島、長崎の惨事をくり返さないよう、ソ連にならって核爆所有国が即時原水爆実験禁止をすること、日本では政府が被爆者への社会保障を確立し、核武装を絶対にせず、平和への道を歩むことを要望した。

大会決議を米國政府につきつけよう

これらの意見発表をもりこんだ大会宣言が万場の拍手の下に採択され、この決議を日本政府及びアメリカ政府につきつけること、又緊急動議としてアメリカの中東侵略に対する抗議文もあわせて両政府につきつけることが決定された。又、該決議を原水爆禁止第四回世界平和大会に提案することが決定された。

最後に、この大会に感動をさせられた各団体個人への感謝決議が採択され、〃原爆許すまじ〃〃平和を守れ〃の全員合唱により、午后四時二五分閉会した。

平和運動の発展は労働者を中心に

本大会には、炭労から、三池労～四八名、田川労～五六名、大峰労～九名、峰地労～一五名、赤池労～三五名、鳥尾労～三名、方城労～二五名、三井鉱～二名、嘉穂労～五名、貝島労～三名、目尾労～二名、新入労～二名、上山田労～三名、下山田労～五名、山田労～三名、木城労～四名、筑紫労～三名、忠隈労～数名、炭鉱協～二十数名で、その他地区での平和行進に参加した人の数は、この数倍にも及び、炭鉱労働者が平和運動の中心となって行動を起すという体制がつくりあげられつゝあることを示していた。

炭労以外の労組も、全逓、国鉄、私鉄、全金属、自労、電通、自治労、教組等が多数参加し、会場の大半は、労働者でうまり、この労働者のまわりに、子供を守る会、部落解放同盟等の民主団体が結集しているといった感じであった。

政党では、共産党の参加が目立ち、同党の平和運動への熱心さが示されていた。

本大会の意見発表の中でも出たように、今後は労働組合として平和の斗いをどのように発展させるか、諸政党が、平和問題にどのようにとりくむかが非常に重要な問題になっていることを本大会は示していたようだ。

以上

☆

情報

九州炭労

No. 4

1958年 7月21日

バリケードで組合貧しめ出し！

…大辻労組スト十七日目…

大辻労組は細部要求として、操作、受炭規程の改訂、基準外その他四一項目を一八項目にしぼり、平和的解決の為の譲歩した形で話し合いをしたが、七月三日決裂、四日以降無期限ストに突入、一方会社側は構内の門を固く閉じバリケードを張りめぐらして、長期紛争を図りむしろ組合内部の崩壊を期待しているかの如く、数回の団交の申込みも一方的に拒否し、静観をしている形をとってすでに二十日現在、十七日に達した。

組合員・家族事務所内で座り込む

七月二十日午後一時頃、附近の山火事に出動した消火三輪車の出た後、構内の門を突破、所内所より帰山していた矢野重役に対して何故団交を持たぬかと、炭婦協を含む約三百名が抗議をしようとしたところ、逸早く所長室に逃げ込んだ。重役は固く事務所を閉じて入れようとしないので、大正労組、従所ニュースカーの支援を得て抗議、一方続々と増えた四百名以上の組合員、家族は事務所前に寸毫も許さない決意で座り込みを行ったので、ついに重役は光永所総部長を含む山元執行部六名と代表交渉をすることに応じた。午後三時頃より代表交渉を所長室でもったが、一週間の検討期間が必要なので、その後に団交をもちたいと主張、全く不誠意な態度に組合員家族は怒り、事務所内に座り込みを継続して強く抗議を続けたので検討期間を四日にすることによってけりがついた。従って午後十時二十分座り込みを解いてそれぞれ引き上げた。

中央斗争

二九の全遺体を発見収容

…斗いいよいよ本格化する

五月七日午後一〇時四〇分、一瞬にして二九名を水没させた中央江口鉱（長崎県北松浦郡）の災害は、七月十七日（七十二日目）午后四時四〇分南氏の遺体が仲間の肩にかつがれ昇坑した。それから二〇日の午後六時五分迄には二九名全員が発見収容された。いま中央江口鉱には深い悲しみがヤマをおおい、そして又に本格化する首切り数四千名のための斗争強化をいそいでいる。

一七日遺体を発見

一七日午前七時事故発生以来七二日目、右副払の入口より六一米の地点で南九州男氏を発見、作業隊は盤ぶくれのため、天井高（約六〇糎）を切りつけて遺体を収容した。

午後四時すぎ遺体ははじめて坑外に上り、坑口を埋めつくした組合員、主婦と炭労オルグにむかえられ、悲しみの中に自宅に帰った。

遺家族要求をかちとる

炭労対策委員会はかねて斗争の主な指標の一つとして「早急な遺体収出と完全な遺族補償」を取上げていたが、一八日炭労は会社と交渉した結果、次の協定を取結んだ。

記

一、会社は遭難者遺家族に対し、弔慰金、香典を含め、総額二五万円（五月六日贈呈の五万円也を含む）を贈呈弔慰する。

二、会社は遭難者遺家族に対し遺体収出の日迄遭難者の平均賃金の平均を支給する（但し[illegible]日を除く）

三、会社は実扶養家族の就職斡旋については出来得る限りの努力をする。

四、会社は遭難者家族の社宅及び厚生施設の利用については一般従業員と同等の取扱いを行う。

五、会社は遺家族が帰郷する場合は、実扶養家族に限り二等旅費、荷造費及び日当一人当り三〇〇円を支給する。但し一年以内を限度とする。

六、会社は遭難者の有給休暇の残日数に対し、平均賃金を支給する。

七、会社は遺家族に対し、一金一〇万円也を支給する。

同時に、大成坑出水中の殉職者、五月七日の救出者等についても次の協定を取交した。

協定書

中央鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合九州地方本部とは今次江口鉱業所出水事故による遭難者の弔慰及びそれに関し、左記の通り意見の一致をみたので協定書を作成し各一通を保有する。

（裏面へつづく）

覚

前文略

記

一、会社は昭和三三年五月二九日大成坑に於いて遭難殉職せられたる森茂、山下清市両氏の遺家族に対しても本協定を適用する。

二、会社は自宅葬祭料として一五〇〇〇円を各遺家族に支給する。

但し佐世保その他にて合同葬を行う場合には別途協議する。

三、会社は出水事故の脱出者及び排水作業中の負傷者に対し左記の見舞金を支給する。

松山為一　三万円
松永　繁　三万円
中森英男　二万円

田村秀男及び出水当時の脱出者八名に対し各一万円。

困難な現実を勝利へ！

一九日午前六時頃に十数名の遺体を確認した。更に二一日午前七時には二九全遺体の発見と処置が行われた。

斗いは全遺体の収容と同時に、生産再開即ち麻生閉山反対斗争が本格化し展開されるが、いま九州炭労傘下に合反斗争を進めている支部に、大辻、新向山、仁保がある。

われわれは不況下の労働運動の困難さを乗りこえ、勝利をおさめなければならない。

仲間はこうして死んでいた

七月二一日午前六時一五分江口区鹿層有全員二九遺体の搬出が終った。災害後七五日目である。この日二六遺体が相ついであがり、遺体の搬出を待ち明かした遺族、同志の遺体収容の急作業を続けて来た組合員も悲しみの中に一息入れた感じだ。

七月一七日最初の遺体が出てから排出作業は急ピッチを上げ、四交代から六交代に切かえ、激しい疲労の中での四日間にわたる突貫作業であった。二一日は、全山は遺体を迎えて新たな悲しみと香煙に沈んでいる。遺体の位置は前と共に警戒避難のためであったろうと思われる遺体があり、その中心部約三〇米の間に大部分がかたまって倒れていた。間風道の警戒に当っていたと思われる井料、西脇両君の遺体からは、鉄柱の木ケにつるはしでうち掻かれた必死の遺書もみられた。

たのむ・よろしく

西脇・井料二人仲良く

死の恐怖と斗いながら帽子に刻んだ「[illegible]苦しい、会社自頭・父母たのむ・元気でサヨナラ」等の遺言も出た。遺書はキャップ等に刻まれたものが多く、父母や妻に呼びかけたその祈りには新たな涙をそそられる。

七十数日を経て遺体はその区別がむずかしく、ある時はシャツ、パンツなどの遺品を全遺家族にみせ、ある時は次々に遺族が坑内に入り確認の措置がとられた。遺体の取扱はせめてもの哀悼をこれに表わしたいという会社の心遣いからていねいを極めた。出坑許可を得て坑内に入った看護婦や医師の手で、念入りな遺体処理が行われ、ビニールで包まれ、花束をのせたヒツギは坑口に設けられた仮安置所の祭壇で焼香ののち、遺族や組合員に守られて自宅に帰った。

大成町を除く全町に数軒ずつの遭難者が出たので、二〇日夜は全山に通夜の灯がともっている。

二〇日、二一日両日、仏様達は火葬に附したのち、合同葬の日取りが決定されるが、二四日以降となる見込みである。

以上

仁保の賃金斗争解決!!

仁保炭鉱の賃金交渉は、七月七日に坑内一〇円、坑外七円、で決裂したまま膠着状態を続けていたが、七月二一日午前九時四〇分、次のような提案があり、了解点に達した。

八月以降
坑内男子　二二円　坑外　一九円
一月～六月は基準内の遡及
八月～一二月については坑内三円、坑外一円の基準内外を含めの一時金として二五万円を支給する。

以上

No. 6

情報

九州炭労

1958年
7月 23日

総評第10回定期大会第一日

代議員増員問題で紛糾

労働運動の新しい方針を決める総評第十回定期大会は二十一日から四日間の予定で東京九段会館で開かれた。資本攻勢のはげしい中で低姿勢から高姿勢に転じようとする大会の成り行きが、全国民、全労界から注目されている。大会冒頭に当って全国金属、全港湾、紙パなど十六組合が小単産の組合も最低二名に増加することを大会開催前に決定せよ、と事務局長に申入れこれが入れられるまで入場を拒否する挙にでたので、午前中は開会不能に陥り、午後漸く大会が成立した。

代議員の割当は二名を最低にせよ

開会は午前十時の予定であったが、十六単産の組合が「小単産は代議員一人しか認められていないが、これでは運動方針と会計、規約等を大会が小委員会に分れたときは一つしか出席できない。組合民主主義の立場から最低二人とし代議員総数四二〇名にせよ」と要求した。（注、現在四六単産で代議員三一一名、これは三年前から主張されておりこれに対し昨年から特別代議員制を設けた。（注、特別代議員は発言権は認めるが採択権はもたせないというもので、代議員一人の小単産に限られ、もうけられたものである。）しかし前記十六単産としては、特別代議員制を不充分として入場拒否を行い代議員をひきつれて会場近くの某所に引き上げた。このため単産数と代議員数が夫々四分の三以上という定足数を割り大会不成立のまゝ午後一時まで休憩、この間に執行部は常任幹事会を開いたが、十六単産の主張をそのまゝ認めることはできないとの態度を決め、十六単産と更に話合うことになった

午后になり大会成立

午後一時四〇分に至り十六単産より三単産の紙パ、新聞労連外一単産が出席したため、出席代議員が三四単産、二四〇名となり規約上の定数に達した。入場を拒否した単産と執行部との話合いがつかないまゝ、大会は原田副議長の開会挨拶に始まり、遠藤資格審査委員長より、大会成立の報告がされ、本定期大会の成立が確認された。

大会議長団に、西口鉄鋼労連委員長、桜井私鉄総連委員長、山本自治労委員長、宮平全電通北海道地本委員長、佐藤全専売委員長の五氏を選出。その後原口総評議長より「来年で総評は足かけ十年になろうとしている。各々の力も組織的連帯性も年と共に高まってきた。しかしふりかえってみると労働運動の自由と、労働者の基本権が制限された十年であった。今また各々の手にある組合の自由すら政府、資本家によって侵害されようとしているのを、各々はだまってみていることはできない。本大会を全労働者の中心として総評が民主主義のとりでとなるよう、それから決定したことを必ず実行するという行動力を発揮することを要望する」と挨拶した。

次いで社会党鈴木委員長より「内外の情勢が非常にきびしいときに、総評大会を迎えたことは重大な意義がある。日本はこのところ米国に対する従属性と経済の行詰りから特に強い反動政策がとられている。そして国会を通じて非民主的な政策が進められている。各々はこれと真向うから取組まなければならない。社会党はこの斗いを進めている。総評は社会党とより一体の体制をとらなければならない。そして社会党の中核として斗いを進めていくことを期待する」と挨拶が行われ、その後志賀共産党衆議院議員、片山護憲連合会代表などの挨拶が行なわれた。

レバノン・ヨルダン侵略に抗議

議事に入り青婦、炭労、私鉄、日教組、合化労連、鉄鋼労連の共同提案であるレバノン、ヨルダンから米英両軍隊の即時撤退を要求する決議案が提案され、異議なく次の通り確認した。⑴大会の名において、及び各単産毎に米大使館、英国大使館に対し米英両国軍隊の即時撤退を要求する抗議電 ⑵米英大使館に大会代表団をもって抗議団を編成し直ちに抗議を行う ⑶日本政府に対し総評の代表団を派遣し国連において米英両軍の無条件即時撤退要求を斗いとることを要求する。⑷国連事務総長に対しても同様のことを要求する。⑸軍事基地即時撤去を日本国政府に要求する。

次いで日教組外三単産より地公法、国公法を改正し公務員労働者の労働基本権奪還に関する提案がなされ、これも確認した。

小単産の入場拒否について論議

組織綱領委員会報告、第八年度決算報告、第八年度決算監査報告が行なわれ、審議に入ったが国鉄代議員より「小単産との話合がつかないまゝで大会を運営することは正常でない。小単産と話合うということで本日休憩せよ」という動議が出されたがこれに対し全逓代議員より「小単産が入場しないということが理解できない。入れない理由をはっきりせよ」と論議が交わされた。その論議の中途より規約六条以降に疑義が生じたので資格審査委員会の開催申入れがなされ、午後六時休会に入った下で結論を出すことになった。休会中臨時に議運委も開催、午後六時五〇分再開された。

資格審査委員長より「今日まで従来の慣行をやってきたので大会は成立している」という報告がなされ、又議運委員長より「現在までの議事は有効である。小単産より出された要求は大会で論議することが正しいと思うが、常任幹事は尚出席しない単産と話合いを進め

出席するようにしてもらうということで、本日は休憩したらどうかとの提案がされ、これを確認し、休憩に入り散会した。

第二日目は午前十時より開会することとなった。

増員問題解決し大会軌道に乗る

第二日目で漸く報告事項を終了…

大会第一日目は、代議員増員問題について、全日会所属十三単産が欠席し紛糾したが、第二日目は、[illegible]の努力等により話し合いがつき、議事が軌道にのり、岩井事務局長による一般経過報告を終るに至[illegible]当初の予定では、第二日目は運動方針の提案、質疑討論を行う予定であったが、前記問題により、この件は明日に行われることとなった。一般経過報告については、若干意見が提出されたが、運動方針と関連があるので明日行われることとなった。

話合いつき一三単産出席

大会第二日目は、外国友誼団体のメッセージにひきつづき、国内友誼団体の祝電披露、日ソ友好協会の五島代のメッセージをうけた後、議事運営委員長より明日からは開会時刻より三〇分前に成立するよう議事要請があった当日、新加入三単産を確認したので、四九単産、代議員数は三一一名となり、一〇時四五分現在で出席は四三単産、二四三名で大会は成立した。

議事運営委員長より昨日欠席された一三単産については、本部から常任幹事の御足労により、各単産の了解をうることができたので、本日の議事は一般経過報告、規約特別委員会報告を終了、運動方針、予算、新財源・総評会館建築の件を提案するところまでやりたいと報告、これを確認して議事を進行することとなった。

代議員増員で論議

岩井事務局長から、昨日から今日にかけての、欠席単産との折衝経過報告が次のように行われた。「欠席単産と常任幹事との間で話し合った結果、この問題を大会で討議し、一三単産の意向を強く大会に反映することがよいと思う。この討論の経過をみた上で、適当な時機に規約特別委員会を開き審議を進め、この中から意見の一致をみたいし」

このあと、欠席単産に対して責任追及問題がおこり、日教組・全逓代議員、[illegible]代議員等から「ここで昨日出席しなかった。一三単産の問題について結着をつける必要はない。規約特別委員会の討論の中でやればよいし」との発言があり、これに対して、私鉄総連、国鉄代議員より「本問題については、誤りは誤りとして認めるべきである・特別委員会の問題と昨日入場しなかった問題は、別個の問題であるので、ここでやっておく必要がある。ごまかさないで明らかにしなければならぬ」と発言し、議長は、この問題について採決をとろうとした。そこで炭労より栗代議員が発言を求め「そういう議論を続けることは感情で動いているものは希望しない。意思の統一のためにこそ討論をやるのである。一三単産が昨日一日を無駄にした。ことに不満はあろうが、指導者として話し合うことに前進を求めるという立場で議事をはかるべきであるし」と発言したので万場異議なく、これを確認直ちに日程通り議事を進めた。

規約改正を不明朗をなくそう

そのあと大木規約特別委員長より「本年一二月二〇日の常任幹事会決定の中、代議員増員問題に関するところおよびその原本の箇所については、いずれも誤りであり、代議員数を暫定二名にするときめたわけではないし」と報告した。

これに対し、全国金属の代議員より「しかし、同議事録には、代議員の増員を決定したと書いてあるではないか、どれにもない、わからぬ。同議事録はミス・プリントなどという文書を発したのは、独善的であり、不明朗であるし」とするどく追及し、再度、大木氏より「議事録のプリントはミス・プリントであるし」とのべ、会場は騒然となった。

岩井事務局長が「この問題については充分調査して報告したいと思うが、欠席戦術で大会を流すのは許せないし」ときめつける一幕もあったが、結局調査をした上で決定するということになり休憩に入った。この休憩時間中に常任幹事会を開催して検討した結果、午后再会された大会で、岩井事務局長より「議事録はミス・プリントであるので訂正する。この問題については、規約特別委員会を今会期中にもち論議を行う。総評も協議体から連合体に変ってきたので、規約や規則等も討議する時期であると思う。来年三月までに結論を出し、今回のような事態な再び起らぬようにするし」と提案し、異議なく了承、午前中からの増員問題はうちきられた。

一般経過報告を終る

午后二時四〇分から一時間半にわたって岩井事務局長より一般経過報告がなされ、ようやく大会も軌道にのった。この報告に対して、日教組、全逓、私鉄、鉄鋼労連より質問、意見が出されたが、議長より「運動方針との関連もあるので、運動方針審議のとき、あわせて意見を出してもらいたいということで、報告書及び自己批判の論議は次のときに出すようにしたいし」との発言があり、これを確認して議事を進行した。

つづいて、前日報告のあった会計報告について、米納会

費用等についての意見が出たが、このことは予算委員会予算委員会で審議することとなり、これを確認した。このあと、本大会最終日に予定されている役員改選については選挙管理委員会にまかせるということにし、議事運営委員長より「本日は時刻も相当遅くなったので、明日午前九時半より再開し、スムースに議事を進めるという考えの上にたって審議する事を確認し、第二日目は予定を変更して議事を終了したい」と提案、午后七時二〇分、これを了承して散会した。

尚、第三日目は運動方針、予算の提案を行い、夫々小委員会をもつ予定である。

以上

No. 7
情報
九州炭労
1958年 7月26日

4

新向山企斗

徹底的大衆行動で妥結

樋口鉱業の賃金繰りの困難、新向山炭鉱の技術的採鉱資金の導入、投資等による行詰りを解消するため一二日、一方的に二五〇名の希望退職募集を実施、これに充たない場合は指名解雇を一六日強行実施するという不誠意に一四日家族ぐるみの大衆抗議を行い、一方的実施については一応撤回する決定を行わせた。その後大衆行動を組織し、遂に七月二三日午後一〇時、大衆団交の中で全面的了解点に達した。

団交をデモでとりまく!!

既報（情報一号）の如く一方的な指名解雇を撤回させることに成功した新向山支部では、その後、新向山の再建については充分検討するという前提にたって交渉を進めた。組合は、企業の縮少再建を主張する立場から、積極的斗争を避け、徹底的な大衆行動を組織した斗いを行うことが妥当であるとして活動を展開した。

七月一四日以降、団体交渉を精力的に進めたが、その過程では、連日徹夜、デモ、坐りこみ、大衆団交等がくり返され、幹部と家族をもった大衆行動が組織され、斗いの中で組合員も次々に訓練されていった。

希退二〇〇名で打切に成功

二二日に至り、会社側幹部は、交渉場所を社宅より遠く避けたところで持ちたいと申入れてきたが、組合はこれを拒否した。いろいろ論争したが、結論として、交渉も最終的段階になったと考えるので誠意をもって解決をしたいということで、大衆行動は一応中止するということになった。

その後の交渉で希望退職を二三日までで締め切ることを確認させ実施した。二三日午後一〇時現在で、希望退職者は二百名となり、これをもって希望退職募集は締めきることになったが、会社は、不足分について指名解雇をやらしてくれと申入れたが、組合はこれを強く拒否、五回にわたる交渉の後、次のような条件で解決した。

１、指名解雇は撤回する。

２、今後、労働条件の引下げは行わない。

３、配置転換に伴う配転料は支給、額については別途協議する。

４、再建方針、人員計画、出炭計画については事前協議する。

以上、向山を全面的に休坑、縮小継続することで解決した。

中興労

第一回裁判開かる!

会社アイマイな解雇基準を示す

中興労対策委では、会社の二七八名にのぼる一方的首切りに対し、地位保全仮処分と、解雇無効確認請求を長崎地裁佐世保支部に提訴、七月二三日第一回公判が開かれた。冒頭、裁判長より解雇の具体的基準を明らかにする必要がある旨会社側に要請、更に諫山、谷川弁護士からもこの点強く要求した。又、解雇の前提となる人員整理の必要性についても詳細な資料の提出を要求した。会社側は酒井書記長の一般的な身体、年令の面からのアイマイな基準を主張するにとどまり、組合側の鋭い弁論によって、最終的には次回までに具体的解雇基準を書面で提出することを約束させた。解雇無効の本体については、諫山弁護士から七名の証人を申請し、次回（八月六日）は相坂六五郎証人（中興鉱業重役）の尋問を決定した。

七証人を申請し解雇の不当性をバクロ

会社の不誠意と、解雇の不当性をバクロするため、解雇無効本訴に関して、対策委では、会社の不誠意と解雇の不当性を暴露するため、次の証人及び尋問事項を決定し、七月二三日申請した。

組合側

一、松園寛一（対策委員長）
二、久保国一（対策委事務局長）
三、湯浅敏夫（対策委副委員長、中興労組合長）
四、小川秀夫（中興労江口地区事務局長）

尋問事項

一、原告者が解雇されてからの被告会社との交渉について、
二、本件解雇の不当労働行為について
三、本件解雇前後における会社の組合対策について
四、本件解雇前後における江口地区での被告会社の言動について

五、昭和三三年五月七日の出水事故以来の被告会社との交渉について
六、本件解雇のいきさつについて
七、中興鉱業における従来の労使関係について
八、その他関連事項について

会社側
一、木間専務（中興鉱業社長）
二、相坂大五郎（中興鉱業専務）
三、林野博（中興江口鉱業所長）

尋問事項
一、被告会社が江口鉱業所を休業するに至ったいきさつについて
二、昭和三三年五月七日の出水事故及びその早急処理について、
三、本件解雇前後における江口鉱業所における労使関係について
四、原告等を解雇した具体的理由について
五、中興鉱業における過去の労使関係について
六、本件解雇をめぐる団体交渉の経過について
七、被告会社の経営及び炭労対策について
八、その他関連事項について、

以上

ガラス張りで保安の確保をはかれ

―高碕通産大臣に強く抗議―

七月二六日午前八時二〇分から約三〇分間、高口ホテル控室で、現在九州各地を視察中の高碕通産大臣と去る二一日保安視察者会議で決定された「保安問題についての陳情並びに抗議」を行うための陳情団七名と会見した。

この陳情では、昨年の大辻炭鉱のガス爆発からひっきりなしに起っている重大災害、特に最近社会問題として注視されている出水事故について、九州炭労が積極的に取組み、またあらゆる角度から災害撲滅のための検討を加え、その結論に基いて出されたもので、「採炭を強要する者はやめさせろ」「保安監督官の人員をふやし、保安について厳しく取締れ」「経営者に災害責任の厳罰をもってのぞめ」等々、保安局幹部のいたいところに釘をさした。そばにいた随行の一人である小岩井中央鉱山保安局長は、痛いところをつかれて、顔色を変えたり、冷汗をしきりに手でぬぐうというみじめなあわれな情景もあった。

通産大臣への要望書

なお、要望書の内容は次の通りである。

「炭鉱保安対策に対する要望書」

日本炭鉱労働組合九州地方保安調査団は、最近続発した九州管内炭鉱における重大災害（上本鹿、吉の浦、貝島大之浦各炭鉱のガス爆発、並びに東中鶴、小倉、中興鉱業江口炭鉱の出水）を種々検討した結果、その原因が無理な増産の強行と業者の中に根強く残っている人命軽視の風潮に起因するものであることを明確に指摘しました。

しかもこれら災害の各場合につき左の如き問題点が

1、石炭鉱業管理上の問題点

主として施業案認可がかなりルーズになされている。（東中鶴、小倉、江口の各炭鉱の場合）

2　鉱山保安監督行政上の問題点

イ、保安監督官が石炭、鉱害時代の惰習から抜け切っていない。宿舎や調査場所が会社のクラブや事務所などの利用が多い。

ロ、監督、調査の回数が少ない。中小炭鉱に対しては年に一、二回程度のところが多い。

ハ、災害原因の調査結論の出るのが時期的におそい。従って罰則や休業措置の決定がおくれることがある。

ニ、保安監督部長の指定措置が充分生かされていない（東中鶴、小倉、江口）

3、経営者や保安管理者の問題点

イ、一般に人命軽視の風潮が残っている。（上本鹿、東中鶴の発破入坑）

ロ、保安軽視や無視が特に中小鉱には多い。

ハ、ボス的経営者には鉱法や炭鉱の期待は無理である。

4、その他

イ、保安監督部も経営者も、保安に関して労働者をツンボ桟敷に置いている。

ロ、保安監督部も経営者も、労働者の注意喚起による災害防止にかなり重点を置いているが、炭鉱の坑内作業には期待出来ない。

を集約し、この種災害を防止するため、可及的速やかに左記各項の措置を講ぜられるよう要望します。

要望事項

一、施業案認可に当っては、保安に関する事前調査を慎重にやってもらいたい。又特に古洞関係の調査で明確にならない鉱については出水指定の措置をとること。
二、中小炭鉱の鉱業権の設定、鉱区の分譲、租鉱権の設定に当っては、申請人の人柄、支払能力、財力等を充分調査し、認可基準等を定めること。
三、保安監督部の行政措置が直ちに実施出来るようにする。
四、保安統計については事業主ごとに経営者に義務づけを法的にさせてもらいたい。
五、罰則を重くし抜け道のないようにしてもらいたい。
六、労働者代表を保安監督官や災害調査に参加させてもらいたい。
七、労働保安調査団の入坑を業者に認めさせるよう努力してもらいたい。
八、出水救護隊を設置してもらいたい。

以上

No. 8

情報

九州炭労

1958年
7月 26日

総評大会終る！

低姿勢より前進体勢へ固まる

××××××

総評大会第四日目は、七月二五日午前一〇時から再開され、運動方針の決定と機構改革及び役員改選で大会は幕をとじたが、この日は前日の運動方針をめぐる大論争の起草小委員会の結論を審議、一部修正の後可決し、昨年の低姿勢から前進への体勢をかためて再出発することになった。

×××××

運動方針をめぐり高野太田論争…

二四日午前一〇時二五分四五組合代議員二三六名で成立し、太田副議長より一九五八年度運動方針の提案が文書によって行われた。これに対し全口金属高野代議員より一時間半に亘り、来るべき不況を見通すなかでくるしい斗いをしなければならないところにきた、そういう立場から今後の運動方針にもられた成果と自己批判及び運動方針の内容について質問すると前置きして要旨次のように質問した。

一ケ年に亘る内外情勢においてその把握が足りない。吾々は階級斗争を進めなければならないが、この運動方針ではその点が明らかにされていない。又総評幹部は敵が強いから低姿勢でいく傾向があるから運行しないとの太田副議長の見解がのべられているがこれでは労働運動は敗北する。口鉄の政状斗争では総評は斗いを最後的に支援しなかった。吾々は政府、資本家の攻撃と咬み合うような賃金要求をだして斗いを組んでゆくことが必要である。太田副議長の提案した統一賃金は納得できない。又政府、資本家は吾々を攻撃するに当って重点的に不均衡に行われている。この場合労働組合としては攻げきされた部分で攻撃を受けとめると共に、相当の巾を広げてもっと積極的に斗い、この集中攻撃を突破してはねかえす斗争を組むべきである。そういう意味で総評本部に若干の動揺があるならばこの際脱皮して新らしい全口体制を確立することを希望するとのべた。

これに対し太田副議長より、基本的に私達常幹と考え方が違うからと要旨次の通り答弁した。

労働組合は階級政党ではないから、組合員にはいろ〱の考え方があるのだから大多数の納得する方向に労働運動をもっていかなければならない。世界的不況をたい戦争による影響とみるのは適当でない。このため方針の作成にあたって、戦争か平和かと割切った考え方でかゝなかったので内容に散まんな点のあるのは認める。次いで斗いは階級的な立場だけで前進するものではなくそのときの労働者の要求を揚げてやっていくべきである。勿論産業要求の原則を固持してゆくが、大衆行動の限度は充分見極めるべきである。低姿勢は戦術転換のためにとった一時的な戦術後退で全体的の力量や全体の情勢から判断すべきで、敗北的な後退ではない。今もそれを信じている。しかしこの戦線が全体的な斗争に動揺したことは認める。

岩井事務局長より補足答弁として「藤林斡旋をのんだことは、労資協調だといわれたがそれは誤解である。今日の情勢をみれば何もわれわれが、労資協調を目指してはいないと考える。また、わたしたちが提案している運動方針が必ずしも満足なものではないと思うので、この討論をつづけてわれわれに教えていただきたいという答弁があった。

議長より約二時間半にわたる経過報告がなされているので、このまゝの形で質疑討論、並びに修正案の取扱いに関する議事を含めて、小委員会付たくを提案、これを異議なく確認した。

次いで予算案、特別予算案、総評会館建設に関する提案が行われたが、質疑討論も委員会で行うということに決定して、一時五〇分本会議を休ケイした。

機構改革案・副議長五名・婦人担当

第四日目、一〇時一五分、三七組合、二三四名の代議員で成立、選挙委員会報告、規約通り議長一名、局長一名、会計監査三名、副議長三名を決定した、常幹は現在の一四名を一七名、婦人担当常幹一名を加え一八名の案がでたが常幹一七、外に婦人対策一名を決定民間官公労とバランスをとることになった、婦人担当の常幹については、選出は常幹に一任するという答弁がありこれを確認した。

選考委員長より副議長五名にする提案を行いこれを確認、立候補者の発表がなされた。

諸斗争支援決議案可決…

次いで総評本部より結社の自由及び団結権のよう護に関する「ＩＬＯ条約批准に関する決議案が提案され、これを決定。つぎに日中口交回復に関する決議案が総評本部より提出されこれも異議なく可決。勤務評定に反対し民主々義をまもる決議が総評本部より提案されこれを可決。紙パ王子労組の斗争支援に関する決議案が総評本部より提出されこれを可決。松川事件に関する決議案を総評本部より提出これを異議なく可決。けい職法制定に関する決議案（提案は炭労、全鉱、合化、全口金属）これを承認。首切り反対斗争援助に関する決議要綱について、全逓より提出、これを決定。国鉄労組の権利侵害反対斗争支援について提案これを確認。日本[illegible]首切り反対斗争支援要綱（全口金属より）についてこれを確認、公正裁判要請に関する決議を提案（全口討論より）これを可決した。

ウラにつづく

No.

情報

九州総評

年　月　日

占領期間中に於て米駐留軍などの不法行為により被害をこうむった被害者並に遺族に対する完全補償に関する決議、全日本通信労働組合、全日一般合同労働組合連合会提案に関る命令撤回要求に関する決議、インドシナ銀行東京支店従業員組合命令撤回要求に関する決議・安木炭坑提案の首切反対斗争支援に関する件。日鉄労組の北見以下反対斗争支援決議、西川紡大ネリ炎斗争支援決議がそれぞれの加盟単産から提案され、可決された。

方針・予算とも小委報告を確認

午后一時四十分休憩に入り、二時四十分再開された。冒頭、沖縄市長から次のような挨拶がされた。「皆様の御支援によって皆様することができました。また皆様から贈っていただきました資料で労仂会館ができつつあります。今後この会館で労仂者、市民がいろんなことを討論することを願っています」

その後、引続いて運動方針小委員会の報告が行われた。十八件の修正案を含めて六時間にわたって討論した結論が提案され、万場一致これを可決した。予算についても小委員会提案を万場一致異議なく確認し財政の確立がなされた。規約兼則委員会からの「専従役員長提案について早急に結論を出す」という報告を確認し、次の通りスローガンの採択に入った。

スローガン採択

- ○最低賃金制、時間短縮を統一斗争でかちとろう。
- ○教育を破壊する勤評反対、不当弾圧をはね返してスト権を奪還しよう
- ○生産性向上運動反対、首切りと失業に反対し職場の拡大を斗いとろう。
- ○原水爆実験禁止協定の即時締結と沖縄を含む日本の核武装反対
- ○国際連合を強め、アジア・アフリカの労仂者と堅く手をにぎろう。
- ○日米条約を廃棄し直ちに中国と国交を回復せよ。
- ○中小労仂者の組織化、臨時工制度を撤廃させよ
- ○主婦の会、婦人会を組織し農漁市民と提携せよ
- ○職場斗争を強め、産業別組織を確立せよ。地評地区組織を強化し労仂戦線を統一しよう。
- ○所得税の大巾減税と物価引下げの運動を進めよう。
- ○社会保障の大巾増額で国民生活の安定をかちとろう。
- ○政府・資本家の思想攻勢をはね返し、健全な国民文化を作りあげよう。
- ○教宣活動を活発にし、全組合員が勤評斗争に[illegible]。

以上の提案を拍手をもって可決し、新役員選出、大会宣言の採択、新役員代表太田議長の挨拶、旧議長原口氏の退任挨拶、閉会の辞、インター合唱、万才三唱をして五時すぎ、生活と権利を守り、平和、独立、民主主義をかちとるため総力をあげて斗いを展開する決意をあらたにして終った。

大会宣言

二月ヨルダンに民族独立の炎が燃え上った。今や次第に崩壊し去ろうとしている植民地奪取体制に狂奔するアメリカを先頭とする帝国主義勢力は、中近東への武力介入を強行し世界緊張を激化さしている。吾々はこのような緊迫した最中に於て総評第十回定期大会を開いた。

益々深刻化する世界不況の中で資本主義の矛盾の拡大をおそれる独占資本と権力は日本経済発展に不可欠の条件である隣人中国との貿易の道を自らとざし、アメリカ帝国主義に追従し、軍需産業の強化を図って将来を誤ろうとしている。

支配階級は平和日本の建設に努力を続ける国民大衆の意思をふみにじり、独占資本の忠実なる番犬的役割をそのままに、民主主義破壊の政策を次々に強行している。

平和を守る先頭にたつ総評に対し集中的な攻撃を加えてきている。われわれはこれらのシレツな斗いを通ずる一年の斗いの教訓を通じて突き進めた。とともに、まず生活と権利を守る斗いをうみ出して、総評労仂者の団結力を強化しながら、劣悪な労仂条件に苦しむ一千万にのぼる未組織の中小企業労仂者・臨時労仂者との交流を一段と強化し労仂戦線の統一をかちとることを決議しあった。

また、いま、日教組に加えられている勤務評定強行、民主教育破壊の攻撃に対し組織の総力をあげて国民諸階層との共斗のなかで勤評を阻止するまで斗いぬくことを誓いあった。

最低賃金制の確立、社会保障制度拡充の斗いに一層強力に取組み、なによりも国民諸層とのテイケイをつよめ、国民戦線を強化するとともに、その中核体としての役割を果せられている責任の重大さにかんがみて、与えられた組合から自主的な自らが作りあげた組合への成長運動への斗いに全力をあげて取組むことを確認、積極的な自己批判のなかからお互いに決意しあった。

今や総評に結合する三五〇万労仂者に課せられる任務はますます重要となった。

われわれはここに、大会で決定された方針にもとずいて、生活と権利を守り、平和と民主主義、さらに独立をかちとるために組織の総力をあげて命がけの斗いを展開する決意をあらたにするものである。

右、宣言する。

一九五八年七月二五日

日本労仂組合総評議会

第十回定期大会

（次頁につづく）

運動方針について

炭労から出した修正案

第一点

炭鉱賃金の斗い修正点三大頁上段後（設備月間を設け実力行使を積重ねる月間を設け臨時国会に政府案が上程可決されるような場合は時間内職場大会、時限ストを含む全炭労働者の統一行動を実施すると修正し、更に次の通り追加する。この結集された力と発展させつゝ目的達成までねばり強く斗いを続けていかねばならない。

三大頁行替え、全経緯を削除する。

第二点、炭斗態勢の組織である修正点、三八頁入の枠にこれまでのように……　ストをうつまで）を、全文削除しての（各単産はおそくとも来年二月上旬とあるを（本年末）と更め、更に斗争体勢をさらに（斗争体勢を完うする）とあるを、（斗争体勢を完うし二月を決戦の時期とするに修正。

第三点は災害に対する斗いである、修正点は、三九頁上段『（五）しつように交斗してこれを守る斗い』を）（五）しつように交斗し権利と生命を守る斗い」）と更め

四〇頁下段（一六項の次に次の五項目を挿入する

17、合理化と災害、賃金と災害等の関係について実体調査を行い経営者並に監督官庁に対して適切な災害対策と監督強化を要求する。

18、鉱山の労働安全に関する法規の厳守並に不断な保安に関する改正のための準備を行う。

19、各単産は各職場の安全を確保するため保安の安全要員を設ける斗いを起し、職場の巡視を積極的に行い安全確保の斗いを進める。

20、会社のサボにより重大災害をひき起した場合抗議ストが実施できる必要がある。このため各単産は常時啓蒙活動を行う。

21、出来高制賃金加給制は生産高と結びついた賃金制度を採用しているところで、安全確保のためには生産高が低下した場合には適宜の保障賃金を確保させる。

その他に全鉱連、全国税、全税関、全司法、合化労連、全逓、紙パ、新聞労連、全印刷労連、日教組、全国水道、鉄鋼労連、全国金属から修正案が出され討議した結果、十五頁のわれ〳〵は如何に斗つたかと全文について修正案が出されたが、小委員会案通り決定された。

予算については、

組合費一人当、三円二十銭　代議員数に比して負担方式を行い。更に組合員一人当り五十銭を加えて各組合の組合費とすることで約三割程度の引上げが可決された。

以上

No. 9

情報

九州炭労

1958年
7月29日

期・斗

会社全く譲歩の意図なし!!

戦術委長期斗争の推進を指令

去る七月一六日代表折衝において提示された一五,〇〇〇円の案を不満とし住友金山が一八日一番方より無期限重点ストに突入して以来十余日を経過した。その間会社は不誠意極りない態度をとり続け、われわれの誠意ある努力にも拘らず今だに一回の交渉すら持たれていない。中央戦術委（七・二八）は四号指令の情勢分析にもとずいて長期体勢を確立し、目的達成まで断乎斗争を推進することを決定して次の指令を発した（指令本文中の中見出しは大本にて挿入）

×××××××××

長期斗争推進に関する指令

ー中斗発第六号ー

期末手当中央斗争委員会は、さきに指令四号をもって交渉経過並びに石炭資本の企図と態度及び戦術委員会の決定について明らかにしたが、今次期末手当斗争は分析の通り極めて困難且つ長期化の様相が益々明確になった。戦術委員会（七・二八）はこの事態を全組合員、家族とともに再確認し、目的達成の日まで完全な結束を図り、断乎斗争を推進することを決定した。よって次の通り具体的行動を指令する。

記

一、各支部は別紙にもとずき会社の企図と、今次斗争の将来に及ぼす影響の重大性を全組合員と家族に周知徹底せしめ、斗争についての思想統一をはかれ。

二、従来から慣習として実施される団体又は家族的な会行事を完全に中止若くは延期することは組合員感情として極めて困難であると判断される。よって各支部は今次斗争の重要性を充分説明し、これらの諸行事は斗争体制下の行動とし、つまり団体行事は斗争意識昂揚の部落の大衆行動として）計画指導し、財政的支出の節約をはかり、長期斗争推進に支障なきようにせよ。

三、各支部は炭婦協（主婦会）及び各農漁団体並びに周辺商店等に対し、協力を要請、又各行事にも特別寄附、中元贈答等の虚礼廃止運動を展開し、特別支出の節減に努めよ。

四、各支部は団体又は個人の貯金のための積立として、全組合員を対象とする斗争積立金の一時払出し及び労金、会社より一時金借用等の処置は講じないようにせよ。但し斗争中やむを得ない事情を有する組合員に対しては、共済会等により個別貸付により救済を行うようにせよ。

五、各支部は次の指標と日程に基き、果敢な大衆行動を実施し、山元経営者に対する抗議交渉を行え。

㈠ 指標

1 期末手当解決のための抗議

2 八月分支払賃金より保険料金の一時延期（組合費、斗争費、勤労所得税等は除く）なお本要求と併行し周辺商店生産者の掛売代金、月賦支払の一時延期について話合いを行え。

㈡ 日時

八月一日、二日の両日は各番方入坑前若くは昇坑時に大衆抗議交渉の実施。

八月三日全支部一斉総決起大会を開催し抗議を行う。

八月六日　各支部は株式配当停止、新規採用反対、並びに期末手当要求貫徹の指標をかゝげ、入坑時番　休憩時間（坑内、坑外）を利用して、職場大会を開催し決議文を山元経営者に取次せよ。

六、非突入支部の職場斗争について

中斗発第四号をもって指令したが、その行動は必ずしも積極的に実施されているとは判断されない。各支部は斗争長期化の本質を理解し、職場斗争の組織化に努めよ。

七、中央情勢の説明及び長期斗争体勢確立のため八月一日地方本部三役並びに執行部全合同会議を開催し、次の通りオルグ派遣を行う

㈠ 派遣オルグ

北海道〜野口・東海林・相沢・木下・土屋

常磐〜野宮・栗田（本）

山口〜杉山

九州〜藤岡・森田（本）（山口兼務）・森山・石坂・高垣

㈡ 期間

八月一日以降約一〇日間

以上

八月一日九本才35回地方委開催

八月三日各支部一斉総ケッ起大会

〰〰〰〰〰

難行する大辻賃斗。会社解決の誠意なし

無期限スト突入以来、今日迄会社はスト前の回答即ち、教育手当・坑外入坑手当・非常呼出手当・早出残業手当の四項目についてのみ話合いをしたいと主張、これに対し組合側は四一項目の要求事項を一八項目にしぼり、更に解決を前提に九項目にしぼって団交に臨んだのであるが、全く会社は反省の色さえみせず逆に追い打ちをかけるような挑戦的態度を示し、福岡に於いての代表折衝は全く進展なく険悪な状態を生じている。組合はこのような会社の不誠な態度に怒りは頂点に達し連日大衆行動をもって抗議しているが長期斗争の様相が非常に濃くなってきた。

〰〰〰〰〰

会社・スト前の回答固執

去る七月四日、無期限ストライキ突入以来、二六日目を迎えた大辻支部の闘斗は、七月二〇日たまたま福岡本社から帰山していた矢野重役に対し組合員のイカリが爆発し会社事務所におしかけた組合員は「何故われわれの要求に応じられないんだ」と詰めよった（高義四号）。その席上矢野重役は、二五日頃代表折衝で説明すると約束したが、会社はその約束にもとずき、二五日午后二時から大辻炭鉱福岡本社で代表者折衝をもちたいと申入れてきた。折衝は組合側永野、田内（大辻）、光永（九本）と会社側、氏生所長、矢野総ム部長、林勤労課長他一名で行われ、冒頭会社は、分離条件（大辻炭鉱が貝島から分離したとき、労働条件については貝島より低下させないと約束していた条件）については昭和二三年当時の問題であり、そのような文書は残っていないし当時の会社代表者は竹内礼三氏でありその後昭和二五年株式会社発足と同時に竹内氏は引退した。法的にも道義的にもそのような責任はないと分離条件の廃止を一方的に表明、引続いて賃金については坑内夫一方三四円五〇銭、坑外一方三〇円、細部要求については、教育手当、早出、残業手当、非常呼出手当、応援入坑手当の四項目以外には応じられないと回答去る七月五日の最後回答の線を固執、事態解決のための誠意は全然認められなかった。

組合九項目にしぼる…才五回団交

二六日午后二時から再度代表折衝のなかでも会社は昨日の主張を固執し組合側の質問に対してもツ、ケンドンな回答で応対し、誠意は見られなかった。

組合は別室協議をもってこの事態をどのようにするかを検討した結果事態は代表折衝の域をこえており、団交をもつべきであると結論に達した。

翌々二八日午后三時より福岡同所、本社において第五回の団交をもったが、会社は代表折衝時における態度から一歩も進展をみせなかった。

組合はこの重大な事態を収拾するため、一八項目の細部要求を、九項目に整理大きく譲歩して交渉を軌道にのせ早期解決への踏み切りを提示、会社の反省を求めた。会社は明二九日午后三時の団交で回答する旨約束し団交を一応うち切った。

この九項目の中には、毎年特外から四年加給されていた、年令年功給、転職の基準で係争中であり、団交で明確にすると約束されていた特殊鉢の鉢入代についてまで会社は団交の項目に加えることすら拒否するという良識ある労資の慣行を無視した態度に対し山元組合員のイカリはその絶頂に達しつゝあり、七月四日無期限スト突入以来二十数日目にしてはじめて代表折衝に入った会社は誠意をみせず、長期斗争えの色が濃ゆくなり、山元組合員は、各地共オルグに激レイされ連日炎天下に大衆動員を行い長期斗争の態勢をかためている。

交渉遂に決裂!!

二九日午后三時の代表折衝で会社は四項目以外は交渉に応じないと主張したので組合は譲歩して九項目にしぼったが会社の誠意がみられないので白紙撤回し一八項目に戻すと宣言し退場事実上決レツ状態となった

No. 10

情報

九州炭労

1958年 7月31日

中央企業斗争企業再開にふみきる

平常な状態で代表接渉促進……

遺体搬出、救援のための臨時休業あけとともに、七月二八日から全面救出再開をめぐつて会社、炭労代表と話し合いが始められた。会社側より「炭労オルグ団の居住区常駐活動を直ちに中止し引揚げてもらった後平常状態のなかで話合いたい」旨の主張があり、対策委員会はこれを了としてオルグ団はそ俗町近く引揚げた。炭労側としては解決のため最少限に主張をしぼり、労力を傾けた結果、終始一貫閉山の方針をとって強硬な姿勢を示していた会社え、ついに組合側の要望をつくした誠意に抗しきれず、七月三〇日企業を縮少して再建することにふみきつてきた。七月三一日江口支部の大会を開いてこの結果を確認する。

難行する代表接渉

七月二六日午前十時三〇分から今後の坑底救出についての第一回話合いが、会社側々林所長、中村課長、炭労側花園、山本の両氏間で行われた。

炭労側は、企業の社会的責任を考慮して閉山の方針を改めてもらいたいと要望し、また労働攻勢のためにはある程度期的主張を譲歩しても、事態の急速解決を図りたいとの態度を伝えた。

これに対して会社側は企業採算上やむをえず閉山を決定した。事前は変っていないが組合側の意を組みマク検討して回答したいとのべた。

なお組合側は再開した場合の生命線とみなすべき第二ディーゼル坑道の救出作業が行われることは労務攻勢の話合いに際して重要な行動であるからやめてもらいたいと要望し、このことを含めて早急な回答を求めた。

ついに企業再建にふみきる

七月三〇日午前九時半から約四時間にわたつて相愛(あとで参加)林、花園、山本の折衝が行われ、会社側から前日の組合側要請に対し次の回答が行われた。

1. 閉山を決定した当時から既に坑内事情は悪化したが、組合側の再開の要望に対して、会社側は万難を排して再開の方針にふみきった。

2. 従って第二ディーゼル坑道の救出作業は直ちに中止する。

3. しかし是迄直下一八〇米の方針整備を行うのであるから、具体的問題については未だ明らかにしえないが、維持の救出作業は、坑内事情の現実にたつて次のごとくならざるをえない。

イ. 二片排水作業。
ロ. 第三坑のガス口排水作業
ハ. 第二ディーゼル坑道の掘進

4. 再採用について

従って当面の就業人員は現在の三〇人位でやっていきたいが、作業個所の拡大、期間の増加に応じて解雇者を再採用して補充してゆく。

5. 就労条件(賃金)

当面余裕がないので常設年齢を廃止し、従来の條件、期末の内容、作業内容、就労の比率等を考えて新しい角度から取りきめたい。

6. 三〇八名の在籍者の給与については絶対保証するが、もし退職を希望される場合は、一定期間を限って受付け、さきの解雇者と同様の予告手当と退職金を支払う。但しこの場合再採用の対象にしない。

組合側では、会社の回答に対し、午后二時三十分から四時在村委員会を開いて検討し、諸問題についてそ炭労で交渉する方針をたて夕刻からの交渉にのぞむことにした。

午后九時からの代表折衝のなかで、了解点に達し、次の通り協定書を取交した。

協定書

中央鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合九州地方本部とは本日江口炭鉱出水事故に係る再建問題に関し左記の通り意見の一致をみたので協定書を取交し各壱通を保有する。

記

一、会社は現在実施中の閉山業務を中止し炭鉱再建を行う

二、右再建のための諸問題については会社と山元組合執行部との間に於て話合いをおこなう。

昭和三三年七月三〇日

中央鉱業株式会社
江口鉱業所々長　林　為男

日本炭鉱労働組合九州地方本部
執行委員長　丸岡　吉夫

覚書

中央鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合九州地方本部とは昭和三三年七月三〇日付江口炭鉱再建に関する協定書に基き左記の通り覚書を手交し各壱通を保有する。

記

一、会社は現在在籍中の鉱員は引続き雇傭する

二、会社は六月二〇日付解雇した鉱員については、再建現場の必要に応じ優先的に採用する。

三、会社は現在在籍中の鉱員にして退職を希望する者については、会社都合により退職手当を支給する。但しその申出は組合にて取まとめ、申入期限は八月三日限りとする。

尚人員は作業に差支えないことを限度とし、その者については再採用はしない。

吹きすさぶ恐慌のあらし

―中小鉱に首切り閉山が続出―

期末斗争は勿論のこと、賃金斗争も解決していない中小Cクラスでは下向の一途をたどる石炭産業の波をうけ随所に閉山と首切りが発生している。今年に入って炭労傘下でも亀山、小倉の首切りと倫において閉山が決定した。これにつゞいて加茂、深田に現在首切りと閉山が行われようとしている。この問題は、中小企業に対する独占資本の圧迫だとか、個々に起った問題を山の条件によってきめるということだけでは問題の解決にはならない。今後中小の中でCクラスにも、大手の中でもこの種の問題は必らず発生するだろうし、現に恐慌は起っているしもっと深刻になると思われるのでジックリ将来の見透しを正確につかみ力強い斗いを起さなければならない。

会社の不手際を労働者に転嫁

加茂 炭労の賃斗方針に基いて交渉を進めていた加茂炭礦では、七月八日の団交で、炭価の下落と不況により賃金は上げられないと主張すると共に、首切りを提案してきた。

もともと現在稼働している第二坑は炭量が約九千屯しかなく、会社は二月に事業団に対し買上げ申請を行っており、その代り古河目尾の鉱区の譲渡をうけこの新坑を計画していたが、八月の着炭予定がのび計画が大巾にくるってきた。

会社はいそかは、金を塊にして第一次として二割～三割の解雇、第二次として四～五割の整理を企図していた。炭労は既定方針通り賃斗と企斗を切りはなして斗いを進める方針であったが、いきなり首切りを提案したことに対し抗議すると共に、七月一九日団交撤回についての申入れと企業整備に対する資料の提出を求め二三日の交渉で三〇日に資料の提出を約した。

八〇名の首切り、退職金は払えない

三〇日の午後五時から団交の予定であったが、資料提出を約束しておきながら、予定時刻になっても資料ができず、漸く六時三〇分になって交渉に入ったが、その資料が鉛筆書きで、でたらめな数字で組合側から追及されてあわてゝ訂正するという珍事も起り、最初から不誠意極まる態度をバクロした。

会社の提案は次の通り

現在の可採炭量は約九,〇〇〇屯、これは月産一,八〇〇屯として一〇月一五日までに採掘する。新坑開発が一〇月頃になるので、それまで持ちこたえるには八〇名の整理が必要である。しかも首切はするが金がないので、退職金は払えないという非常識きわまる態度であった。

当然組合としては、資料の不備を追求すると共に新坑の計画もたてない中で、首切りを目的にした会社の提案を拒否し、再度の両整備を求め、社長の帰山後、八月七日に交渉を約して別れた。

その間企業整備に対する組合の態度をきめるため下部討議を行うことになった。

ピストン操業も遂に閉山

深田 深田労組も二,〇〇〇円の賃上げ要求に対し、逆に会社側から二,〇〇〇円の賃下げ提示をきっかけになり、閉山を打ち出してきた。即ち㋑炭価が下落したので経営が困難になった。㋺破綻に近くなった。㋩六千万円の負債をかゝえている。㋥電力会社から送電停止をくった（六五万円の電力料金未払）が理由である。

同鉱は三菱鯰田の残掘のあとを引きうけ三〇年一一月に再開したが、両側の廃坑に水没の危険にさらされ、昨年五月には自然出水により、会社から四八名の解雇を申入れてきたが、両組対策委員会を設置しなんとか全員就労をかちとった。しかし、その後、少しの水でも坑口まであふれ、坑内作業が出来なくなり、その間失業保険でくいつなぎ、排水するとまた作業をつづけるという状態をくりかえしていたが、遂に会社は閉山を打ち出したものである。

組合は、七月二七日に大会を開いたが、殆んどの組合員は「こんな山には未練はない。良い条件をとってやめてしまえ」という意見が圧倒的であるが、炭労としては、情勢をみて方針をきめることにしている。

嘉飯山炭地共で
対策委を設置

嘉飯山炭地共では、加茂、深田におそいかゝっている企業整備に対し反対斗争を進めるため、対策委員会を九州炭労執行部、二瀬、下山田、鯰田各労組で構成し設置することを七月三〇日の炭地共会議で決定、「こんな山には未練はない」ということでは問題の解決はありえない、全労働者の生活擁護の斗いとして力強い斗いを組むことになった。

以上

No. 11　**情報**　九州炭労　**報**

年 8 月 2 日

赤平に保安出炭規制を指令

——中斗発才七号——

今次期末斗争のチャンピオンとして、無期ストライキに突入している住友赤平炭鉱一坑で、七月二四日大崩落があり、自然発火の危険から坑口閉塞を行ったため、三本の坑行切羽を失う（約七〇名が職場を失った）という事態が発生した。中央は、直ちに、野口副委員長、東海林保安部長を現地に派遣駐在せしめ斗争指導にあたらせた。その結果、会社の主張する「自然発火を防止するので保安出炭を認めてほしい」という裏には、組合を破壊し、斗争を挫折させようとする意図があることを明らかにした。このような会社の「坑内事情」を理由とした、組織破壊の攻撃に対処するため、才四号指令を更に徹底強化する。次のような指令を出した。（八月一日付）

中斗発才四号の強化に関する指令

一　われわれは、今次期末斗争にあたり、早期円満解決を目指し、最大努力を傾注してきたが、頑迷な経営者の抵抗によって、再び長期かつ困難な斗争に発展せんとしている。賃金斗争における最長期斗争体制の強い意識と、固い団結を基礎として一社無期ストを採用し、住友炭鉱傘下各支部を無期限ストに突入せしめると共に保安要員を縮減し、石炭資本の屈服を促す戦術を確立し斗っている。保安要員差出し炭鉱について、われわれはスト中における会社財産の保護の責任と義務を負担する必要はない。したがって、鉱の態度と保安放棄を考慮しつつ、生命の完全確保と重大災害の予防を基本として、保安要員差出しの削減を行うものである。

二　戦術委員会（七月二四日・二八日）は、住友赤平支部の坑内事情に鑑み、東海林保安部長を七月二四日以降現地に派遣駐在せしめ、更に事態の緊迫化と共に七月二八日以降野口副委員長を派遣し、斗争指導の万全を図り、強力に斗争を推進してきた。

赤平支部の状態（三）

⑴　赤平一坑においては、七月八日発生の崩落に起因して、七月二四日更に大崩落を起し、自然発火の危険防止のために当該区域を密閉し、三本の坑行切羽と約六万八千屯の可採炭量並びに坑内夫約七〇人の職場を失うに至った。このことは、斗争指令の保安出炭拒否とは無関係に発生したものである。

⑵　七月二三日、会社側より赤平支部に対し文書をもって自然発火防止の為、一坑三五〇米一二号七番肩何下段払、同三〇〇米一二号七番肩何払、同三五〇米一二号七番北側払、竪坑中片西側七号八番払、二坑一四〇卸下三号一一番払の保安出炭を要求してきている。その后二五、二六、二八、二九日と殆んど連日の如く電話、面談、事務折衝等をもって執拗に保安出炭の申入れを行ってきている。赤平支部は、最高斗争委員会、斗争委員会、保安調査委員会等において検討を行いつつ、頑強に会社申入れを拒否している。従って、未だ中央は、正式に文書の交渉、会社よりの事情説明、坑内調査等を行っていない。

会社側（赤賀経営担当者）の態度（四）

賃斗中には、毎日保安出炭を続けながら、なおかつ、自然発火の危険から閉鎖できない坑内事情にあると主張している。スト突入当時に一三日間を緊急に要望している。もし、それが炭労指令四〇号に指摘した諸対策の効果とすれば、それ以前の保安対策が、いかに粗雑なものであったかを明らかに証明するものにほかならない。もしまた、危険が迫りつつあるとすれば、保安出炭拒否を強力に主張し続けている組合側の態度に対し、彼らに保安出炭の要請を繰返すのみでなく、それ以外の防止対策の積極的実施や、旧坑対策、更には本社に対して組合の強い態度を伝えて早期解決にふみきらせる行動をとらせるなど、積極的に事態解決に努力させるべきであるにも拘らず、これらの施策が行動にあらわれていない。あまつさえ保安監督部をして明らかに争議介入たる異例の組合に対する勧告（切羽作業再開、保安出炭による自然発火防止の内容）を出させる。このことは、どたん場にくれば、職場を失いたくないとする組合員の感情は、炭労指令を無視し、保安出炭に動いてくると考え、そのときそれを逆用をして危険を回避し、組合内部に混乱を起させ、斗争に水を差そうとするものである。

今后の具体的指導方針（五）

われわれは、ストライキ中の自然発火やガス爆発対策として、危険の予想される箇所において、安全な状態のうちに可及的速かに密閉実施の方法によって、安全確保に協力し、スト終了后は再度取明けて採炭するとの方針をとり、スト突入当該支部を通じてしかくの考え方を明らかにしてきた。即ち、重大災害を誘発させた后で密閉を行い、永久放棄、職場、資源の損失を企図しているものではないのである。しかし、会社側はわれわれの正しい真意と意図する方向を適確に理解せず、前項にのべた如き非礼な態度を終始一貫とってきている。その結果、赤平支部をはじめとして、スト突入各支部の坑内状態は極度に悪化しつつあり、必然的に重要な事態を招来するのは時間の問題と判断できる

（うらにつづく）

No. 12
情報
九州炭労
1958年 8月 4日

期末斗争 二一、〇〇〇円で妥結
直ちにスト中止を指令

七月一六日午前三時四〇分、これ以上代表交渉を継続することは無意味であるとして交渉打切後、漸く一七日目の八月二日午後一時頃、石炭連盟の松本専務理事が炭労事務所におとずれ、「本日午後九時より委員会に於て代表交渉をもちたい」旨の申入れがあった。

戦術委員会は申入れに対し検討の結果、これに応ずる回答をし、直ちに各地方に甲斗争本部指令（夏期斗争の体制強化）の周知徹底のため派遣されていた中央委員を緊急中央に召集し、交渉体制をとゝのえ、代表交渉にのぞんだ。

その後、八月二日に一七、〇〇〇円、八月三日より四日にわたる徹夜団交に於て、一九、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円と提示があり、四日午前五時三〇分に会社より二一、〇〇〇円　事態収拾の線として提示され、交渉団はこれを了解してストを解除した。

交渉再開　一七、〇〇〇円でる

八月二日午後一時に行われた委員会よりの申入れにもとづき、同日午後九時十五分より石炭協会において代表交渉がもたれた。

代表交渉のメンバーは、経営者側より、松本石炭協会専務理事、松本住友石炭労働部長、神林住友石炭労働部次長、大滝古河鉱業労働部長、炭労より原委員長、藤岡副委員長、古賀書記長、田中斗争委員次長、篠山組織部長、で、この交渉の席上、会社側より要求額にはほど遠い一七、〇〇〇円（内税込一、七〇〇円）その他従前通りという解決案が提示された。更に会社側は、以上の額の支払について、企業支払能力を超過した炭鉱が出て分割払いをするところもあるかもしれないと不況を強調するかのような発言をした。

これに対し炭労交渉団は鋭い追求を行ったが、会社は「そういう炭鉱も出てくるであろうと推測したまでです」と議論を回答をもらしてにげた。従って炭労は額は勿論このような会社態度には全く不満であると強調し再考を促し午後一〇時二五分休憩に入った。

更に午後一一時頃代表交渉が再開され、経営者側からもう少し検討して内部調整も図りたいので、本日の交渉はこれで打切り、三日の夕方まで時間をかしてほしいという申入れがあり、斗争委員会は、これを了承、交渉団は委員会より全員引揚げ交渉を打切った。

交渉委員をしぼる

八月三日午後一〇時一〇分、前日に引続いて石炭協会において代表交渉が再開された。

メンバーは、前記の炭労側代表に、九州オルグより帰京した吉江調査部長を加え、六名となった。

一〇時三〇分になり、経営者側より、ぎりぎりの線だということで、一九、〇〇〇円の提示があった。

これに対し、炭労側代表は、現在の段階において、末端にこの線しか提示出来ない経営者側の考え方は、事態収拾について誠意に考えていないものである。よって早期に問題解決の線をきめるべき段階であるといって、一〇時四五分休憩に入った。

その後経営者側より解決のため努力したいので、交渉メンバーをしぼった中で話を進めたい旨の申入れがあり、午後一一時四〇分、戦術委員会で検討した結果、この機会をのがすと、会社の解決はおそらく困難と考えられる。従ってメンバーをしぼっても交渉を続け、最後の努力をすることが現状からして最良の方法と思われるので、交渉員に権限を附与し、折衝をつゞけることが確認された。

原・松本交渉で
二一、〇〇〇円で了解点に達す

八月四日午前一時三〇分より、松本（住友）、原委員長のトップ会談がひらかれ、話合いが続けられた。この過程において、これ以上の額を提示することに経営者側代表は困難であると出ししぶったが、午前四時すぎ二〇、〇〇〇円の提示をした。その後強くくいさがってトップ会談をつゞけ、ついに午前六時三〇分にいたり、二一、〇〇〇円（税抜き二〇、七〇〇円）（昨年上期より五〇〇円オーバー、下期より三、五〇〇円下廻った額）で妥結することになり、直ちにスト中止指令を発しスト突入支部（赤平、歌志内、弥生、奔別、奈井江、忠隈、潜竜）に発し、スト突入、一八日目に大手一三社の夏季期末手当斗争は幕をとじることになった。

出炭低下に賃金カットせず

尚、以上のような妥結状態で、長期ストに入っていた各支部は、平常通りの作業が困難であり、出炭低下も考えられるが、これに対して賃金カットはしないという確約をした。

忠隈、潜竜の就業時間（四日）は次の通りで、明日（五日）より平常に復することになった。

忠隈
一番方　午前九時～午後四時
二番方　午後四時～午後一二時
三番方　午後一〇時～五日午前六時

潜竜
一番方
二番方 } 忠隈に同じ

No.

情報

九州炭労

年　月　日

三番方・　午後一〇時〜五日午前六時

協定書

住友石炭鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三三年上期賃金期末手当に関し、次の通り協定する。

記

一、昭和三三年三月末在籍鉱員（組合専従者及び臨時派遣者を除く）一人当り平均三一、〇〇〇円（税込但し勤労団体貯蓄金一、七〇〇円は手取）を支給する。

二、配分については、別途、会社、住友炭鉱労働組合連合会間に於いて協議決定する。

昭和三三年八月四日

炭労代表　原　茂
住友社長　福永年久

附帯諒解事項

住友石炭鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三三年八月四日附協定書に関し、次の通り諒解する。

記

一、四月一日以降入籍し、引続き支給当日在籍する鉱員に対し、別に次の金額を支給する。

1、四月中の入籍者　三、六〇〇円
2、五月　〃　二、九〇〇円
3、六月　〃　二、二〇〇円
4、七月　〃　一、五〇〇円

二、期間中における停年、解雇、死亡及び公死傷疾病による中途退職者の取扱いについては、従来の通りとする。

三、その他の事項については、別途、会社、住友炭鉱労働組合連合会間において協議決定する。

昭和三三年八月四日

労資代表署名捺印

覚

今次スト中の取扱いに関し、左記の通り覚を取交す。

記

一、諸休暇の平均賃金の算定、諸休暇の取扱い、年次有給休暇の資格取得率の算定等については各山従前の慣行による。

二、会社の貸金、並びに前貸金の返済については、繰延べる。
具体的な取扱いは実情に応じ協議決定する。

三、生産能率査定、家族手当の取扱いについては従前の通りとする。

昭和三三年八月四日

労資代表署名捺印

（スト明け後の住友の各山の取扱いは企業連で話がついているということである。）

職員協定書

住友石炭鉱業株式会社と日本炭鉱労働組合とは、職員に対する昭和三三年上期々末手当に関し左記の通り協定する。

記

住友石炭鉱業株式会社における職員については昭和三三年上期の取扱いに準じ会社組合間で別途協議決定する。

昭和三三年八月四日

労資代表署名捺印

（右職員協定書の意味は、昨年の上期々末手当と同様の取扱いに準じてやるということ。）

〔註〕両協定書労務者の取扱いについて
協定者なら除外することになってはいるが、資格別協定で在籍者となっておれば、各企業別で交渉して、支給させることができる。

以上

No. 13

情報

九州炭労

年
8 月 8 日

中小闘斗 A級は七日のスト突入后妥結

B級・岩屋の妥結を除き八日より実力行使

中小闘争は大手解決に引きつづき、早期解決を目指し、先ず中労委が先鞭を切つて八月四日から各社の代表が福岡に集結しそれぞれ所内各所で交渉に入り全支部がストになだれ込んだが七日朝六時三〇分飯塚を皮切りに山口、立川、共同、新屋敷、早良が午前一一時半までに妥結し、九鉄は[illegible]八日午前〇時に漸く妥結しストライキを中止した。

Bクラスも中労委の成案にならい七日から交渉にピッチをかけ、岩屋が八日午前四時に妥結、伊敷浜、新山野、武然の各支部は八日一番方より無期限ストに突入した。

長期態勢から急転解決へ

中小の要求額は大手にならい前期要求額プラス千円を原則として決定したが従来中小の斗争方針は大手との格差縮少で斗いを進めていたが、今年度は格差解消を求めて夏斗もそうであったが期末も大手の要求額に対する遂行率を基礎として斗争を組んでいった。然し大手が長期化の様相が濃くなるや、大手妥結の成果をみて斗いをおこしていた中小も技術的に早期終結が困難になったが、期末の性格を決定する拡大は今期斗争を成功させるためあらゆる障害を克服して大手に指令された大斗指令の戦術にそって体勢の確立に全力を注ぐことになったが、大手の状況が急転し四日に解決するや、直ちに中小も交渉に拍車をかけ従来のように小刻みな額の提示は求めず一挙に解決をいどみ、形式的な期限付回答の要求等はやめ四、五、六日と交渉をつづけ七日からA級は一斉にストライキに突入した。盆を間近に控えて限られた日数の中での斗いは非常に不利なものであったが、大手の前期妥結に対する八九％を獲得して妥結した。

格差拡大の会社意図を粉砕

会社側は深刻化しつつある経済不況を利用して一昨年末組合側から押しまくられた失地を回復するためこの際大手との格差をさらに拡げようと企図していたが、今までの斗いの積みかさねで経験と自信と実力をつけた組合員の攻勢を押しかえすことができなかったことは、組合員にとって将来への斗いに対する認識を深々たかめ、B、Cクラスに多くの影響を与えたことと思われる。

妥結内容

立川

四日第一回交渉したが各支部同様提案程度で額の提示なし、五日に第二回の交渉をもったが、ここでも具体案出ず、午后一〇時組合は交渉を打ち切り第三回交渉は六日の午前九時から約三〇分行われはじめて一九、五〇〇円の一次案が提示され、七日午前二時、二〇、五〇〇円を組合はこれは拒否その後会社は二〇、六〇〇円を提示したがまとまらず午前七時、二〇、七〇〇円で妥結した。

飯塚

四日に第一回の交渉で第一次案一五、五〇〇円、六日午前一〇時に一八、〇〇〇円、七日午前三時一九、五〇〇円の三次案を提示、午前六時三〇分、二〇、二〇〇円で解決。

共同

四日第一回交渉、六日午前九時一〇分に第一次案一八、五〇〇円を提示、七日午前五時一九、八〇〇円を提示、[illegible]たが、[illegible]い出し組合から激しく追及され午前六時四〇分、二〇、三〇〇円で解決、従来の飯塚との格差を排除した。

早良

四日第一回交渉、五日の第二回交渉で前年度上期の八〇％（一四、八〇〇円）を提案、六日の交渉で一七、六〇〇円、七日に第三次案一九、三〇〇円で交渉を一時打切った。午前七時頃から再開し、午前一一時一九、六五〇円別に一〇万円（一人当二〇〇円）を提示したので解決。同労組は、職鉱一本であるので職員の期末も同時に解決した。職員は鉱員の三倍、助手は二倍

山口

四日、五日にわたり交渉したが、会社側の意見の統一ができず額の提示はなかった。漸く六日の交渉で第一次案一七、〇〇〇円、七日の午前二時三〇分にいたり非公式に一九、四〇〇円が出たがまとまらず、午前九時四〇分一九、五〇〇円プラス二五〇円で解決。

新屋敷

四日に第一回交渉、五日の交渉で昨年度実績の八〇％（一四、五〇〇円）の第一次案を提出、六日の交渉で一七、二〇〇円これを拒否して交渉を続けたが、会社側は従来あった早良との格差を今回もつけようとして組合と対立、交渉は進展せず、七日午前一一時三〇分に至り漸く一九、七五〇円で妥結した。

大隈

五日に第一次案一三、五〇〇円を提示、六日午後九時三〇分から交渉を続けたが進展せず、七日の午前二時になり漸く前年夏期の一七、〇〇

〇円の提示があったまゝ、進展せず、各支部とも七日の二番方からストを中止したのに会社の不誠意で解決をみず八日の午前二時にいたって一九、三〇〇円で妥結した。

伊岐須、新山野、筑紫、小倉はストに入る

— 岩屋一五、一〇〇円で解決 —

B、Cクラスも中労共の解決のあとをうけて七日から精力的な交渉をつづけ、岩屋が八日午前四時一五、一〇〇円で、古の浦が八日午後一〇時三〇分に一三、六〇〇円で解決したが、伊岐須、新山野、筑紫は八日から無期ストに突入した。

伊岐須

六日の午後七時より交渉を行ったが、一〇、〇〇〇円の提示があり、これを拒否、七日午後七時三〇分からの第二回交渉で一〇、五〇〇円の二次案がでたが決裂、予定通り八日からストに入っている。

新山野

八日午前四時一一、二五〇円、一〇日～三回完全在籍、中途入籍者は日割の提案があったが、決裂。

筑紫

八日午前四時、第一次案一一、五〇〇円の提案を決裂しストに突入

樋口

六日、七日とそれぞれ福岡本社で交渉をもったが額の提示なく、九日からストに入る予定

福安

八日六日午後五時の交渉で坑内外成人八、〇〇〇円、保安六、四〇〇円、七日の交渉で完全在籍者八、五〇〇円で拒否、ストは九日から無期限の予定。

仁保

七日の交渉で、完在六、〇〇〇円、不完全在籍三、〇〇〇円が提示され、これを拒否、組合は九日午後五時の期限付回答を要求し、一〇日に大会を開き態勢をかためるとともに、無警告ストを行う。

小倉

六日、七日と二回の団交を行ったが、会社は、水害による損害を理由に期末手当は出せない。寸志程度なら出すが、その額は会社が勝手にきめるから明示しないと全く問題にならず、午後六時までの最終回答を要求し交渉を続けたが進展せず決裂した。八日から無期ストに突入と同時に決起大会を開き態勢をかためている。

伊賀

六日から交渉に入り、前期の妥結額を一、〇〇〇円オーバーした七、〇〇〇円の提示があり、これを拒否したが、七日午前七時、七、八〇〇円で妥結した。

以上

No. 14

情報

九州炭労

1958年 8月8日

本城炭鉱、会社私設水道より赤痢

～保健所の設備改善の警告を無視～

八月七日現在三四名の集団赤痢患者が発生した本城炭鉱では（八坑炭住居住者約二十人）八ヶ月前より居住区要求として飲料水の問題をとりあげ、会社の行っている簡易水道施設改善の要求を行い、大隈保健所にも法に基き善処されるよう要望していたが大隈保健所も水質検査の結果、飲料水としては不適当として設備改善の警告を再三行なったが全然改善されず、赤痢発生となったものである。

会社は、組合員及び山田市民に対する社会責任については何ら感じておらず、防疫対策本部の指示を待つのみで積極的に対策を行う熱意はみられず、七日山田地区労本城対策委員会は厳重抗議を行った。

うす黒く濁った水道の水

本城炭鉱の簡易水道は、近くの山田川を水源とし、二米平方の集水口二ヶ所より十五米平方のポンプ用バツクの途中に石・砂利による浄化装置がある、集水口の囲いは破損しているので、汚物が集積され、粉炭の屑ができているので効果はない。又この川の上流では市が汚物を処理している。ポンプで吸上げられた水は塩素で殺菌し、貯水槽に送られるが、貯水槽の浄化装置は保健所の検査で効果なしと云われていた。この様な施設であるから朝早い水道の水は黒く濁っており、午後の水もうすく色がついている状態で今日迄伝染病が発生しないのが不思議な位である。このような水道施設に対し警告のみを発し、積極的な指導を怠った保健所及び水道所、市当局の責任も又厳重追及しなければならない。

緊急代議員会で申入書決定

八月五日代議員会を開催、会社の責任追及はあくまで追行うが当面する対策としては、赤痢の蔓延を防ぐ方法として患者の隔離と社宅内の消毒に重点をおく、又会社の水道施設及び衛生管理不充分のため犠牲になった組合員は安心して療養できるよう賃金補償を行わせる申入書を決定し、六日提出した。

一、防疫対策

1．衛生管理上、坑在所内の清掃・糞尿処理を完全にされたし。
2．水源地より川上で汚物の洗流しは中止されたい。
3．社宅内に完全給水出来る対策をされたい。
4．社宅内の殺菌と完全消毒をされたい。
5．社宅内の居住者各戸に殺虫剤を支給されたい。
6．共同浴場の水質並に浴場環境の調査をし組合に報告されたい。
7．集団赤痢になった原因調査を完全にやり明確に報告されたい。
8．その他防疫に対する措置、対策は組合代表も入れてされたい。

二．赤痢患者及びその家族の取扱いについて。

1．組合員が入院した場合は本人の平均賃金額をその期間支給せる。
2．家族入院に於て組合員が就業できぬため欠勤した場合も平均賃金を支給せる。
3．入院患者に対しては完全看護と完全給食をされたい。
4．両親入院によって子供だけ残る家庭があるので、その場合は託児所に収容し、その期間は完全給食と完全保護をされたい。
5．附添人に家族が従事の場合は、その期間、手当と完全給食をされたい（手当額については別途協議）
6．その他の事態については、その都度、会社と組合間で協議決定する。

山田地区労本城対策委員会設置

本城の赤痢発生を重視した山田地区労は、八月六日執行委員会で赤痢対策を討議し

(1)．赤痢対策委員会を設置する。
(2)．現段階では防疫に全面的に協力し赤痢の拡大を防ぐため努力するが、会社の責任追及はあくまでやる。
(3)．原因は地区労団体でも調査する。
(4)．大隈保健所の責任を追及する。
(5)．市役所に上水道の完備を要求する。

ことを決定し八月七日本城労組で対策委員会を開催し代議員会で決定した申入書について更にくわしく説明をきき、次いで安藤勤労課主任に申入書の完全実施と抗議を行った。又防疫本部えも早急に完全な防疫対策を樹立するよう申入れを行い、防疫本部もそれを了承、実施を約した。

社宅の環境衛生を今一度点検しよう。

多くの人が集っている社宅に於て伝染病が発生した場合本城に於る如く一週間で三百人にも拡大するように危険度が非常に高いので、充分に注意し、不充分な個所については速やかに会社に要求して改善して行かなければならない。一般予防衛生の外特に、糞便、塵芥処理の場合完全消毒、台所を清潔に特に子供などの異状発生については充分注意し、発熱、下痢などの前駆症状で異常を感じた場合は早急に医師の診断を受けるなどして万全を期すると共に、会社に要求して消毒液の散布、各所への備付けなどをやり、食料品店などについても充分な協力を要請すると共に、適正検査等を実施して、衛生管理を完全にしなければならない。

No. 16

情報

九州炭労

1958年 8月 12日

伊岐須・小倉はストに突入したまま

8日

中小期末殆んど解決

中小期末斗争は八月一二日現在、伊岐須、小倉、東宏の三支部を残して全部解決した。伊岐須は八日から無期限ストライキに入つた中で交渉を進めているが、一一日午后一二、二〇〇円の提示で決裂、ストを続けている。伊岐須はBクラスの中でも妥結内容は第一位であり他社が現在提示されている額を上廻つて妥結しており伊岐須の決裂は不可解に思われるが、われわれの状勢判断に甘さがあつたことと、中労共が不況のなかでも次々に成果をあげている中で、Bクラスの盛り上がりをおそれ、資本家会社では賃斗の際から斗争にかけて、伊岐須に対し物凄いケン制を行つている。Bクラス全体をみても中労共に比べて格差がひらいており、われわれの情勢分析の適格な把握と組合内部の主体制の確立がいそがれている。Cクラスの大谷、新相知、深田、新田尻は、企業整備問題や、山の特殊条件によつて今期々斗から除外した。

中小期末妥結表（33.上期）

支部名	前期妥結額	今期要求額	妥結額	妥結月日	前期達成率	要求額達成率
立三	23,200	26,000	20,700	8月7日	89.22	79.6
新野	22,900	25,700	20,300	〃	89.64	78.9
林田	22,800	25,700	20,300	〃	89.03	78.9
平木	22,100	24,500	19,950+附加200(10月)	〃	90.27	81.4
山口	22,100	24,500	19,750	〃	89.36	80.6
新[illegible]飯	22,100	24,500	19,750	〃	89.36	80.6
大辻	21,445	24,500	19,300	8月8日	89.99	82.1
小倉	18,200	21,000	—0回答	8/6～無期スト中～		
高松	17,200	18,000	15,100	8月8日	87.79	83.8
新山野	15,200	18,000	12,800	8月9日	84.21	71.1
[illegible]山	15,200	15,200	11,800	〃	77.63	77.6
伊岐須	15,300	18,000	～12,000	8/8無期スト中～		
[illegible]田	15,300	18,000				
木海	16,000	18,000	11,000	8月11日	68.75	61.1
新[illegible]山	13,600	18,000	9,800	〃	72.05	54.4
行東	14,800	18,000	10,000	〃	62.56	55.5
吉の浦	14,500	15,500	12,600	8月8日	86.88	81.29
坂浦	14,500	17,000	12,400	8月10日	85.51	72.9
東の上	11,900	13,500	7,850	8月11日	65.9	58.0
東江	11,100	11,000	7,100	〃	63.96	64.5
日大	11, 0	14,000	5,000	8月10日	42.01	44.3
土肥の浦	11,400	12,000	12,000+1388	8月9日	105.26	100.
鉄浦	10,000	11,500	～2,800	8/11無期スト中～		
東光社	9,870	13,000	8,300+200(既得含む)	8月10日	84.09	63.8
三園	8,500	9,500	6,000	8月11日	70.58	64.2
藤井	15,300	18,000	12,300	8月9日	80.39	68.0
都久	7,800	9,300	4,000+500(家族給)	8月10日	76.9	64.5
山田		11,430	9,100	〃		79.6
中光	6,000	12,000	7,800	8月7日	130.	65.0

勤評反対全国大会…和歌山で開く

八月七日福岡県総評幹事会は、和歌山市で開催される「勤務評定反対民主教育を守る全国大会」に県下単産より参加することを決定した。九州炭労はこの決定に基き左記代表を選出派遣した（八月十二日現在）

会議名称　勤務評定反対民主教育を守る全国大会

日　時　八月一五、十六日

参加者　田川労々白石　山野労々藤原万吉
三池労々境さとる　方城労々末光

No. 17　情報　九州炭労　1958年 8月19日

大辻労・十五日にスト解除

〃戦力を残し不満乍ら妥結!!

七月四日、賃金闘争要求で無期限ストに突入していた大辻労組は今日の斗いに課題を残して四三日ぶりに妥結した。

団交を小委員会に切り換えて

無期限スト中の福利厚生問題で八月七日現地に於て交渉をもったが、山元会社幹部は本社で交渉してもらいたい旨を固執し、基本の内容を論議するに至らないので、交渉団は本社に於ける代表折衝に臨む方針を確認し、八月九日、福岡市の本社で代表折衝をもった。

この代表折衝を機会に炭労と経営協議会は解決され得る方法があるか、どうかということで話し合いをもち、その結果、会社が四項目を外して話し合いを行う事を前提として交渉を再開することとした。

八月十日、大岡委員長、花園副委員長、田中事務所長、荒木労働部長も加わった大辻交渉団会議を開き、次の態度を決め交渉にのぞんだ。基本的には戦斗斗争を継続するが[illegible]という組合員の意向もあるので、交渉の中で解決の糸口をつかむ為、交渉の席上、会社は小委員会方式を提案してきたので、相互協議の結果、小委員会をもって交渉の進展をはかることにした。

小委員会に於いて会社は、

1 教育手当
2 帰省・帰宅の制限率
3 出炭賞与
4 臨時入坑手当
5 呼出手当

の五項目を提案してきたが、それでは斗争の解決にならないとして拒否したところ、会社は更に、新規・年令給及び定額給者の方立について考慮したい旨の意志表示があった。

交渉団は検討の結果、最終段階である事を確認し、以上の五項の中で出てきた以外に、基準賃金の配分及び社員並定額賃金保障と期末手当を追求する方針をたて、そのことの一切の权限を小委員に一任した。

最後の交渉の小委員会は十一日を迎えて開催されず、会社側は基準賃金の配分は話し合う余地はないとして頑強に主張し、更に固定委員の賃金保障の内容と合せてこの二項目の会社主張を炭労が認めない限り具体的な交渉に入らないとして一歩もゆずらない態度に出てきたので遂に交渉は決裂した。

臨時大会で組織分断の動きを[illegible]

八月一二日、交渉決裂に伴う長期斗争を一層強化するため、現地に於いて臨時組合員大会を開催し、交渉経過の報告を受けた後、戦術斗争の方針を決定した。この大会の中で一部ではあるが分派活動をしていたグループが批判され、会社が期待していた組織の分断は完全に葬り去られた。

この決意を会社はどう判断したか、陽田を通じて再度話し合いを申入れてきたので、炭労は決裂の要因になったものに対する会社の譲歩の意志を確めたのち、直ちに交渉団を招集し、交渉の結果、次のような内容で妥結した。

決定書以外の項目については今後の職場斗争及び次期賃斗で斗うという割切り方をして不満ながら大辻斗争委員会は確認し、一五日午前三時スト解除を指令した。

妥結内容

〈賃金〉一世帯一

1 本人給（一方当り次の金額を加給する）

坑内夫　三四円五〇銭（現込）
坑外夫　三四円五〇銭（〃）
保安夫　三〇円（〃）

イ 加給額の配分は夫々一律加給

	坑内夫及坑外夫	保安夫
常傭給又は技能給	一九円	一四円五〇銭
本給	一五円五〇銭	一五円五〇銭

ロ 新制中学卒満一八才男子の初任給は前協定通り

2 定額給者技能給方立の修正（定額給者技能給方立の修正は昭和三二年一月以降賃金協定と同様に修正する。

3 年令給・年功給

A 年令給は昭和三三年一月三一日現在の各人の金額を据置く

B 年功給は昭和三三年一月以降臨時賃金協定と同様に修正する。

4 非常呼出手当

非常呼出一回につき　坑内夫七〇円、坑外夫六五円とする。

5 臨時入坑手当

入坑一回につき　入坑時間二時間以上、四時間未満のとき四七円
入坑時間四時間以上のとき九六円

6 出炭賞与

月の出炭が一八、〇〇〇屯をこえたとき前協定の外に一〇〇屯増す毎に五〇円増額し、一八二〇〇屯を以って頭打ちとする。支給条件は前協定通りとする。

7 教育手当

教育手当支給対象者（支給範囲、支給条件は前協定通りとする）に対し次の通り支給する。

大学在学者　一人一月　一八〇円。高校在学者　一

人一円　七〇円

（期　末）

一、金額　抗員一人当　二一〇〇〇円（既払一七〇〇〇円を含む）

二、対象　昭和三三年三月三一日現在々籍組合員（組合専従者を除く）一人当　二一〇〇〇円

三、昭和三三年四月一日以降の入籍者に対しては時期外から次の通り支給する。

イ、四月中の入籍者　一人につき　三六〇〇円

ロ、五月中　〃　　二九〇〇円

ハ、六月中　〃　　二二〇〇円

ニ、七月中の入籍者　一人につき　一五〇〇円

四、支給時期及び支給金額

昭和三三年八月一五日　概算払　一〇〇〇〇円

昭和三三年九月　残額精算払

会社から各人別支給額は別途依頼する。

五、なお、一月以降の賃金差額については、平均七〇〇〇円程度であるが、その支払については、八月中払い〇〇〇円、九月精算払いをすることになっている。

安定労組十二日よりスト続行

伊岐須一二、七〇〇円、小倉四、〇〇〇円で解決

中小炭坑斗争は、伊岐須、小倉、安定が統一闘争を確立し斗争をつづけていたが、伊岐須が一二日午前六時一二、七〇〇円で妥結、小倉が、一三日午前三時四、〇〇〇円で解決しそれぞれストを中止したが、八月一一日からストをつづけている安定労組は一三日期末二八〇〇円プラス一二〇〇円（出炭賞与）の回答を拒否して斗争を続けている。なお、大和鉱業は従来山元で交渉を行っていたが、一二日の回答が要求二万円に対し、二〇〇〇円の提示で難航していたが、炭労が交渉に入り漸く一三日に七〇〇〇円で解決。中小の斗争は安定を残すのみとなった。

控訴棄却と判決！

貝島五坑支部業務上過失致死事件第二審

控訴理由全く無し

貝島五坑における業務上過失致死事件は昭和三十二年六月より約半年にわたって第一審を斗い無罪を勝ちとった。（既報―情報一〇三号）。検事は自己の敗北を自覚することなく、恥しらずにも控訴した。全く官僚的なメンツを立てるという立場からの控訴であり、第一審が事実を誤認したことをその理由としているがこれは炭坑の作業実態を全く知らないことを自らバクロし、机上の空論に立脚したものであった。その后昭和三十三年五月十二日より福岡高裁において第二審が開かれ、第一審同様現場検証を行った。又検事は立証の手段がなく、全く作業環境の異る他炭坑の職員等を強引に出廷させたが、検察の主張を裏付けることは出来ず、むしろ逆効果を生む結果とさえなった。

検事主張は過度の注意義務と判定

控訴審における三回にわたる公判の中で、検事は一貫して被告永戸安男は炭車が着点に到達するまで見届け更に車道内に人がいる場合には確実に待避を確認した后でなければ発車させてはならないと主張し続けた。

しかし、この事は現場検証の中でも明らかになったように、全く一方的な空論であり、作業の実態を無視した主張であり、現実に会社は生産第一主義で保安問題を軽視してきたし、この事が事故の最大の原因であったにも拘らず、一労働者に一切の責任を課そうとしたものである。八月十八日の判決は次の様にのべている。即ち『被告永戸に検事の謂う如き注意義務を課すことは作業慣行を無視したものであり、通常、このような危険区域における作業は作業員各人が充分自覚すべきであって、実際このように行はれてきている。更に被害者由島は車道大工であり常に坑道において作業する関係から当然自ら危険を排除すべきである。又、今回の場合も由島は車の進行方向を向いておったし、炭車の速度はおそいし充分避難する時間はあったと判断される。よって被告永戸に対して検事主張の注意義務を課することは不当である。』以上がその要旨である。

また、特にこの法廷斗争の中で評価すべき点としては同鉱労組がこの問題を全体の保安斗争の一環として取上げ、長期に亘って斗いを進めてきたことである。

No. 18　情報　九州炭労　1958年 8月23日

勤評反対に不当弾圧でおそいかゝる

福岡県教組、五一名逮捕さる

和歌山での勤評斗争をてこに、その勝利をとゝのえた日教組は勤評反対全国大会を通じて全労働者と固く手を結び、これをおしつぶすために岸内閣は大弾圧をもってのぞんできた。
福岡県では八月一七日県教組幹部の大量逮捕の弾圧を行った。この弾圧に対し一九日県内二六ケ所で一斉に抗議大会を開き、教組を中心に約四万人が参加した。

教組、支部共全員を検束

福岡県警本部は八月一七日午前六時、県下の警察官を大動員し福岡教組支部の幹部三八名を逮捕、又各支部事務所・逮捕された幹部の自宅、中斗委員の自宅など九六ケ所を家宅捜査するほどの暴挙を行った。尚翌一八日には八幡支部長を逮捕し、計三九名となった。逮捕者氏名と引留された警察署は次の通りである。

◇門司署、外山、村上、◇小倉署、池尻、◇八幡署吉岡、神、末松、野本、斎藤、◇戸畑署、大田、力根◇若松署、藤木、◇田川署、小花、小川、◇飯塚署、内野、西尾、安田、坂田、◇直方署、岩熊、藤木、母永、◇福岡署、前田、西田、石橋、森田、内野、◇東福岡署、安部、大上、◇西福岡署、八江、淡路、◇博多署、宗守、◇久留米署、今村、井上、野村、高木、◇柳川署、渋木、大坪、◇大牟田署、浦、近モ。

四万人が集り抗議集会

以上のように国家権力はついにその本性を表わし、民主教育を守り反動政策と斗う教員組合に対しておそいかゝって来た。

福岡県教育庁広場の勤評阻止不当弾圧中央抗議集会には、市教組全員及び各支部、分会代表に共斗会議参加の高教組、炭労、西鉄、日教、国労、全電通、全逓、自労、中小企業労組、社会党、共産党の十数団体五〇〇〇人参加し

一、共斗会議の強化と、郡、市、高校区単位の共斗を強化する。
二、検束者、その家族及び子供に激励をおくる
三、賃金カット、行政処分反対。
四、全教育委員、県教育長の即時退陣。
五、鵜飼文相、最高検などに抗議電報を打つ。

等をきめた。

明らかに選挙妨害

そのあと福岡地検、日本共産党本部などに抗議交渉を行った。福岡地検では吉田、矢崎参議院外七名が福岡検察庁長官、小畑検事正と交渉した。

抗議団　(1)逃亡証拠湮滅の恐れがない。(2)五月の問題を今になって何故一斉に逮捕するのか。(3)法解釈に関する日教組の考えは明確に国会で発表している。三九名は不当逮捕である

検事正　不当だとは考えていない。証拠は未だに掴ってない。逃亡の恐れはないが、社会出頭では証拠がつかめないからやった。

抗議団　五月のことを今になってやることは、明らかに政治的弾圧である。中央からの指令でやったのではないか。

検事正　選挙の時期を選んだのではない。たまたまこの時期になったのだ。

抗議団　事実選挙妨害になっている。

〃　教育上の配慮をどのように払われたか。全員即時釈放してもらいたい。

検事正　任意出頭が困難である。見通しとしては全員勾留請求になる。教育の問題、勤評の問題に介入することは望んでいません。地公法違反の事実があればそれを取調べたい。

抗議団　学校の内情をよく知らない。三七条違反容疑で一斉に三九名も逮捕する必要はない筈である。自由を拘束して取調べるとは人権蹂りんで国内の世論ではないか。警察では証拠は掴っていると昨日の抗議の中で言明している。

検事正　あらゆる状勢に気を配って事態の収拾を図りたい。

抗議団　どういう配慮か。

検事正　八月中に結着をつけたい。今後も逮捕はある。

抗議団　事件によって法の適用を加減している。今日、明日に任意捜査に切りかえる気持はない。千二百名の任意出頭、百二四名の証人喚問、新らたに百三十名の出頭要求、そして十七日の三九名の逮捕とはあまりにもむちゃくちゃである。県民からも不当だという批判がある。即時釈放を要求する。

勤評反対の共斗を更に進めよう

更に福岡県警本部は二一日午前六時一〇分福教組小野委員長はじめ幹部十一人を逮捕、気狂いじみた弾圧を行って来た。

炭労は問題を重視し、従来の共斗を更に強化し、勤評阻止を斗いとることが、今全労働者に課せられた緊急事であることを理解し斗わねばならない。

勤評
反対

飯塚で不当逮捕に抗議大会

全員の釈放をかちとる…

八月二二日飯塚小学校に於て、福教組執行部の不当逮捕に対し抗議し、勤評に反対する抗議県民大会が開かれた。

そぼ降る雨の中を炭労を中心とした飯塚地区の労仂者及び市民約三二〇〇名の人々が集り、不当逮捕に対する抗議の固い決意を表明した。

大会後、参加者は全員飯塚市中をデモ行進し、地裁、警察へ抗議を行なった。

この県民の激しい憤りは、不当な拘置を続けることをやめさせ、拘置された執行部全員の釈放をかちとった

三・二〇〇名の抗議大会を開く

抗議大会は、県総評書記局長を議長としてはじめられた。

社会党楢間田、多賀谷、田中各代議士よりメッセージをうけた。特に田中代議士は、和歌山に於ける勤評反対大会に出席して官憲の不当な弾圧を目のあたりに経験した事実を訴えた。

大会は、①不当な拘置延長を即時取消せ　②逮捕者を即時釈放せよ　③県教育界に官憲の不当介入を許すなのスローガンを採択、抗議演説終了後、二隊に分れて市中をデモ行進し、飯塚警察署、福岡地裁飯塚支部に押しかけ、即時釈放を要求した。地裁では午後三時より合同会議中であり、即時釈放の強い要求と、飯塚のみが不当な拘置を許した態度に対し強く抗議を行った

県民の激しい抗議で全員釈放

このような労仂者を中心とする県民の激しい抗議は、これ以上の不当な拘置を許さず、午後五時まず内野氏外一名が釈放され引き続き午後七時に古賀氏外二名が釈放され、遂に全員の釈放をかちとった。

直方、田川で拘置されていた二名の同志も　飯塚で釈放されると同時に釈放となった。

釈放の報せをうけた大会参加者は警察前にて歓迎大会を開き、不当な逮捕に抗し斗った同志を拍手でもって迎え、今後更に勤評反対の激しい斗いを続けることを誓い合いながら解散した。

No. 19　**情報**　九州炭労　1958 年 8 月 23 日

中小
期末

宏安労組、期末六〇〇〇円で妥結

二三日一番方より就労

八月一一日一番方より無期限ストライキに突入したまゝ、結束した宏安労組は、二〇日からの精力的な徹夜団交の結果、二二日に至り会社側は六、〇〇〇円を提示、直ちに斗争委員会を開きこれを了解、午前八時スト突入以来一二日にして妥結した。尚、この結果、中小の期末斗争は全部解決した。

団結の前に会社屈す

中小期末の最後まで残って斗いを続けた宏安労組は、二二日、六、〇〇〇円で妥結した。即ち会社側はスト突入の翌一二日、期末二、八〇〇円プラス一、二〇〇円（出炭奨与）の回答を提示したまゝ、不況をたてに遷延策を弄してきた。

会社側一次案を一蹴した組合は、一三日盆前に解決すべく努力したが、会社側は不誠意な態度をかえず、遂に斗いは、盆を越して斗われることとなった。

この間、組合員は一糸乱れぬ団結の下に斗いを進めた。九州炭労としては、久保（長崎地区事務局長）をオルグとして派遣し、一八日交渉再開、数次に亘る交渉の結果、二一日の徹宵交渉で遂に前記額を提示、妥結した。支払方法については、一括支払不可能を回答し、八月二八日に半額の三、〇〇〇円を支払い、残りは九月に支払うということで了解、尚七月分の未払賃金についても、六月の精算払の時に合せて支払うということを確約させた。

妥結内容

期末手当	六、〇〇〇円		（三二年一二月以前本年五月までの完全在籍者）
臨時夫	七〇％		
中途入山者	一月以降	〜	5/6
	二月 〃	〜	4/6
	三月 〃	〜	3/6
	四月 〃	〜	2/6
	五月 〃	〜	1/6
	六月 〃	〜	五〇〇円
	七月 〃	〜	三〇〇円
支払方法	八月二八日		三、〇〇〇円
	九月に入り努力する		三、〇〇〇円

以上

核武装阻止のため激励と抗議を!!

誘導弾エリコン荷揚阻止に斗っている仲間
横浜市仲区港町　全港湾京浜支部内　エリコン荷揚げ阻止共斗会議
に激励し、
誘導弾エリコンは核兵器ではない、と主張し政府と取引し荷揚げをもくろむ
横浜市仲区尾の上町　横浜港湾労連
へ反省を促す抗議電をうとう。

悪質な官憲の選挙防害各支部に起る

差出人不明の怪文書流布される…

参院県補欠選挙における組合に対する官憲の挑発は　反動政府の手先機関として横暴を極め、早良所轄峰地、日吉、上山田各労組事務所、並に九州炭労飯塚事務局を襲い、総評発行の号外「総評」の相当部を押収、責任者の任意出頭取調べを開始した。

公職選挙法一四二条及、一四八条に抵触したものと認定され、第三種郵便物認定をうけていない、不当に特定の候補者を当選せしめるという解釈に立ったもので、これら官憲の不当な選挙妨害は、総評組の大二次組合幹部一斉検挙と断じうした、組合運動に対する不当弾圧となって現われた。これに対し九州炭労並に各該当支部では、当局に対して厳重な抗議を行った。

又山田地区労に対し、福岡県消印の差出人不明の怪文書が発見された。このようにして、反動団体・官憲の悪質な選挙妨害をはねかえし、今次参議補選を斗いとらねばならない。

意識のひくい女子を狙う

早良所轄に於いては、二〇日組合事務所の一斉捜査をうけ、総評号外の約部を押収された。これにともなって、同労組書記・柴村、森崎の両嬢を任意出頭で取調べを

開始した。

特に意識のひくい女子書記を取調べるという官憲の悪らつなやり方に対し、組合員の激怒を買っている。

山田地区松崎書記長に対しても、同様な取調べを行い、号外「熱鉄」の出所を追及、その結果、九州炭労筑豊地区事務局を襲い、同号外を押収、事務局に貼付してあつた室内用ビラをも押収するという無軌道ぶりで、このことは明かに組合の組織を分裂させるための、組合運動に対する不当介入であり、今次参議補選の選挙妨害である。

これら一連の弾圧に対して、九州炭労各支部では直ちに関係当局に厳重抗議を申入れた。

怪文書山田地区に流さる

山田地区内に於ても、福岡県湖町の差出人不明の大量が来、今次小林候補は、社会党代議士伊藤卯四郎のカクサクであり、伊藤は来年の参議選挙に、社会党県連書記長塩路を出すための工作であるという主旨で、これらは明らかに右翼団体、官憲の組合に対する不当介入であり断固はねかえして斗わねばならない

以　上

No. 20　情報　九州炭労　報　1958年 8月 30日

高松支部・高温対策で団交
八月二九日要求書説明終る

××××××

日炭高松支部は第一五回支部大会において、次第に悪化してゆく坑内条件のもとで苦しい作業をしている実態が明らかにされ、同時にその解決の目標を決定し対策の具体化をいそいでいたが、八月二三日の本部委員会において要求を決定、二五日要求書提出、二九日第一回団交を行って要求内容の説明を行った。

××××××

高温対策を研究

坑内作業は特に高温・多湿のため疲労度が著しく地上作業においては想像もつかないものである。特に高温個所は季節の関係もあって、労働者にとっては深刻なものである。高松支部は大会決定後多くの研究を重ねた結果、技術的に解決できることを確信、そのためには予算措置を講ずる必要があるので、今次要求を行ったものである。

対策の骨子

1、立坑開さく計画を具体化させ施行促進させる。
2、坑内温度降下処置として次の設備をさせる。
①冷風機の設置
②サイクロン式ウオータースプレーの使用
3、附帯措置として
①排気坑道の整備
②飲料水の完全下坑・冷水機の使用
③特殊高温個所の水浴所設置
④熱中症患者の公傷取扱い

高温手当の基準改訂について

1、考え方
①現協定の方式を再検討したが、カタ度は気流、気温、湿度を一単位に綜合して測定できる特長があり人体の冷却率を求める唯一の方法として、カタ度方式そのものについて改訂を主張する根拠がどうしても見当らない。
②然しながら会社はカタ度の低面にある程度の関心はみせるが根本的温度低下の対策はきわめて消極である。
③そのため個所では、温度が異常に高くて苦しいのにカタ度が適用外で手当はとれない、現協定は空文だとの不満がある。

◎以上の点を綜合して次の基準を増設する。
2、基準案
①カタ度方式は現行通りとする
②但しカタ度が適用外といえども高気温の個所には乾湿方式を適用する
③適用温度

温度	一人当支給額
三三度以上～	二〇円
三四度〃	四〇円
三五度〃	別途協議

④適用職種・測定基準については現行通り

（参考）　現行高温手当協定
一、適用職種
①採炭夫（受採夫、鉄柱整理含む）
②掘進夫、仕繰夫（但し日役作業を行った場合は坑内採炭夫の取扱いに準ずる）
③坑内雑役夫（但し稼働個所を一方完全に従業した者）
二、適用カタ度
採炭の場合

温カタ度	一人当り支給額
八度未満	二〇円
七、五〃	三〇円
七、〇〃	四〇円
六、〇〃	六〇円
五、〇〃	別途協議

三、測定基準
1、位置
①採炭～払肩風道坑入口から十米、払中央部、払深入口より十米以上三ケ所のトラフ上の三点（測定値平均）
②掘進・盗洞の五米手前の局扇中央の三点（平均値）
③仕繰・仕繰個所施設の中央部
2、回数
週一回番方において測定する。

十一人の幹部を即時かえせ
雨中で不当拘留反対県民大会開く

××××××

勤評反対福岡県共斗会議の主催で、八月二九日午后一時より福岡市警固公園において、福教組小野委員長外一一名の組合幹部に対する不当拘留反対県民大会が開かれた。この日県下各地より総評系・教組をはじめとして四〇〇〇名が集り、雨中での大会と行ない終って福岡地検・拘置所・検察庁にデモをかけ抗議を行うとともに、拘留されている教組幹部をゲキレイした。

～うらへつづく～

××××××

八項目を決議、抗議団を派遣

大会はふりつずける雨の中で開会した。県下各地区からの教組支部、福高教支部と地区労傘下各組合員四〇〇〇人が集つた。

大会は予定通り午后一時開催、代表団の派遣を行つたあと、坂口県議（九州炭労政治部長）が決議案を提案し採択した。

決議

①不当な拘留を即時釈放せ
②逮捕者を即時釈放せよ
③県教育界に警察の介入を許すな
④賃金カット分を直ちに返せ
⑤全労働者の統一で勤評を粉砕せよ
⑥不当弾圧を排除　組合活動の自由を守れ
⑦小浦福岡地検正は即時罷免せよ
⑧県教育委員会委員は即時退陣せよ

激励をおくろう

このあと、大会を抗議デモに切りかえ、雨中を福岡地方土手町拘置所、福岡検察庁　藤崎拘置所にデモをかけ、幹部の即時釈放と拘留されている仲間に激励を行つた。

藤崎拘置所（福岡市　藤崎）
小野委員長　花田副委員長　松田、原田、岩崎、島田各中斗
土手町拘置所（福岡市土手町）
県高教ム局長　中村書記次長　三好　大神　田中各中斗

No. 21

情報

九州炭労

1958年 9月 2日

崎戸支部 ホーベル導入条件の要求で交渉はじめる

九全労：機械対策委員を召集：

崎戸支部はホーベル導入に伴う諸要求をまとめ、八月二九日第一回団交を行った。尚、同支部はさきに要求し交渉を一時債斗のため中断していた。人員充足外三項目の交渉も併せて行っている。九全労も崎戸支部のホーベル導入に伴う斗争のために、機械化対策委員を現地に派遣し、その指導に当らせている。

要求書

1. 採炭関係

1、ホーベル払の人員は採炭職種よりの公募とし、労使双方協議の上決定する。

2、一採払の人員編成については一方一サイクルを基礎として、労使双方協議の上決定する。

2. ホーベル払人員については左記の通りとする。

イ、直接夫

責　任	1×2方
回　収	22×2
[illegible]	9×2
払修理	4×2
坑木方	3×2
電　気	2×2
エンジン	2×2
排　水	1×2
充　填	2×2
[illegible]積口	2×3
スキップ	1×2
計	100名

ロ、整備方

機　械	8
電　気	1
払修理	2
計	11名

3. 掘進関係

1、ホーベルに関連する計画を明示すること。

4. 仕繰関係

1、肩、深坑道の整備は特に留意し、人員については常に一組二名を確保すること。

5. 運搬関係

1、人員計画を明示すること。

2、ホーベル導入による人員を左記箇所に増員せよ（人員）

イ、三五〇線、　ロ、電車　六名

3、電車一台新たに運行すること。

6. 坑内工作関係

イ、内燃

1、箇所給として月に五〇円を支給すること。

ロ、内電

1、箇所給として月に五〇円を支給すること。

2、北部払電工については、採炭採掘計画に基き別に要求する。

7. 其の他坑外関係

1、採掘新炭ベルト乙方定員を五名にすること。

8. 一般関係

1、ホーベル導入に伴う諸教育については勤務時間内に実施のこと。

2、ホーベル導入後、労働条件等の改定が予想される時は双方協議とする。

3、細部に亘る職場事情についての処理はその所属する職場に於て協議する。

4、ホーベル搬入作業に従事した者については六〇円を支給すること。

5、ホーベル導入により全般について時間外労働を規制しないこと。

6、ホーベル払出炭については、生産能率賞与、採炭増加給の算出基礎に含むこと。

7、左記職場については出増手当（別表）を支給すること。

a、内運搬夫

b、内燃捲方

イ、三五〇捲、ロ、四〇〇捲、ハ、北部五〇〇

捲

c、坑外

イ、八五捲方　ロ、検炭スレーカー夫、ハ、ジーゼルロコ乗廻し。

（別表）出増手当要求書（案）

坑口出炭が次の基準に達したるときは、内運搬夫、三五捲、四捲、八五捲、検炭及びスレーカー夫、ジーゼル乗廻しの作業員に対し左の金額を支給する。

坑口出炭一四六〇瓲の場合八円とし、五％上乗につき五〇銭を増加し支給する。

人員充足要求

昭和三二年八月一日以降三三年二月一五日迄の退職による欠員補充として左記の如く在籍鉱員の補充採用を要求する。

記

一、要求人員　三四名

内訳

一坑関係
- 仕繰夫　一八
- 運搬夫　二
- 坑内測量　一
- 水洗機械　一
- 勤労　二
- 庶務　一
- 動力　一

二坑関係
- 仕繰夫　一
- 運搬夫　四
- 坑内測量　一
- 坑内運搬工　二

二、新規採用に当っては労使協議し、組合員子弟より採用する。

在籍切換要求

一、常備臨時夫にして過去三年以上同一職場で引続き稼動している者は全員在籍に切替えること。

二、右以外の常備臨時夫にして同一職場に一年以上稼動している者については身体検査を行い、異常のない者は在籍に切替えること。

（以下うらにつづく）

三、日給夫・臨時夫で引続き傭切中の者は身体検査の上在籍に切替えること
この場合身体検査基準は四による。尚在籍に切替え不可能と[illegible]判断される場合は常傭臨時夫に切替える。

四、日雇手当者中、幼稚園保姆及び厨房雑務婦は常傭臨時夫に切替える。

五、製罐技術者及び補助者男子並に佐世保駐在雑務夫は身体検査の上適格者は在籍に切替える。この場合の身体検査基準は四によるも切替不能なる者は常傭臨時夫とする。

六、切替後の賃金は別途協議する

七、在籍切替の年令基準は労協による

八、切替月日は昭和三三年二月一日付とする

九、切替対象者は別添により要求する

船員泊手当増額要求

昭和三三年四月一日以降の船員泊手当に関し左記の通り要求する

記

船舶が特定の地へ航行し（但しドックスリを除く）宿泊を要する場合は協約に定めるところによる旅ヒ規程適用を主めとするも特殊な業務内容等により船内宿泊とする場合は左により泊手当を支給する。

一、支給額（手当額）
イ　佐世保　七ツ釜（特定地）　要求額
定期船（一泊に付）　特定地の二分の一　三二五円
不定期船（一泊に付）　特定地の三分の二　四三五円
ロ　長崎・大川・口ノ津は労協旅ヒ規程による
普通地の四分の三　九〇〇円

六、前項以外の地へ社命により航行したるときは労協旅ヒ規程の定めを適用実施する

二、協定期間一年間とする

佐世保・長崎駐在員手当増額要求

昭和三一年一月三一日付佐世保・長崎駐在員手当に関する了解事項について左記の通り改訂要求する。

記

一、要求理念
鉱業所内社宅に居住する者と比較して環境的生活且経済的に諸支出が増加するため

二、支給額
１、本人分　イ社宅居住者　月額　八五〇円
ロ社宅外居住者　〃　一、二〇〇円
２、家族分　イ二人迄一人当　〃　五〇〇円
ロ三～五人迄　〃　三〇〇円
ハ六人以上　〃　一五〇円
３、加給分　配偶者のあるもの又は配偶者を失い子のある場合は家族分総額に二五〇円を加算する

三、
１、本手当は平均賃金算定の基礎賃金に算入する
２、本手当は操業日における病届割増金ならびに割増賃金算出の基礎賃金に算入する

四、本手当は今回より正式協定書とする

五、協定期間昭和三三年二月一日より一年間とする

各区集合所にテレビを設置せよ！

上山田支部：山元要求一五六項を集約

上山田支部は上期の山元要求に対し職場要求を行つていたが、本期より団体交渉に切替えた。要求は職場関係九三項目、福利厚生関係六三項目で九月五日より本格的な交渉を行う予定である。

職場要求

一、各職場関係ほか九二項目

福利厚生

一、社宅修理の完全実施
二、タタミ表の取替を二年毎に引上げ
三、各戸水道及びコンセットの設備
四、薪の家庭配給持込み
五、全家庭のカマドを文化カマドに切替え
六、風呂の新設
七、各区に洗たく場の設置
八、各区集合所にテレビを設置せよ
ほか五五項目

No. 22
情報
九州炭労
1958年 9月6日

三・池 機械化交渉するどく対立！

中央委：基本線固執せずとの態度決定

三池における機械化、合理化問題については、既に資料（八・九号）をもつて知らせておいたように、八月二日要求書提出以来一ケ月にわたつて、団体交渉、分科会交渉が続けられている。二四項目のうち部分的には妥結点に近ずいているものもあるが、基本的な問題～人員要求、事前協議、加給など～で鋭く対立したので、組合では九月二日あさ一時交渉を中断して、三日中央委員会を開いて報告し、今後の方針をきめた。中央委員会は、情勢検討のなかから基本線を固執しない態度をきめ、巾のある解決方法を執行部に一任した。交渉は四日午后から再開されている。

基本的対立つづく
～交渉経過～

五日に組合から要求説明を行つていたが、九日の団交で会社の第一次回答が行われた。要旨次の通り。

(1) 基本的事項については、三鉱連、本店間の団交で会社が当初主張した非常に狭い範囲で機械化問題を解決すること。

(2) 具体的要求については、直ちに実施個所別に話合うこと、特に所謂機械化や廃坑するものの要求については全面的拒否の立場で一方的に会社案を押しつける。

(3) 全般的労働条件については、両満れ手当、結核病棟設立及び社職人区分の緊急事項のみ継続折衝として交渉し、その他の要求は切離し別交渉にする。

組合では別室協議で交渉の進め方を検討し、再開した交渉で、解決の具体的方針の回答を迫つた。その結果、会社は、若干前進した考え方を示した。これに基ずいて、十日午後から本部、支部交渉事項に分けて五分科会で両部交渉がはじめられた。更に十三、四日には団交が継続されたが、基本的に対立したまま、交渉は中断された。

八月二七日会社側の申入れによつて、交渉再開の運びとなつた。長期にわたる本部交渉、分科会交渉で進展しなかつた状況から、今回は団交によつて一項毎に徹底的論議を交し、対立点を明らかにする必要があるという立場から、二昼夜にわたつて交渉は継続された。そのなかで、会社側に全項目にわたる回答をもとめ、対立点は明確になつた。この対立点を基礎にして三〇日から再び分科会交渉をはじめ、一方、三鉱連委員長を迎えて西鉱連代表者会議をひらいて対策検討を行つた。

中央委での情勢検討

基本的な問題で鋭く対立した状態をどう打開するか。組合では、全般報告と方針決定のため交渉を二日あさ中断し、三日中央委員会を開いた。

現在までの交渉でだされた会社回答は別項の通りであるが、若干の項目ではほゞ妥結点に達しているけれども基本的に対立している。特に車両採炭、人員補充、固定給に対する加給の三点は、機械化合理化の前提を左右する問題であるだけに、会社の態度は強硬で、次のような考えを示している。

(1) 車両採炭～新しい機械をいれ合理化を実施する場合、所謂条件や人員計画に変動があつたり、これに影響があるものについては、計画を実施する以前に組合と協議せよという要求であるが、会社はこれを拒否して、大きな機械化、合理化の場合は、中央協定に従つて事前協議をするが、その他は従来の慣行に従つて生産会議で説明したいといつている。これは今后何かおこなおうとする場合、すべてを事前に協議せねばならず実施できないということになり、経営権の基本事項に属するものとして強く反対している。

(2) 人員補充～三井は人が多いとたえず独占資本からたゝかれており、人員補充どころか、人員を減らそうと考える状態で経営の絶対的方針としての不採用方針を堅持している。

(3) 固定給に対する加給～賃金の本質として請負給は作業量によつて支払われ、固定給は時間によつて支払うという立前を堅持し、さらに労働強化にはならないという理由をつけて拒否している。（コンベヤ当番については賃金形態変更の問題として具体案を各鉱毎に申上げ、協議しないといつているように、外部の賃金体系間にあたつて来せなかつた原因を通そうとしている。）

以上のような基本的対立事項を中心にいまゝでの経過をふくめ（繰木手当の分割支払、会社クラスの使用禁止などの動きもでている。）て判断すると、これ以上斗いをおこなう場合は、たんなる機械化交渉ではなく、全く性格のかわつた斗争に発展する可能性がある。このように発展した場合に、両鉱連、三鉱連さらに炭労などの態勢を得た統一斗争に発展するかどうか。三池労組内部の組織実体から判断すると、従来の方針一本やりでは非常に困難な状態に直面しているとの報告をうけた中央委員会は、今後の交渉をすゝめる態度として、基本線のみの交渉でなく、巾をもたせた解決方法を執行部に一任することを確認した。

この結果、四日午后から交渉が再開されているが、中央委までに交渉でだされた会社回答は次の通りである。

（うらにつづく）

組合要求

1、新技術の導入および合理化実施の細部決定については、労働諸条件の変化および人員計画に変動、もしくは影響のあるものは、計画実施以前に組合と協議をおこなうこと

2、新技術の導入および合理化実施による保安確保のための専門委員会は、組合、会社双方十名の委員をもって構成する。具体的実施要領は別途協議する。

3、人員計画については支部、鉱所間において労働強化をきたさないよう具体的実施計画にもとずき協議すること。

4、新技術の導入および合理化実施のための習熟期間は山元決定成立後三ヶ月を最低として各支部、鉱所間において協議をおこなうこと。但し四山、宮浦の場合は準備完了し運転開始後とする。

5、機械化、合理化に伴い、直接関係ある職種について習熟期間中ならびに準備作業中の取扱いは前収補償とする。具体的事項は支部、鉱所間で協議すること

6 機械化合理化実施に伴い、職名および職務を一部変更することがある。具体的事項については支部 鉱所間で協議すること

7 習熟期間終了後の労働条件の取扱については、習熟期間中の諸要素を勘案の上別途協議すること。

8、機械化・合理化実施に伴い、減収をきたすものについては前収を補償する。具体的事項は支部・鉱所間で協議すること。

9、機械化・合理化実施に伴い作業量が増大し労働強化をきたすものについては削減する。具体的事項は支部鉱所間で協議すること。

10 三川鉱三五〇米坑道の運搬合理化実施に伴う具体的事項及び選炭所における将来の作業計画については、別途協議すること

11 機械化、合理化交渉の過程において切羽縮少が生じた場合ならびに本交渉各職種準備を実施する期間減収をきたすものについては前収を補償すること。

12 配転者については、従来の慣行により支部・鉱所間で協議すること。

13 その他機械化・合理化実施に伴う具体的事項については支部・鉱所間で協議すること

14 時間水手当、浸水歩増および直出歩増の具体的範囲ならびに保安要員の現場選用範囲を明確にする。

会社回答

1、新技術の導入及び合理化を実施せんとする時は、中央決定に従い事前に組合と協議する。その他については従来の慣行に従い生産会議等において説明し、労働条件、人員計画に変更ある場合は組合と別途協議を行う。

2、(1) 本部に設ける

(2) 期間は原則として習熟期間とする

(3) 構成は組織を別個にすることはこだわらない。しかし実効的なものは合同でやることも考慮してもらいたい

(4) その他対策事項は別途話合う。

3、中央決定の主旨に従って具体的に各鉱支部間で協議したい。

4、中央決定に従って三ケ月を目途とし、具体的には各鉱の夫々の事情を勘案し話し合う。時期については試運転開始よりとする。

5、習熟期間の取扱の問題は中央決定に従って当該作業の習熟者に対し前収補償とする。金額は四～六月間の職種の本人給実績平均とする。宮浦の機械設置が準備完了した場合、今回機械化の特別措置として前収補償をする。その他の鉱で先進したものであれば同様取扱する。具体的には各鉱支部間で協議する。

6、作業の内容、実施、坑内関係、取扱の条件を考慮して具体的に各鉱支部間で協議する。

7、習熟期間後の取扱は別途協議する。

8 今回の機械化・合理化により一部減収になる職種もあるようだが、これについては夫々の事情を勘案して範囲、程度、方法を考えて実質本人給を目安にして配慮したい。

9、コンベア当番については所定の賃金形態変更の問題として具体案を各鉱毎に申上げて協議したい。

10、三川三五〇米坑道の運搬合理化については別途協議する。選炭所の将来の問題については生産会議等で説明し労働条件等変更ある場合その時期に別途協議する。

11、このようなことのないように努力する。

12 前例と同じような事情があれば別途話しあう

13、具体的にあれば個々に話しあう。

14、(1) 湧水については時間量は十五ミリ程度とし、その他の取扱方法は現行どおり。

(2) 保安技術職については考慮

(3) 選炭所の直出については考慮。

15、結核病棟設立後の運営についての諸経費は、会社負担とする。

病院病棟工事費　常設診療所　宮浦診療所

20,315,000－(10,970,000＋3,740,000＝

約5,600,000（差引不足）

16、夏季保健剤を全員に支給すること

17、動力噴霧器を各区所に備え付け、年二回一せい消毒を無料にて実施すること。

18、社宅の各戸にコンセントを取りつけること。

19、既存施設をシネマスコープ用に改造すること。

20、残業通勤弁当代を三五円に増額すること。

21、女子組合員用更衣室の新設と既設更衣室を整備すること。

22、通勤列車を増発すること。

23、薪炭夫およびカッペ払いの検収を週決けとすること。

24、宮浦における仕繰工扱いのこと。

15、会社運営でしたい。具体的には話し合う。

16、会社としては支給しない。健保で考えられたい。

17、現在一台あるがもう一台購入し、従来どおり使用したい。

18、三十四年上期から三十五年上期に千戸づつ三千戸、その後も継続するが、数については出炭の向上を期待して検討する。

19、三十四年上期に終りたい。

20、増額できない。

21、必要に応じて最少限にとどめたい。

22、三名線については待時間を少くするよう施設の改善を含めて十分検討したい。閉立線は日曜日の三池面方については増発する。

23、できない。

24、宮浦の二交替については仕繰の仕事をするということでやりたい。但し病弱、老年者は現場で話したい。本所はできない。

情報

No. 23
九州炭労
1958年 9月 9日

二瀬労々 入坑遅延責任者処分 団交進展せず

炭労中斗指令第四一号実施のため、五月十六日、抗議大会を行い、入坑が約一時間遅れた。この件について七月十七日、突如会社は支部賞罰委員会に提出し、高尾二坑支部長高野氏外四名を処分することを組合に提示した。

組合は就業規則の問題では無く、斗争活動の前進であり、組合活動の弾圧を企図している事は明らかである。この事は日鉄四山中二瀬のみに特別賞与金を支給しないということにも現われており、この件も含めて、二瀬労組総団の力で粉砕することを決定し団交を続行している。

又、中央でもこの斗いを炭労全体の斗いとして取組むことを明らかにし、具体的に進めることを決定した。

団交経過

八月二〇日、二七日と団交を開催、九月三日第四回団交をもち、午后二時三〇分より徹夜で続けられた。会社は支部賞罰委員会に於て論議し、決定することを主張、組合は組合運動の本質的な問題であるため、団交に於て決定すべきものであるとの主張が対立した。

又、九月四日午后四時より再び団交を開き、前回同様の主張の対立のまゝ、五日団交をもつことを約して打切った。

その后五日午前九時より、第六回の団交をもったが、会社、組合平行線のまゝ物別れとなった。

就業規則で首切り策す

就業規則の賞罰委員会で処分を行う事を主張しているが、賞罰委員会の構成は労使同数の委員から成るが、議がまとまらぬ時は所長が之を決する。もし組合が賞罰委員会の出席を拒否すれば、議決権の放棄であると認めるとの通告書を提示してきた。従って、団交に於て会社の理由は明らかにしたので、これ以上云うことはないとして会社は賞罰委員会持込みを強行しようとしている。

会社野望粉砕のため 家族ぐるみの斗いを組織

九月三日、昇坑時約一、〇〇〇名がデモを敢行、次長、課長、係長を呼びだし、青空団交を行い、四時三〇分より四時間にわたり吊し上げを行った。

会社側は五名の処分は当然であるとうそぶき、組合員は激昂し、憤満は極度に達し爆発した。強硬なる会社の態度に対しては実力を以て、敵の攻撃をはね返す決意を固め、四日午后四時より八時迄、会社本館前広場に主婦五〇〇名を動員、会社幹部と青空団交をもったが、会社側は賞罰委員会で決定すると主張して、態度を変えず物別れとなった。

会社強行すれば断固実力で

九月五日の第六回団交でも明らかなように、会社はあく迄、五名を処分しようとする態度をもち、賞罰委員会を強引に開こうとしている。

又団交と平行して直ちに支部毎にデモを組織して大衆抗議を行うと共に、七日は支部毎に決起大会を開き、炭婦協の動員を行った。

この中で会社が処分を行う場合は直ちに実力行動をとり、完全撤回まで断固斗う決意を固め、家族ぐるみの斗いに万全を期している。

処分者氏名

懲戒解雇	高野明雄（高二支部長） 糸洲朝男（前本部委員）
出勤停止10日	馬場勝（〃） 吉田光香（〃） 矢野千秋（〃）

×××××××××××

勤評反対斗争勝利のため
九、一五へ全力を結集しよう

No. 24

情報　九州炭労

1958年
9月16日

三菱飯塚

労働条件引下げに反対しスト突入へ

才二波四八ストを十七日に予定

三菱飯塚支部は、賃金未処理事項、六坑採炭計画の促進、上山田・稲築配転の対策を軸に立って交渉を行っていたが、配転問題は八月一六日三菱九州事務所と九全労との交渉によって、尺井中根配転が決定したが前台の対策が対立、また賃金と六坑採炭問題も交渉による解決は困難となり九月一〇日支部斗争委員会で、①労働条件を低下させない　②交替制については従来通り三交替とする、との方針をきめ交渉を続けていたが、九月一五日解決に至らず第一波二四時間ストライキに突入した。

賃金は荒廃で支払え

賃金未処理事項は賃金配分を除く次の五項目で、①仕繰作業員（ハランク）の固定化、②採炭夫正味延年の決定（賃金計算を実延で行え）③坑内伝票の個人支給　④保安教育期間中の賃金取扱　⑤日祭・特休・月給手当の福利厚生取扱。また六坑採炭計画は、

組合と協議せず開発準備

会社は上山田元坑において「坑外より採炭場迄を行う」という方針で、西斎坑との境海の範囲変更通しは明るい、と説明していたがそのご二転・三転する状態で組合は、速かに採炭計画を促進させるために、新坑大坑道々金坑坑の準備作業は、六坑採炭が明らかにならない限り拒否する方針である。会社は見通しは明るいといいながら、組合に対して計画を提示しないまま準備作業の申入れを行ってきたものである。

会社、条件引下げを狙う

また、上山田・稲築配転者の人員配置対策について会社は二方操業という一貫した態度で、二方採炭とと一方整理の方針でのぞんできている。組合は、協約協定に反して労働条件を低下させないという方針で交渉を行っていたが、スト直前劃然のように対立した。

戦術と規模

以上の対立をうち破り、要求を勝ちとるため

才一波　九月一五日　二四時間全面ストライキ
才二波　九月一七日　一番方より四八時間全面ストライキ

を決定し、本日才一波二四ストに突入した。この斗いを支える各職場の斗いも激しく配転と激突した。以下同支部仕操分会の斗いの報告である。

仕操分会

ゲート坑道賃金　職場交渉で解決

われわれは過去幾度か、職場斗争を斗ってきましたが、その都度感じましたことは要求項目の決定について、徹底的に大衆討議を行ない、更に斗争に当っては大衆と団結して斗わなければいけないことでありました。従って仕操分会は今回の職場斗争を起すことにつきましては、約一〇日間に亘る大衆討議を行ないました。

要求項目

一、作業態のランクの件
二、ゲート坑道賃金の件
三、仕繰が採炭・掘進の類似作業を行った時は、その職種の賃金を支給せよ。
四、戸樋口（番方の場合）の（特）範囲拡大の件

中央協定の解釈でまず対立

今度の職場斗争は一～四項まで皆賃金関係でありますように、特に困難な斗争でありました。それは今次賃金斗争の妥結（中山中労委会長のあっせん案の解釈）についてであります。会社はあっせん案の解釈は現在までの中央協定以外に妥結している基準外賃金を基準内賃金に繰入れることで、労使が了解して妥結したものであり、また西山元では妥結を通じて、中央協定以外の賃金については話合いをしないことになっていると主張して、中山あっせん案を一方的に解釈しています。勿論われわれはそのことは会社の一方的な解釈だと対決しましたが、どうどうめぐりで交渉は一歩も進展はみませんでした。

戦術を組合と協議

そこで分会は役員会を開きまして、会社に猛反省をうながすために、採炭はじめ他職場に迷惑をかけると思いましたが、坑下部ゲート坑道の作業拒否を行うことをきめ、組合に相談の結果、斗争委員会で、仕操分会だけの斗争ではなく、今後他の職種が斗わんとする職場斗争に重大な影響があるとして、万難一致でゲート坑道拒否を組合指令として決めていただき、二日間に亘る徹夜交渉の結果、われわれに有利な条件で解決しました。（以下後略）

仕操分会長

〈注〉原文には仕操委員長とありましたが、労組支部長と混同しますので、分会長としました。

人員配置対策（対立点）

	組合案	会社案
1 採炭	1、交替制については、現行通りの三交代制とする。 2、人員配置については、現場で協議する。 3、整理方をつくらず、三方採炭とする。	1、二方採炭、一方整備とする。 2、上山田転換前の人員（六坑六一名・盤下七三）とし、部署転換で右人員が減少した場合は補充する。 3、整理方は五～六名とする。
2 掘進	1、人員については、転換後補充する。具体的には協議してきめる。	1、人員については補充する。
3 仕繰	1、転換前の人員とする。	1、転換前の人員とする。
4 捲卸	1、現状通り六坑九名、盤下九名とし、配置は甲方三名、乙方三名、丙方三名とする。	1、六坑七名（甲方三名、乙方三名、丙方一）とする 盤下八名（甲　三　乙　三　丙　二）とする
5 大工	1 上山田転換前の人員とし、転換のある場合は補充する。 2、当番制は、現状通りとする。	1、転換前の人員とする。 2、当番制については検討中。
6 日役	1、修繕方、ドリル方については補充する。 2、火薬方については現状通りとする。	1、転換前の人員とする。 2、火薬方については検討中。
7 坑内作	1、当番制については現状通りとする。 2、集団ベルトについては、現状通りとする。	1 検討中 2、現在人員七名を四名（甲二、乙二）とする。
8 事務	1、転換前の人員とする。 2、交換手の一名減員については欠員をあてる。	1、転換前の人員とする。 2、一名を減ム、購売会に配置替する。
9 炭務	1、チーフラ・換炭については現状人員とする。 2、賃車場の人員については現状通りとし、勤ム時間を七時～三時とする。	1、チーフラについては、一二名を八名（甲四、乙四）とする。換炭については六名（取員二　助手三　一般一）を四名（取員一　助手三）とし、甲二、乙二とする。
10 [illegible]	1、現行の坑内条件を維持する。	1、転換前の人員とする。
11 輸送	1、現状通り六名とする	1、現任人員六名を五名とし、配置は甲三・乙三とする
その他	1、転換前の人員とする	1、転換前の人員とする

崎戸支部　ホーベル導入斗争で九月一七日より四八スト

上山田支部　職場居住区要求　で九月一七日スト

高島支部　労働条件・福利厚生要求で
　　九月一七日より四八スト
　　二二日より無期スト

鯰田一坑支部　職場・福利厚生要求で九月二〇日スト予定

～詳細については、後報します～

No. 25
情報
九州炭労
1958年 9月 17日

三池支部

機械化交渉一四日ついに中断

基本要求いぜん対立

××××× 三池支部の機械化、合理化闘争は既報（九・六 No.22）の通り三四項目のうち部分的には了解点に達したものもあるが、基本的な諸問題が鋭く対立した。組合は交渉を一時中断し九月三日支部中央委員会を開き「基本線を逸脱しない限度で巾のある解決方法を執行部に一任し」翌四日より交渉を再開した。×××××

部分的には進展

団交は事前協議（情報No.22、組合要求の(1)参照）関連固定給者の加給問題などの主要な対立点を中心に、一週間に亘って交渉した結果、部分的に少し進んだところはあったが、基本事項は対立のまゝであった。

組合は九月一〇日支部技術委員会で、関連固定給者の加給取扱、事前協議問題、残業伴当代などについて最終段階のための意志を統一し、代表者会議にのぞんだ。

会社。方針をかえず

しかし、会社は一向に譲歩をみせずついに一一日あさ交渉を打切った。

その后会社より一三日代表者会議が申入れられたので、組合はこれに応じたが進展なく交渉は中断され現在に至っている。

〈別紙〉

情報No.22（九・六）までの交渉経過の対立点のうち、四日以降の交渉で会社が行った回答（前回答と同様のものを除く

1 事前協議について

中央協定の解釈に誤りはないと思うが、組合の方で中央で話題をだしたいということであればそう願いたい。

9、作業量が増大し労働強化をきたすものの加給について（関連固定給者についての加給問題）

コンベアー当番取扱いは現在実働延作業をとり、人員削減二〇名を三分モアの歩増としたい。

滝山支部の採炭手関係の加給はみとめられない。

12、鉄輪料について

その額内に固定するものにたいしては、通行料一、〇〇〇円と新採機導入記念として一、〇〇〇円を支給する。

14、歩切れ歩増、汚れ歩増、出歩増の具体的区分と保安協定の現場運用解釈について

滝山支部一社業（七浦作業所）二十社業（旭町選炭所）四山坑口には出歩増を支給する。

16、夏季栄養剤支給について

健康保険の財政がゆるせば会社も協力します。

18、社宅の各戸にたいするコンセント取付けについて。

三十四年上期から三五年上期までに三、〇〇〇戸とりつけ、その后も中断せず機械化の成果を期待して、最低一、〇〇〇戸は取つけたいと思う。具体的方法は別途協議。

なお、本所の勤務手当は現行のまゝでいき、問題があった場合に考えたい。

22、試錘工取扱いについて

本社関係については長期にわたつてやつているので、今后仕繰作業をあわせてやる場合は仕繰取扱いとする。

転場・居住の要求でスト突入

上山田、崎戸、西杵 ―一七日突入
高島、鯰田、鯰一 ―一八日以降

飯塚支部の転場斗争が一五日ストに発展、激しい斗いのあと、鯰田支部二三日以降実力行使、鯰田一坑支部二〇日より四八スト、西杵支部一七日二四時間スト突入、崎戸支部一七日オ一波四八スト突入、高島支部一八日より四八時間スト、上山田支部一七日二四スト突入と、転場斗争の実力行使が行なわれている。このほかにも若河田山の臨時外要求斗争などがあり、転勤と対決した斗いが、いま、全山をまきこむ行動に発展している。

鯰田

山元での当面の福利厚生、転場要求を集約、八月二〇日より団体交渉を開始、現在まで六回の団交を行つたが、進んだ回答がなく一八日にも再び交渉を行う。今后の日程と方針は

二〇日正午を期限とする回答を求め、その回答如何によつては、二二日本部委員会、斗争委員会を開き戦術をきめ、二三日以降実力行使の予定である。

要求事項

〇、職場関係
1、人員　出炭計画、保安対策の件
2、作業用具を原価で販売せよ、
3、入替採用の件
4、時間外労仂の件、
5、三坑及び新五坑ランプ室天井の設置
6、資材倉庫の移設
7、坑外巻主席の聖夜当番を公休出勤とさせよ、
　他　三十四項目

〇、居住区関係
1、特設炊事場に扇風机を取付けよ、
2、結核病棟にテレビを設置せよ、
3、耳鼻科医、歯科医を雇入れの件、
4、鉱害家屋及び排水溝対策の件
5、社宅修理の件、
6、社宅に雨戸を付けよ、
7、電話器使用に関する件
8、各戸に水道を付けよ、
　他　十項目

鯰田一坑　単位職場の職場斗争の結果、九五項目の職場要求、居住区要求が支部に集約され、九月二日より団交を開始、その后労仂と厚生と夫々分科会をもって交渉した。現在居住区関係は対立点が明らかとなった。労仂関係は一七日さらに分科会を開き、その結果によって一九日正午の期限付回答を、会社に求めるが、その回答が不満な場合

オ一波　九月二〇日一番方より四八時全面ストを指令し

オ二波はオ一波の状況から更に強化した指令が出される予定である。

要求事項

〇、居住区関係
1、社宅の二部一戸に改装の件
2、昼間配電実施の件
3、共同便所改修の件
4、各戸水道の設置
5、社宅小修理の完全実施、
6、詰所の民主化
　その他、

〇、職場関係
1、保安不備箇所の整備
2、ヨゴレ作業箇所に風呂をつくれ
3、雨もり作業場の整備
　その他、

明治西坑　八月末、生産関係一九項目、保安関係七項目、厚生関係四項目の要求を会社に提出し専門委員会で協議していたが、まとまらず一二日団交、一五日期限付回答を求め、この回答不満のため一六日オ一波として「時間外拒否」一七日には全面二四時間ストライキに突入した。

対立の主要なものは

①坑外発着拍布に能率上昇に伴って賃金を増額（改革）するもの

②坑内採炭に対して函数支払の問題

など、福利厚生関係はほぼ了解点に達したものもあるが、賃金に関係するものは会社は頑として拒否している。

崎戸　崎戸支部のホーベル導入についての条件斗争については、既報（九、二情報NO.34）で一部知らしたが、その后の交渉によって①人員充足、②時夫、旧坑夫の在籍切替（組合八六名、会社一四名）③輸送治手当増額、④保安係・長崎発在勤手当増額及び、ホーベル導入に対する要求八項目の対立となり、交渉は最后のおいこみにかゝったが、ついに九月一七日オ一波四八時間全面ストライキに突入した。

高島　高島支部は昨年末、全職場、全地域で一斉に会議を開いて福利厚生に関する諸要求、及び職場要求を約二〇〇項目集約し斗争の中鋭項より、職場、地域において交渉を行った結果、約二〇〇項目が未解決となり、交渉を支部段階に切替えて数回団交を行ったが、会社に解決のための一片の誠意もなく、支部はついに、一八日一番方より四八時間ストライキを指令した。尚、この実力行使によって解決しない場合はさらに、二一日より無期限ストを予定している。

主要な要求事項は次の通り。

一、採炭賃加給の増額
二、組夫使用の削減
三、ホーベル採炭割増分の件
四、目標設定の事前協議
五、基準外賃金削減反対

上山田　上山田支部の職場斗争は既報（九、三NO.34）の通り、九月五日より本格交渉に入り、団交を続けていたが、職場要求で①四交代制の廃止、②電気工場拡張の件、③高温対策、④直接夫の保安教育期間中の諸資賃金取扱いについて、厚生関係では①畳表の改年引上げ（二五％）②各区集会所にテレビ設置など、四五項目が対立し一七日一番方より二四時間ストに入った。

追記

鯰田支部は職場、居住要求とともに、従来賃金配分について、会社が一方的に行っていたものに対し、組合の意見を配分に反映されるよう交渉している。

No. 26
情報
九州炭労
1958年 9月 20日

長期斗争体制を固める王子労組

九州炭労・25名のオルグ派遣す

××××××××

王子製紙労仂組合は、会社の一方的な労仂協約の改悪＝①ユニオンショップをオープンショップに、②チエックオフの制限、③一二日間の操業押しつけ。＝に対して、七月一八日以降全面ストライキに突入している。この斗いに九州炭労は中央の指示に基いて九月七日、二五名のオルグを同労組春日井支部（愛知県春日井市王子町）におくり、斗いの支援と指導に当らしている。

××××××××

王子は紙パ労連の中核

王子製紙労仂組合は、春日井支部（一、〇〇〇名、上質紙）苫小牧支部（三二〇〇名、新聞用紙）東京支部（二七〇名、本社）からなり、紙パ労連の中で名実共に中心的組合である。昭和二八年に連操反対の二二日間のストをやって以来、労仂条件を大巾に獲得することができた。賃金ベースも他の旧王子三社（本州・十条）に比較しても高く、レッドパージ反対、炭鉱反対のスト、勤務地手当増額など、一連の斗いを通して紙パ労連内の最強力の組合として成長してきた。

低姿勢が会社のつけめ

しかし昨年末の一時金斗争で二三日のストを打ったが、満足な回答を得られず。今年の春斗では企業セクト的な面もあって、紙パ労連にスト権を委譲出来なくなり、組合内に〝低姿勢〟的なうごきがあらわれたことは否定できなかった。

この頃から、組合の足元を見たのか、会社側の追うちがはげしくなり、会社の意図に盲従する組合をつくるため攻撃方向が露骨化してきた。

ストに会社ロックアウト

今年の春斗で王子は二、一六一円のベ・アのほか、退手・臨時給金の増額で斗ったが、会社は賃金はゼロ回答で応え逆に、就業規則の一方的改悪、一二日間連続操業を持出して臨時解決をゆずらず、組合は四月二四日より五月七日までに第一波を設け、一斉二四時間ストを含む部分ストを行った。会社側はこれに対して王子最大の支部である苫小牧にロックアウトで対抗した。しかしこれはスト中止のためスト六時間で中止された。が斗いはいよいよ激烈化した。

労協改悪を申入れてくる

組合は平和解決のため五月八日中労委にあっ旋申請をしたが、会社は拒否し五月一七日に至り第二次回答を行い賃上げを認めてきたが、操業方式はいぜんとしてかわらず、第二次回答は操業方式をのまなければ撤回することを附帯条件とし、これにあわせ労仂協約の有効期間が六月一〇日までのため、全面的な改訂を申入れてきた。

改悪案の中心〝組合活動の制限

会社側がだした労協改悪の骨子は

①、組合を除名されたものは解雇する。というユニオン・ショップ条項の削除。

② 就業時間中の組合活動を、休憩時間、賃金カットの面などから制限する。

③ 組合活動に対する会社の便宜供与を制限する（チエックオフを別協定にすることを含む）

④ 争議行為の予告を四八時間前にその都度具体的内容を書いて通告する。

⑤ 争議行為中の福利厚生施設の利用を、会社の考えで制限する。

6月17日団交決裂

この改悪案に対し組合は「労仂協約改悪反対斗争をすすめる中で、賃上げ、退職金、賞与金、一二日操業問題を解決する」方針を立てたが、そのあと一二日操業を認めるかわりに、協約改悪をひきこめさせようとしたが成功せず、六月一〇日の協約期限を六月一七日までとすることにとどまり、交渉は難航し六月一七日にいたってついに団体交渉は決裂した。

第二組合策動に全労オルグ

会社側は協約の失効になるや、附属諸協定の失効、組合活動制限の通告、賃金よりの控除項目の改定申入れの攻撃をかけてきた。これに対し組合も争議協定不締結の方針を確立、本格的な斗争体制を固めた。

六月二四日から二七日まで、各支部一斉ストと部分ストを波状に行った。会社は表面上は静観的であったが、その裏では第二組合を結成させようとする策動を執拗に行ない、東京支部を皮切りに切崩しを行ない、現在東京支部一一四名、苫小牧八〇〇名、春日井二〇〇名の第二組合が発生した。

第二組合の指導は日鋼室蘭の第二組合の実力者といわれる高野が苫小牧に、全労会議の細野が春日井に配置されている模様である。

生産権は第一の手に

この第二組合が第一組合のピケットを突破しようとして数回に亘って阻止されたことは、新聞紙上で周知の通りであるが、商業紙は第二の日鋼室蘭と宣伝しているが、事実は決してそうではない。なぜならば第一に、第二組合員は事務系と山林部門であり、生産部門の主導権は全く第一組合がにぎっておること。

（うらへつづく）

情報 No.
九州炭労
月 日

地域産別の高まり

第二番目に、製紙・紙パを中心として地域共斗、産業別統一斗争が日鋼室蘭のときとくらべ、比較にならない位発展拡大されている。

第三に、第一組合員は生産点に動くものが多いので、団結力が強く洗練され訓練されていること。

第四に、王子は炭鉱のように社宅があり、これが主婦会のめざましい活動と行動力の基調をなしている。

第五に、産業別統一斗争を背景として、斗争資金に当面の不足がないこと。

会社の狙いは

この斗いの全局をみるとき、何故会社はこのような強硬政策を一歩もゆずらないのか。

このことを理解するためには、戦前、製紙業界において自他ともに大独占企業として許していた王子は、戦後解体され、王子・十條・本州の三社に分割された。それにもかゝわらず業界においての独占的地位はかわらずこの強化と関係して不況の深刻化の中で、あきらかにそのシワ寄せを労働者におしつけてきたもので、旧王子三社の独占系列化を強め、紙パ産業における優位をより強固にするために、目の上のタンコブとして目をつけたのが、紙パ労連の産業別分的組合としての成長と伸長であり、その核心組合である王子労組を叩きつけることによって、十条→本州→紙パ労連のなしくずし解体を狙っているものである。

炭鉱資本と同じ

王子労組の斗いはスト突入して六四日目であるが、斗いはむしろこれから本格的な対決段階に入るものとおもわれる。この斗争が単に不況下においての合理化攻勢としての性格をのりこえ、戦後一三年の間に築き上げた労働組合の権利と生活を叩きつぶし、組合を無力化させようとする資本攻勢の典型な方向を示すものであり、そして、合理化と斗っている多くの炭労傘下支部にあらわれている〝職場秩序確立〟という炭鉱資本の戦術と合致している。

われ〳〵は王子労組の斗いを勝ち抜くことこそ、また、われ〳〵の斗いを勝利に導くものであることを理解しなければならない。

水源地の仮処分執行に反対し執行吏を追返す

暴力団化した警察介入？

炭労オルグ二五名は九月八日名古屋到着以来連日、春日井支部組合員、家族の斗いの指導を行っている。オルグ団は八日には検察庁に対し苫小牧支部に対する不当弾圧、王子製紙労組の幹部不当逮捕に抗議、春日井支部において、夜間ピケットの配置、指導、学習運動の中核となって斗いを進めている。

立入禁止仮処分でる

会社側は北海道苫小牧と同称製紙製造工程の中枢となる水源地に対しての第一組合員及び共斗参加者の立入禁止仮処分を名古屋地裁に申請していたが、九月一三日ついに裁判所が水源地に第二組合及び会社側の立入妨害禁止の仮処分を決定した。

「組合は会社の命ずる従業員が水源地周辺及び沿木ポンプ場の立入り並びに、右施設内の状態を保全する事を妨害してはならない。会社の委任する執行吏はこれに違反する妨害行為を除去するため、適当な措置を講ずることができる」

反仂化した才判所

この措置は明らかに会社と才判所の不明朗な結びつきが予想される。なぜなら仮処分は一二日に決定し一三日組合に通告したことである。第二組合は一二日には全員行方不明になった。これは才判所の決定を事前に知り就労体制を固めていたものである。

組合は仮処分の不法な決定に屈せずピケットで就労を拒否する方針をきめた。

会社・官憲介入たくらむ

一七日午前四時三〇分、会社側四・弁護一、執行吏二が水源地仮処分執行にきた。組合はこれをピケットで阻止し仮処分執行の不当を追及した結果、彼等は午前八時一たん引上げた。その際会社弁護士は「われ〳〵は非武装できたので、身体に危険を感ずるので引上げるか、明日以降も又くる」と捨ぜりフを残して立去った。捨ぜりフからも察せられるように、官憲の大量投入が予想されるので、非常体制をとり夜間ピケを強化した。

一八日は、台風二一号の余波のため、暴風雨となり警察官はやって来なかったが、午前八時に前日と同様のメンバーがきた。しかしこれは労使の話合う方向に今後努力することで話合って引上げさした。

組合は来週仮処分決定の異議申請を行うことになった。

組合・異議を申請

一九日三度目執行吏がやって来て、仮処分決定を行なおうとしたが組合これを阻止した。

会社は春日井警察署及び名古屋署に動員要請を行うことを宣言して立去った。そのため明二十日には、官憲の介入が必至と思われる。

以　上

情報

九州炭労

No. 287

1958年 9月 22日

崎戸支部ホーベル導入条件斗争妥結

人員充足ほかも勝とる……

崎戸支部のホーベル導入条件斗争と人員充足などの四項目の要求は、九月一六日全面的に対立し一七日全山二四時間ストに突入したが、翌一八日会社側の申入れによつて交渉が再開された結果了解点に達し、ストを中止した。この崎戸支部の斗いは、会社が頑強に拒否した人員充足を大巾に勝ちとつたことに大きな成果があつたものと思われる。

了解点の内容

一、（A）ホーベル払の人員公募を組合協議とせよ

採炭夫中よりの希望者につき体位技能を考慮し、組合と協議の上編成する。

（B）一般払の人員編成と一方一サイクルの編成について

イ、一般払については一方一サイクルを組合は将来とも放棄するものではない

ロ、ホーベル払編成残員二六名と補充一四名をもつて一般払の編成人員とする。

ハ、払の整備の一時金として八万円を支給し配分は組合に一任する。

二、ホーベル払の人員編成について

ホーベル払には次の在籍人員を配置する。

採炭（甲・乙・丙）一方につき　四五名　一
坑木・ズケツケ　、　一名
坑内電工　、　一名
坑内機械工　、　二名

三、採運計画

ホーベル導入後の採運計画については別途明示する

四、仕繰計画

ホーベル払の為、採坑道の整備については作業に支障のないようにする。

五、運搬関係の人員計画について

運搬人員（電車二坑内）は導入後七ケ月組合と話合う。

六　坑内工作関係

内容、内電現行の作業者に別枠として三〇円を支給する。応援者には二五円とする。

七、一般関係

㋑、ホーベル導入に伴う技術教育については中央協定に従い実施するものとし、組合の意見があればこれを参酌する。

㋺　ホーベル導入後の労働条件の変更、ホーベル払試験切羽期間中（三ケ月）新事態発生により条件又は自然条件の著しい変化を生じた場合、会社その作業取扱につき組合と協議する。

㋩　職場慣行の処理、問題があれば協議する。

㋥　ホーベル乗入作業者の乗入手当について、一方六〇円を支給することとし、条件三〇〇方前後を目途とする。

㋭　ホーベル導入による時間外のよく制、時間外をよく制するようなことはない。

㋬　ホーベル払出炭と生能率に採炭の奨励加給について、1、生能…個人能率の確定については、十二・一・二月の実績をもつて行う。2、奨励加給…九月・十月・十一月の他払の実績を基礎として支払う。十二月については最高十円を下廻ることはない。一月以降新賃金については別途話合う

㋣　関連職種と坑内手当

A、運搬夫については定額給より五〇円増し、一三九〇円を基礎にして一〇〇%とし、一五〇%を二五円を最高頭打とする。一二月一日より実施する。

B、1、内運搬夫三五〇挽、四〇〇挽、北部五〇〇挽。2、坑外運搬夫八五〇挽、硬炭ズレーカー・ジーゼルロコ乗廻しについては一時金三五〇〇円を支給し、配分については組合に一任する。

八、人員充足

イ、二〇名を充填する。ほかに再就永億補充として三名を充足する（新規採用一五名、病弱入替採用五名）

ロ、内訳　採炭四名（ほかに欧羅教育として一〇名を行う）、仕繰一〇名、運搬夫二名、内運一名、二坑運搬夫二名、工作外運二名とする。

ハ、採用月日は一一月一日、原則として組合員子弟とする。

九、在籍切替

イ、男一六名、女四名を在籍に切替える

ロ、旧番夫から常備夫一〇名切替える。（切替月日は七月一日からとする。

ハ、切羽関係者については、資金、有給、労働条件は三、九、一より常備扱いとする。

十、彩炭治手当

定額給三〇円、不定期給四〇円アップ、長崎その他は現行通りとする。協定は一年半とする。

十一、駐在員手当

イ、一時金九〇〇円を一人当り支給する。

ロ、協定は一年半とし、会社内規を覚書とする。

以上

古河四山・基準外々要求でスト

××××× 古河四山（大峯・峯地・目尾・下山田）は、基準外々要求を統一して会社に提出し団交を行っていたが、九月二二日全山一斉に、二四時間ストライキに突入した。しかしながら会社の回答申入れによる交渉の結果午前九時了解点に達しストを中止した。尚一番方は三～四時間おくれて入坑した。×××××

	要求	現行	妥結
日直手当	四七〇円	三七〇円	四二〇円
特休日直	六七〇	四九〇	五三二
宿直手当	六〇〇	三九〇	四二〇
特休日直	六四〇	五三八	五七〇

◇ 兼任手当

保安発破手当・保安技術者試験又は発破係員の資格を有する者にして保安係員として勤ムするもの月額一、〇〇〇円（要求）＝現行五〇〇円＝妥結六〇〇円

◇ 現金出納手当

常時金銭出納をするもの月額一〇〇〇円（要求）＝現行三〇〇円＝妥結四〇〇円

臨時に金銭出納をするもの一回二〇〇円（要求）＝現行七〇円＝妥結八〇円

◇ エ生係手当　エ生管理者の資格を有する者にしてエ生係員として勤ムする者に対し月額五〇〇円（要求）＝現行二〇〇円＝妥結三〇〇円

◇ 標識灯手当　保安確保のため炭車に標識灯をつけたるケ所に勤ムする者　一人一方五〇円（要求）＝現行二三円＝二五円（妥結）

◇ 借家料補助月額一、〇〇〇円（要求）＝現行五〇〇円＝六〇〇円（妥結）

◇ 寮団体福利厚生費

五〇名以上の寮に対して一寮につき年額一五、〇〇〇円（要求）

四九名以下の寮に対して一寮につき年額一〇、〇〇〇円（要求）

妥結＝人員に関係なく一寮につき　七、〇〇〇円

以上

No. 28　情報　九州炭労
1958年 9月 26日

炭労★大会

勤評九・一五斗争に質問集中！

議長団に竹下氏（貝島）を選出

××××××××

全労仂者階級の今后の運仂の方向をさし示すものとして、各界各方面注視のうちに炭労才二〇回大会が、九月二五日東京都中労委会館で開催された。大会は竹下氏（貝島）ほかを議長団に選出し、中央・地方報告に対しての質疑討論を行ない才一日目を終った。才一日目の論議の中心は九・一五の勤評にそそがれ、更に斗う体制を要求する声が高かった。

××××××××

大会役員選出

議長団
竹下　俊次（九州　貝島）
佐藤　和雄（北海道　平和）
齋野　誠一（〃　）

議事運営委員
高橋　実（北海道　大夕張）
竹下　昌吉（〃　初川）
川野　俊治（山口　興炭労）
根岸　文男（九州　上山田）
大久保　清（〃　[illegible]）
岡　松雄（本部　中執）

資格審査委員
末永　光明（山口　興炭労）
西野　和夫（九州　[illegible]）
徳永　力（〃　山野）
宮本　清俊（〃　大辻）
大谷　一（〃　下山田）
高橋　勲（北海道　雄別）
藤原　健寿（〃　赤平）
日向　（常盤）
近藤　弘（本部　中執）

炭労との統一を！全鉱原口氏

大会役員選出のあと、大会は炭労政治共闘委員等のメッセージをうけた。

○　阿具根参議（炭労政治局員代表）

王子製紙労組の斗いはいよいよその激しさをまし、まさに日本における労仂者階級とその敵階級の天目山となっている。

いま会社は、才一組合は冬をむかえて潰れさるだろう（北海道は冬季準備が、重大な生活の苦闘である）と豪語している。

この斗いを更につよめ発展されるようおねがいする。

○　原口全鉱委員長

松尾鉱山の斗いに対しての支援を感謝したあと、原口氏は、いま特徴的なことは労使の関係が、労仂条件の引上げまたは引下げを巡っての争いより、つねに基本的な権利を巡っての斗いになっている。

この情勢のなかで、全鉱は地下産業労仂者として炭労との統一に努力したい。とのべ大会に深い感銘をあたえた。

このほか吉田法晴参議、石橋[illegible]、岡田社党国際部長、私鉄総連、紙パ労連、共産党などのメッセージがあった。

原委員長あいさつ

政府は不況対策に力を入れず、不況対策を労仂者の組織ハカイによって行なおうとしている。また各経営者団は炭労と全炭鉱の間に労仂条件の格差をつけ、組織に動ようを与えようとしている。そしてその攻撃は激しい。われわれはこのため全組織をあげて斗う。とあいさつを行った。

議事日程きまる

午前一〇時四五分大会は代議員一七四名の出席で成立が宣言せられ（九州八七、北海道七五、常盤六、山口五）議事に入り、議事運営委員会より次の議事日程が確認された。

才一日目　中央、地方情勢報告及びこれに対する質疑応答、確認。
才二日目　一号議案提案　質疑
　行仂方針小委員会委員選出
才三日目　二号～五号議案提案　質疑
　予算小委員会委員選出
才四日目　予算小委員会、行仂方針小委員会報告審議
　その他の議題

勤評は実力行使で

ついで中央報告を重枝事ム局長、地方報告を各地本事ム局長が行い、質疑に入った。

質問才一陣は九州の谷口代議員が行った。谷口代議員は、

①上部々末で分断込であったがこれに対する考え方、

②勤評九・一五斗争戦術の採用理由と今后の戦術問題は

の三点、また北海道代議員からも勤評反対斗争収拾状況の説明が求められた。この質問に対し「本来なら九・一五戦術は実力行使をもって斗うべきだと考えたが、現在の組合の実状では困難であった、今后は労仂者階級全体のものとしての理解を更に深め、実力行使体制を強めたい」と答えた。

その他、紙労争議の解決、炭労全鉱の統一問題などについて質問が集中し才一日目を終った。

～うらえつずく～

大会第二日目

大会オ二日目は、台風二三号のため審議することが不可能となり、行動方針の提案と二・三の質問で午后一時休会となつた。このため大会が一日位延期されることになるかも知れない。

No. 29

情報

九州炭労

1958年
9月30日

高松労組

冷却装置、高温手当でスト突入

―九月二九日以降 会社の不誠意を、全組合員の力で―

情報二〇号（八、六〇）で既に報告している如く、高松労組では高温対策について対会社と交渉を継続していた。八月二三日要求書提出以来、一ケ月以上を経過する今日に至るも一向進展のきざしはない。そこで組合は会社に誠意の意志なしと判断し、九月二五日の期限付回答を求め、回答不満の場合、二九日より無期限ストに突入することを通告した。案にたがわず二五日の会社回答は具体性を欠いたものであった。組合は、斗争委員会決定の方針に従って今までに経する斗争態勢の確立に重点をおいた。スト突入をみた会社は、二八日午前二時からの団交を申入れてきたので、これに応じ組合も団交に臨んだが期限付回答内容の範囲から進展したものが示されなかったため交渉は決裂、既に組合の平和的解決に望みがたたれたので、既定方針通り二九日一番方より無期限ストに突入した。

会社、引延しを策し問題をそらす

八月二三日要求書を提出し、一ケ月を経過しようというのに三回の団交しか開いていないし、また要求に対する具体的回答は何人らもたらされなかった。組合のあくまで早期かつ平和的な解決を望む態度に照して、全く不誠実な非民主的態度をとってきたことであった。従って組合は、要求に対する会社の傍観的態度の向にも地下深い高温個所では人体をたえずむしばまれているとの事実からこれ以上の延引策は許されぬと九月一九日本部斗争委員会を招集、検討した結果、㈠ 二五日の期限付回答を要求する。㈡ 回答不満の場合、九月二九日から全山一斉無期限ストに突入する、と決定した。また同日斗委決定の旨を織り込む斗争指令を発し、あわせて斗争態勢の確立を呼びかけた。

―ストにそなえ内部態勢確立を強化

体をむしばむ高温ケ所はなくそう

斗争態勢確立に当っては、大会決定に基く要求がいかに正しく、またその実現を是非実践させねばならない、かということについて実態をとりあげてその重要性を特徴教宣した。即ち、高温個所での作業が、想像もできぬほど苛酷のものであり、就中病に倒れる人が多いか、また大なり小なり人体に悪影響を及ぼしている。このような作業実態での労働条件は、生命をちぢめるしスリ減らすことに通ずる。そのことを裏付けるのは現場の組合員をして「手当など問題じゃない、何んとか早くしてくれ」という切実なところまで切迫している要求であることだ。と、更に昨年設備改善の斗いの妥結時に、会社は、職場環境改善の履行を確約したにも拘らず、一向によくなったという実感はない……等全体斗争として立ち上る内部態勢確立盛り上げの浸透教宣を徹底する行動を展開した。

斗争委員会・二九日以降のスト決定

団交の中での会社の主張は、要約して ㈠ 排気力による通気量の増大―排風機五〇〇を一二〇〇に取替える― ㈡ 送風を計画しているが、土地買収は可能であっても、予算措置や資金ぐりに困難があり―この問題は三〇日本社で協議がでる―というもので、本質的回答は全然といってよい位ふれられていない。したがつて内部態勢確立に重点を注ぐかたわら、会社のこのような不誠意を糾弾していった。以上の如く回答が前進せず、更らに日時を費すことは、組合の平和的解決の希望も失はれ、そのことは即ち斗争委員会をして二九日以降全山一斉スト決定を行はせたのであった。

「不況・出炭低下でコスト高 要求は認めぬ」

―期限付回答は前回主張を出らん

斗争に対する組合員側の要求と認識が深まるうちに、九月二五日の期限付回答をうける団交に臨んだのだがその内容は、業界の不況と上期出炭の大巾な減少は、コストを増大させる結果となり、要求は苦境に立たされていると前提として

(1) 立坑の開さくの場所は示されないが、三三年下期にボーリングを開始、約二ヶ月位完了予定（一ケ月進行四〇米、立坑径五、五〜六米、深さ約一〇〇〇米）

(2) 冷却装置は

(1)の竪坑完成までの措置として、高馬力モーターの取替え計画（二島は一一月、一坑は本年三月迄）、その対策他、局所的の通気改善実施

(3) 対策措置では

イ、排気坑道の極力整備

ロ、過重の鉄材木は坑内に下げる

ハ、休憩所は最寄の集団となる

ニ、坑中作業者（或いは三日間継続欠勤扱い、三日を超えれば傷病扱い）

(4) 高温手当

諸手当は各山の最高を決定しているし、支給はできない。即ち実施は温度・湿度及び気流の三要素を総合してやればよい（カタ度で表示すること）

交渉団は、むしかえしの回答であると拒否する態度を表明して引上げた。しいてとりあげると、五項対策の計画がある程度はっきりしたことで根本的な提案はなかった。会社が、回答に先立ち、炭界の不況をことさらに強調しているが、現場の環境をよくすることとこの問題とは別である。また出炭数低下を主張しているが、その原因も作業条件が悪いことによって起る現象であって、このことは即ち、不況であると否とに拘らず高温対策は重要である点を意味する等、会社に対する回答の不当性を組合側に硬直させていった。

組合の努力も空しく交渉決裂。

新取付問題があった二五日から殆んど交渉は行われず、双方対立という状態で翌日は並行するのみであった。ところが、会社は組合の内部攪乱分裂工作の失敗に切実な要求が全組合員のものになって浸透するに圧倒されてか、二八日団交申入れがあった。しかし、この団交でも期待すべき誠意は一かけらもなかったため、遂に決裂するに至り、組合は予定通り断然と二九日一番方からの無期限ストに突入した。

なお、最終的段階に至るまで誠意をもって解決のために努力してきたが、遂に決裂した。その際組合は一致した声明を行ったが、大要には次の如くのべている。「一つの斗いの勝利は、将来一つ一つわれ〳〵の諸権利を守り向上させる斗いにつながっている。斗争は常に全体の力で強化し発展させなければならない。経済情勢の悪化した今日はとくにそうである。一中略一安心して働ける職場をきずくために、前端な保安強化を防ぐための高級全組合員の意志をガッチリ固めて斗っていこう……と。

峯地労組

重大災害に端を發し保安斗争終結

一九日・保安遵法作業実施突入の二日目に妥結

古河峯地労組は、去る八月一二日会社に対し職場の安全確立の一環として坑内坑道の保存修繕所要の申入れと、老朽坑の取替え等要求をかかげ、斗いを推進していたが、一九日ただ、乙方の左一卸丘四片払で採炭作業実施中落盤事故があり一名が重傷を負った。ところが翌日（十四日）の甲方で同払のカッター坑五〇米も延長するという事故が相ついで起った。カッター延長事故では、幸い被災者はなかったものの、同払は、本年四回目にこの種災害を起し斯に実働者が出ていた事実と相関って、いかに当局者が保安整備を行っていなかったか、当然行うべき保安措置を講ぜずして特出強化させた、二度までも起した災害が、生産第一主義による採炭を前提に強い組合員の怒りを満すという本質を如実に示したことであった。

この重大災害を重視した組合は、保安確保斗争と呼応し、直ちに原因の究明に乗り出した。一方直接保安に従事する組合員から「安全確保の実現がなくては、いつまでもわれ〳〵は生命の危険からのがれることはできぬ」との声があがって、これを契機に全山をあげての斗いとして取組まれるところまで発展した。そのため斗争委員会は一九日以降、保安遵法作業の実施と二〇日〜二二日の才一次要求ストを決定、各組合員に指令すると共に、その具体的斗争について数次石渕を関係とした。災害原因について対会社との交渉に臨んだがあくまで責任回避を主張するのみで反省の色がみえなかったので、遂に交渉は決裂、予定通り一八日から完全保安遵法作業の実施に突入した。こういった斗いを通して生産ストは予想していたが、会社は職制のような保安については確保する」との誓約を得たので、遵法作業実施才二日目の一九日妥結するに至った。

保安確保の斗争中・連続三つの災害発生す

八月一二日からの保安確保要求実現のために斗いを推進していたが、重大災害が連日に亘って起きたため、組合は本格的な保安斗争を取組むことを決定した。職場からの切実な声としても広く取り上げられてきたの要求貫徹まで斗い抜く決意は一層強固なものとなった。

さきの災害原因については、⑴保安作業職務を無視して出炭を強行させた、⑵カッター延長事故の原因であるケーブルと小機ロープの摩擦を危険を伴うことは自明であるにも拘らず放任していた、⑶前回同災害に対する再発防止規定を無視し強行出炭した結果である、等を明らかに追及すべく団交に臨んだが、責任回避をしていたが、結局反省した本人が悪い、との如き暴言が炭鉱長自身が言明するに及んで交渉は決裂した。

鉱長の暴言 許されぬ!!

徹底的に責任追及ー実力で

組合は、去る当局の保安に対する態度を変えさせ、反省させるためとるべき措置は、安全職場確立には自からの力で対決する以外に生命を守ることは出来ないという方針で対処することになった。そこで斗争委員会を開催し、一八日からの保安遵法作業実施と二〇〜二二日の才一次要求スト突入を決定するに至った。

一方、この斗いの意義が広く深く理解されるに従って甘い観かたをしていた会社は、一九日解決の諸条件をだしてきた——保安才一主義の原則を確認し、安全職

場の確立に万全を期する旨の声明書と、保安事故についての確約回答を提示してきた。そこで斗争を解いて内容を討議した末、誠意を示したものと判断したので妥結するに至った。

なお、妥結に際し、今後会社が保安法に違反し、又は、その行為によって災害が起った場合、その回復のためには実力をかけて斗うことを確約させている。

職場での斗いこそ保安確保ができる

保安法作業実施に当っては、各職場毎に執行委員又は職場委員を配置させその指導と監視に当った。その具体的方法としては、保安斗争指針（中央炭労労対部発）のパンフレットを配布し、各支部に職場保全確保の違法作業の完全実施を徹底した。

組合及び組合員が一致して保安確保斗争に立上ったことは、最近とくに増大の傾向にある重大災害に対する保安軽視に警告を与え、しかも各職場で職制に支配され従来条件下に労働を強制されるという（条件がそろうことによって確保できることを）精神に大きな力づけを示している。斗争要求を支持すると同時に組織的発展を促進する契機として意義深い斗いで（も）あろう。

声明書

今回五四片払災害事故の原因究明に端を発し、保安問題に労資間の紛争を惹起した事については会社が末端保安係員に対する指導が適切でなかった事を痛感し、今後本社の保安指針に基づき保安第一主義の精神に従い安全職場の確立に努め、併せて今次問題については組合と充分協議して万全を期する。

右声明する。

九月一九日

回答書

一、挿入坑取替作業は双方協議の上直ちに計画表を作成し速やかに実施完成する。

二、総合検査は定の期間代表者は保安担当者と共に巡視し保安作業を指導実施する。

三、保安係長は会社の事務事程により更に積極的に業務

追記～高松の高遠対策斗争は九月三〇日午后八時すぎ解決し、同日三番方より平常作業に復しました。解決内容は後報します。

を行う

四、五四片払災害事故については福岡鉱山保安監督部の審論を待ち責任を明かにする。

五、保安係員の教育は向今六ケ月間の保安教育計画を作成しこれを実施する

六、災害発生時の連絡は会社の保安規程連絡系統表により組合に対し迅速に通知する

七、救急設備は直ちに整備する。

覚

一項目の実施完成のため東原鋪所に於ては公休作業及時間外作業を認める。

二項の総合検査の期間は昭和三十三年九月二二日から同二七日までとする。

組合代表者は一日につき十九名とする

五項の保安教育計画書は組合に提示する。

六項の連絡については検査係より組合又は相談所を通じ保安番駐者又は労仂部長に連絡する。

七項の救急設備については左の通りとする。

㈠ 坑口（明治坑において管理する）に担架三組、毛布六枚、枕三個、救急箱一式

㈡ 坑内5～1払につき担架四組、副木、止血材料、巡見番備付　担架三組、副木止血材料、救急箱一式

昭和三三年九月一九日

No. 30

情報

九州炭労

1958年 10月 1日

大正労

会社の不況口実をハネ返えす！

二九日スト突入后（午前九時四三分）妥結……

福利厚生要求一二項目（社宅の増築、アパート改築）を中心に、本年二月以来、七ケ月間に亘って交渉を重ねてきたが、闘斗会による団交と不誠意な会社の態度に終始していた。そこで組合は九月二二日斗争委員会を開いて実力を背景としてやる以外解決の方法はないと二五日に期限付回答をさせその結果如何によって二九日以降無期限ストに突入することを決定した。期限付回答をうけとったが話しにならぬものでストは必至の状況にあった。ところが二八日夜会社申入れによる徹団交渉に臨んで積極的に解決に努力した結果、ストに突入して間もない、午前九時四三分遂に了解点に達した。その為め鉱員は大部分がて方と同時繰込みを行った。

会社交渉の遷延をネラう

この要求は、本年二月四日に会社に申入れたもので、大会決定によって切実な問題として全体斗争でかくとくすることになった福利厚生に関する一二項目であった。然しながら賃斗・期斗・業界外の諸斗争に主力を注いでいたため中断された形で、これまで二回の交渉がもたれていたであった。会社はこの実を逆用し、たえず交渉の進展をはかろうとする組合の態度を無視して遅延策をとってきていた。そういった状況下で回答も会社の考えを裏付ける如く不誠意な内容であった。とくに不況を口実にして従前の条件をおしつけようとする態度が強くにじみでており、そのことはみじんも解決に対する努力はしていないばかりか、むしろこの状況をとらえ力によって対決を挑もうとするネライがあったことで、組合はこの解析は会社のイトをばくろし、数度抗議を実施した。また、公報による居住区、職場を単位として斗争態勢の重要性を強調、浸透をはかっていった。

期限付回答は話にならぬと拒否

問題の平和的解決をはかろうとする組合の誠意が、通ぜぬという事態を打開する為め九月二二日斗争委員会を開催し検討した。その結果、二五日の期限付回答を申入れる。不満の場合、二九日から無期ストに突入する。との決定とあわせ斗争指令を出し、斗争態勢確立を図ることになった。

その結果二十三日第三回団交、二十五日第四回団交（期限付回答日）と開催したが、予期した通り会社側不誠意の回答であった。

こういった繰りかえしの状況からは実力行使は決定的なもので無くならざるを得なかった。そこで組合は今までに増した、斗争本部のための力を結集して対決しなければならないと教宣を強化した。

この圧力に押しされて、会社はストを目前の二八日に至り交渉続開を申入れてきた。

この申入れを受けとり交渉に臨んだが、双方の間に解決はみいだすことができず、夜を徹して行はれた精力的交渉も遂に全山無期限ストに突入時にスベリ込んでいった。

しかし、スト突入はさけられなかったが、双方が誠意をもってなおも引続いて検討した結果、午前九時四三分に至り、誠意の努力が実り遂に妥結するに至った。

妥結に伴い斗争委員会は、直ちにスト中止の指令を発すると共に就労対策について組合員に依頼した。

こゝに七ケ月またがって斗はれた福利厚生施設改善問題は終りをつげることとなった。

（就労については、早い者で午前十一時入坑、その他は、て方と同時に入坑することで解決された。）

妥結内容次の通り

要求内容

一、社宅の増築

現在の入居希望者数を増築要求戸数とする（約二七〇戸）

二、附属病院の新設

坑口から離れすぎており、又入院室の不足不完備各科の完全に揃っていない点、老朽していることなどを考えて本一坑の中間的な場所への新設を要求する。

妥結内容

一、社宅の増築

1、九七期（約90〜95）は新増築は不可能であるが、九八期以降については予算編成時改めて検討する。

2、九七期中に一坑八二棟二戸住を本坑に移築四戸住とする。

3、退職者、理由なく社宅に入居している旧者関係者の住宅明渡しに一層努力する。

二、附属病院の新設

昭和三四年度内に厚生年金保険の還元融資を得られるように努力し、現有各科を基準として綜合病院を本坑地区に新設する。

その位置は可及的速やかに決定する。

（裏面につづく）

二、アパートの改築
いずれも老朽しており、特に一坑アパートはアパートとしての設備も整っていないので、早期改築を要求する。

四、地上げ促進、並びに共同便所撤廃
地上げ工事の促進、又地上げ時には現状に復するだけでなく、改造、修繕をあわしてするように要求する。
尚、共同便所については地上の際だけでなく早急に個人便所に改修するよう要求する。

五、排水溝の整備及主要排水溝の清掃の定期化
排水溝の破損箇所の修理とセメント製でない溝の早急改善を要求する。
主要排水溝を定期的に会社で清掃せよ。

六、給水設備の改善
タンクの増設、大型パイプ等の取替、水量の確保、断水の絶滅、チョロ、チョロ水を返上するよう要求する。

七、糞尿運搬車及びじんあい運搬車購入整備
各一台の購入代物化によって現在の行詰りを打開するよう要求する。

八、浴場の改修、及監視人の明確化
本坑中学田、一坑南部浴場の改修、その他の浴場の設備、浴場監視人の勤務の明確化を要求する。

九、畳床の新床との一括取替及へり付実施
現在の古床を一括新床と取替えよ。及へり付を会社負担で実施せよ。

十、決定事項の早期完了
(1) 個人水道の取付
(2) 壁の塗替
(3) 格子窓をガラス窓に取替
当初の決定通りの実施を行けばこれらの完成に著しい年月を要するので早期に完了するよう要求する。

十一、各地区公民館集会所の設置。

以上

三、アパートの改築
第十二アパートは昭和三四年一月～六月、第十三アパートは同年七月～十二月に竣工する。
第一〇〇期（35.4～36.9）以降は毎期一棟宛改築する。

四、地揚促進並びに共同便所の撤廃
1、九七期中に四棟の地揚げ改造を行う。昭和三四年四月に一棟を改造する。
右は、社宅事情ともあわせ考え、現在二四戸を二七戸に改造する。
2、共同便所は地揚げ改造の際撤廃し、個人便所とする。

五、排水溝の整備及主要排水溝清掃の定期化
1、九七期中に一坑北部宮前橋横四川に通ずる暗渠工事及旧暗渠より一五六棟に至る水路改え工事、一五六棟横水路改修工事、明石通六五棟より六一棟に通ずる水路改修工事を実施する。
2、宮下大溝については坑内水路場所変更の状況をみて考える。
3、イ、主要排水溝については定期に清掃する。
ロ、主要排水溝の清掃については範囲を拡大する。
場所については別に話合う。

六、給水設備の改善
圧力ポンプの取替を実施済。

七、糞尿運搬車及塵芥運搬車の購入整備
1、糞尿汲取は請負制に変更予定であるので、運搬車は必然的に市営の必要なし。
2、塵芥運搬は従来の方法を継続する。

八、浴場の改修及監視人の明確化
1、九七期中に一坑南部浴場の改築を全面的に改修及壁張を大半補修する。
2、本坑宮下浴場の浴槽補修を昭和三四年四月に行う
3、監視人の常駐は考えていないが、現請負者の取締の厳正を期したい。盗難、外来者の入浴防止、一般入浴心得等については全入浴者の協力を願いたい。

九、坑口洗面所の新設及物品置所の拡張
1、坑口洗面所は工事完了
2、物品置所は拡張する。

十、畳床の新床との一括取替及へり付の会社負担。
床は六〇〇〇枚とする。但へり付は二年間で完了する。配分については別に話合う。

十一、決定事項の早期完了
1、個人水道の取付
一坑を毎期四十戸宛取付ける。但し九七期以降五期内で完了する。（一期とは六ヶ月間である。）
2、壁の塗替
一坑を毎期八棟宛塗替える。
3、格子窓をガラス窓に取替え。
一坑を毎期五棟宛取替える。

十二、各地区集会所の設置
建設について具体的見通しがついた時は設置の位置などは付議方で

No. 31

情報

九州炭労

1958年 10月 6日

高松高温対策・施設改善促進を監視

―ストの圧力で手当適用の巾を拡大―

高温対策で九月二九日一番方から無期限ストに突入していた高松労組は、三〇日会社申入れによる団交に臨んだ、双方誠意をもって精力的に問題の解決に努力した結果、同日午后八時一〇分に至り妥結に達した。組合は直ちにストライキ中止指令を発し、また三番方より平常作業に復帰した。

したがって、一ヶ月有余に亘った斗争は終ったが、施設改善に伴う長期計画（立坑開さく計画など）が含まれているので、むしろ今后の計画促進の監視と、その実現を期すための斗いを進めることになった。

なお、妥結内容は次の通り

妥結内容

一、立坑開さくについては

1、二島地区に通気立坑を開さくする。

2、昭和三三年度下期にボーリング開始、約二ヶ年后に完工の予定（進行如何（月））

3、立坑の概要、五米乃至五米、深さ、約一〇〇〇米

二、冷却設備に関しては

1、二島については本年一一月立坑主扇を高馬力モーターと取替える。

2、一坑については昭和三四年七月頃に立坑主扇モーターを取替える。

3、通気坑道の拡大工事を実施する。

4、右により通気改善を行い作業環境の向上を図る。

三、冷凍機の設置については

1、二島採炭所下層第二水平坑道に冷凍機の冷却機を試験的に採用する。

2、第一採炭所東部に冷凍機の冷却機を採用する。導入時期は常盤炭の能率検査第三水平の向上に處し下部、採炭箇所の変更が生ずれば、ボーリングを開始し、所水を確保して導入する。

四、附帯措置に関しては

イ、排気坑道の整備
極力実施に努力する。具体化は鉱、支部間で話合う

ロ、飲料水
良質の飲料水を坑内に下込む。方法については、鉱・支部間で話合う

ハ、水浴所
設置する。方法については、鉱・支部間で検討する

ニ、熱中症患者の取扱
二島採炭所に於ける熱中症の取扱いをすべてに適用したい（三日間、軽業取扱い、三日を越えれば健保取扱い）
但し、長期休業患者の取扱についてはその都度話合う。

五、高温手当については
現行カタ度手当の外、三五度以上の箇所については別途協議する。

* * *

貝島労組

会社・機械導入について提示

―具体的には小委員会、分科会で討議―

貝島労組では、去る五月二五日に会社からスラウローダー（二台）、ロッカーショベル（一台）の機械を導入したいとの申入れがなされていたが、その第一回団交が九月三〇日に開かれた。組合は冒頭、労働者のしわよせによる機械導入には反対であると、雇用の安定、保安の確保、条件の維持を主張、会社も組合の主張を尊重したので、提案内容についての説明をきいた。その后質疑応答を行ったが、具体的諸問題については小委員会、分科会で行うことになっている。

提案内容（会社）

一、スラウローダー試験について

1、個所　二坑四卸左三片下三尺払

2、払長　平均一〇〇メートル

3、山丈　一・三メートル

4、炭丈　一・七メートル

5、傾斜　八〜十度

6、運搬ゲート　ダブルチエンコンベアー

7、試験期間　十月中旬より

8、採掘方式　準備、前払、後払、当該払の全面を同時に採掘

9、人員　払員五一名（但しローダー使用の払長の変化に応じて増減する場合がある）

10、賃金　定額で行きたい

11、機体　ローダー本体を含めて展開する。

12、試験期間　当分の間（大体三ヶ月程度、しかし場合によっては延長する場合もある）

13、細目　別途現地の分科会で具体的に話合う。

7. ロッカー使用について
1. 何故北部台三件の掘起ヶ所に十月六日より使用しない。
2. 御田　小委員会の形で話合っていきたい。

以上の提案に基き、次の質疑を行った。

。ロッカーシャベルについては、田川・山野・上山田・大正の各支部で既に使用されている。スクレーパーローダーの性能等については資料の形で報告する。

質疑内容（組合）

1. 備蓄について定額を要求しているがその考え方
2. 燃料方の問題
3. 採鉱関係外の職種人員について
4. 旧鉱全体の経営をどのように考えているか
5. 採炭展開について
6. ショベル導入について前途をどのように考えている
8. 人員・職務について
9. 運搬タイム（A・ーと）について

回答内容（会社）

1. 五〇〇円十円にしたい。実施時には分科会で話合いたい。
2. 計画出炭、坑の量に対しては充分ある。
3. 修繕方一名を坑内に配置してつける
4. 下三尺・五一名、五尺・四〇名、坑内計二四名・計一一五名
5. 通常通り二坑全体の中で適正に要求していく
6. 要求が簡単であるので機械関係と期間をもうけて実施時には小委員会で話合う
8. 十三デーリ任務一五名、三方に別れてやる。
9. 要求は充分である。運転に支障をきたすとは考えない。

山元諸斗争ほとんど解決

― 高島・西杵・上山田・鯰田・全一・飯塚、三池 ―

賃闘へ備蓄地斗、以上の通り各支部で職場要求の要求をかかげて斗われていたが、いずれもストをかけた体制のなかで、大会前にほぼ解決した。三池の技能化合理化斗争も九月二四日に妥結し、現在スト通告を行っているのは鯰田のみである。詳細は別途資料の形でまとめて送附することにして、斗争経過のみ知らせることにしたい。

高島　九月一八日よりの四八時間ストを行い、さらに二一日から無期限ストに突入するという状態のなかで二二日午前六時五〇分解決した。

上山田　九月一七日二四時間スト、九月一九日からは四八時間ストに入り、ようやく一九日午前九時半に至り妥結した。

飯塚　九月一五日二四時間スト、九月一七日からの四八時間ストに入る寸前六時四〇分解決

西杵　九月一六日時間外拒否についで九月一七日二四時間ストを行ったあと、ようやく二〇日に至り了解に至った。

鯰田一坑　九月二〇日からの四八時間ストを前に最後の交渉を行い、スト突入前の午前四時三〇分了解に達した。

鯰田　賃金要求については九月二三日午前六時三〇分解決をみた。その他ひきつづき採炭、掘進の要求について交渉を行い、九月三〇日の団交で会社は案を示めた。この回答が満足でないために十月二日一四時間スト、十日四、六日四八時間ストを通告、二日十さ解決

三池　九月四日交渉を再開し、十日には組合は要求を修正して交渉にのぞんだが難航、以後継続的に交渉が行われ、九月二四日、午前八時〇分未曾有の難航を続けた交渉も解決に達し終止符がうたれた。

No. 32
情報
九州炭労
1958年 10月 8日

炭労第二回大会終る
新しい行動方針をもって前進

臨時大会に提案された行動方針は「経営面における炭鉱独占の攻撃に対して、生活と権利をまもる斗争を遂行するためには、経営面に積み上げたような斗争体制では不十分であること、殊に資本家階級の攻勢は一企業・一生産部門の資本の要求を反映するばかりでなく、全資本家階級の労働者階級に対する攻撃として対決を迫るであろうから、我々も又このような資本家階級の攻撃と本質を捉えて階級的見識をもった総行動と総斗争をもってこれに反撃せねばならぬ」としたのにその全文をつらぬく基調があったといえよう。そして大会の論議は、この基調を生かしてゆくために「いかに斗うたか」に批判を向け「五五〇〇万トン体制に対決し」「生産性向上運動に反対」した年末の斗いに対する欠陥の納得が不十分であることを指摘し、炭鉱独占の全炭鉱育成と賃差支配の実体を明らかにすることを要求し、決意を新たに本年からの首斗争を斗いぬこうとする意見が活発にかわされた。又小委員会ではこれに関連して独占のシワヨセが強化される中に苦斗を強いられるであろう中小の同志の斗いに対する注意も出され、勤評斗争における宇館の直接拒否戦術が大きく評価された。「いかに斗うたか」の批判からは歩て、いかに斗うかの具体的方針が論議された中で、一番問題になったことは「職場斗争について」であった。執行部は統一斗争を大衆斗争として発展させること、その基礎条件として職場斗争を強深化するよう要請し、職場斗争の性格を規定しこれを発展させる上で必要な指導方針を明確化した点に特徴的な意気込みを見せた。"又大会の論調をよんだ要望は「階級政党の強化と政治活動の積極化」において、従来の「社会党支持」の態度をさらに一歩すゝめて「支持団体」となるという要求があった。

われわれの内部の矛盾の解決へ

多くの支部が職場斗争を経験し、その不均等発展や、指導上の困難に悩み、これを克服した体験を通じての、諸意見をもっていたし、職制又職場斗争の目標の一つである、職制支配の排除にからんで深刻な苦悩をうったえこのいわば「階級内部の矛盾」を解決するため提案を行ったので、仲々多彩な論議をよんだ。

しかしこの建設的な論議を通じて職場斗争の問題は一切が鮮明され、完ぺきに近い決定が行われた感が、あった。特に先進的組合における「足踏み」の問題は、職場斗争における問題だけではなく、日教組における勤評斗争の評価をめぐる全労働階級の斗争指導方針をめぐる論議ともからんで注目をひくものである。

政治活動の積極化

(イ) 政党支持の自由について炭労が世に自由をうばっているのではないか。社会党右派だけをおすことは炭労と全炭鉱を区分して階級の統一にも影響を与える。従って社会党右派を含めて共産党までの革新政党を支持せよ。

(ロ) 社会党を強化することは正しい。当面支持団体となることは割切らざるをえない。社共の統一はその後で考えればよい。

(ハ) 社会党の支持団体になることは絶対反対。

(ニ) 支持団体になるにあたっては組合の統一を阻害することのないよう、社会党からハッキリ回答してもらうことが必要である。

等の諸意見が出された。この問題は大会の論議をにぎわしたが、執行部はアッサリ支持団体となることの提案を引きこめ「社会党の一部にあるような国民政党的思想及び議会偏重や第二組合育成等のあやまった行動を是正すること」との要望をいれて従来どおりの方針をとることになった。

中小プールカンパは見おくり

中小A・B級を大手との統一斗争に繰入し、プールカンパで賃斗・期斗を斗おうとする提案や、強化する組織ハカイ工作に対抗するための、組織防衛基金制度の確立の提案は、中央の意欲的な方針を示すものであったが、組織実態から見おくられた。

賃金・期末要求

賃金要求決定の手続は十月中に大衆討議を行い中央委員会で決定する事になり、期末については原案を承認。カンパについては賃斗は鉱員比一対一、二、期末一対一、五の修正提案をいれて他は原案通り確認した。

会費値上げ・資金カンパ

会費の値上げ～五円（四～八月分は十一月分以降五ヶ月で分割納入）
杵島・中央、生田斗争カンパ～五〇円（十月末二五円 十一月末二五円）に分納
王子製紙支援カンパ～三〇円（十二月末一〇円）
平和斗争～七〇円……三四年一～七月間に十円宛七ヶ月で分納
炭労斗争費（四五円中四〇円相殺）差引五円

三権集約

本年炭労斗争につき次の様な票数で三権が集約された

	（賛成）	（反対）
賃金斗争	一七五	一
最低賃金制斗争（指令権のみ）	一七〇	四
三三年下期斗争	一七六	四
保安斗争指令権、調査団入坑権確立三権	一七一	四
長期計画反対斗争	一七二	四
機械化合理化反対斗争	一七一	五
ロックアウト反対斗争（指令権のみ）	一六九	五

No.

情報

1958年 10月 8日

王子の斗い三月目をむかえる

支援をさらにつよう………

王子製紙労仂組合（紙パルプ労連傘下四四〇〇名）は、会社の労仂協約改悪―組織ハカイの攻撃―に対して、七月一八日以降無期限全面ストをつづけている。今春二月末組合が賃上げ要求を出してからすでに六ケ月、北海道の苫小牧、愛知の春日井、東京の三地域ではいま会社と一体となった才二組合と官憲の暴力、挑発に抗し文字通り家族ぐるみ、地域ぐるみの斗いを進めている。

炭労が10年かかったことを一年で…

斗いの全面については既報（九・二〇 情報№28）の通りであるが、無期限ストに入ってからすでに三ケ月、会社や分裂主義者たちの必死の切り崩し工作にもかかわらず、製紙産業の労仂者大衆ならびに主婦は動ぜず、ますます強化される共斗に支えられて、斗いに対する勇気と自信をかためてきている。このような粘りのある斗争力を示そうとは、会社の予想だにしなかったところであり、また組合の方からみても斗いの発端における紙パ労連へのスト収束勧の不成立などといった事態からは、予想もできないほどのものであった。

組合員、主婦の団結は異様なまでに高まり、八月一二日を境にして戦線はとまり、斗いは現場の労仂者の中核に根をおろしはじめた。

いままでおだやかな家庭生活を送っていた主婦たちは、・自主的な組織である主婦会と居住地区の斗争組織を通じて、自発的に三交代でピケに立ったり、デモにも参加し、七割生活をガッチリ支えている。その組織的な成長は〝炭労が一〇年かかったことを、王子の主婦たちは一度の斗いで身につけた〟といわれることにもみられる。

以下、九州炭労が大量にオルグを投入し斗いの援助をおこなわしている、春日井支部の状況である。（春日井支部情報№28～№31間の抜すい）

会社、日通に圧力

九月三〇日午前八時四五分 塩素タンク車と硫酸バンド貨車各一輌を日通が北門前まで運こんできたが、ピケ隊によって阻止された。

日通側は「運搬してきたことは業ムである、液体塩素という危険物であるから入れてほしい」といっているが、実は王子の会社側が「今日中に入れねば今後日通との契約を一切ハキする」と、自覚のない日通の会社側に対して脅迫的な圧力をかけて入れようとしているものであり、決して生産にキン急なものではなく、会社は、日通を争議にまきこみ、才一組合とのマサツを狙っているものである。〟

とにかく、三〇日は二台の貨車は北門前で夜をこし、入構できなかった。

下請労仂者の訴へ

また、会社構内におしこめられている下請労仂者は、三〇日の「下請労仂者の皆さん」のニュースをみた、全くその通りである。俺たちは製労にだまされている、俺たちは才一組合の主張が何んであるか、ちゃんと理解している。

だから「飯を入れないでくれ」俺たちは腹がへったら親方に文句をいう、それがスジではないか。

爆薬などは絶体入れないでくれ。

徹夜勤ムになってからの給料はきまっていないが、自分たちの思うようなものでなかったら、その時こそ親方をナグリ倒してサクを乗りこえて脱出するつもりだ。俺たちも労仂組合をつくりたい。

正しいものは必ず勝つ、カンバッテください。

話合い故意にこわす

三〇日いったん後を撤した塩素タンク車の搬入阻止をめぐる組合と日通の話合いは、三日、ついに決れつとなった。日通側は最後態度として、会社側から日通えどんな圧力がかかり、またかかっているかはいえない、とにかくこれ以上の話合いはやらない。県警に導入を要請することを明らかにした。

午后四時二〇分、私服を含め約四〇〇名が日通の出動要請にもとづくという理由で北門に突入した。が、この日警察は組合の抗議の前に実力を行使することなく引上げた。

警官と六時間のモミ合い

七日正午、県警約九〇〇名が日通の塩素タンク車構内搬入阻止についに実力を行使!!

組合側ピケット約四〇〇人と約六時間に亘ってもみつづけ、午后六時三〇分ピケットをとき入構せしめた。

組合員の中には警察のゴボウ抜きに七回も会い、七回ともピケットに復帰するなど、全く一片の敗北感もなく斗っている。

この事件により、王子組合員六名、愛知県評オルグ一名がタイホされた。

No. 33

情報

九州炭労

1958年10月10日

うたごえは平和の力・・・・

★九州のうたごえに青年の力示す

十月四日、五日の両日、工業都市大牟田に於て九州のうたごえ祭典が開かれた。九州のうたごえは、すでに才六回目を迎え、年毎に盛大に催されている。当日は梅雨のような雨に終日たゝられ、会場に若干ソゴを来したが、雨にもめげず前夜祭、本会場とも場内を埋めつくした。炭労からは、三池の一、三〇〇名をはじめ約一、七〇〇名が参加した。

五日の本祭典はしあわせのうた〃の全員合唱で午前十時開会、うたごえはうっとおしい雨雲をふきとばさんばかりに、情熱は炎と燃えて更に職場に斗いの中にうたごえを深めて行くことを誓い合って午後四時終了した。

除会する仲間達は、秋雨そぼふる中を若者よ…をうたい続けていた。

三池荒木氏創作曲一位に入選

前夜祭は、大牟田市民館に於て創作曲の発表会を行い十三曲が紹介された。いずれも職場や斗いをうたったものであり（職場の如く仲間達のつくったもの）、武器をつくる人々よ、すべては怒りの言葉によって（全逓福岡）、赤い腕章はしているが（国鉄）等、若人の心をゆさぶる力強い作曲であったが中でも鉱害を中心テーマとした子供を守るうた（荒木氏作曲）はすぐれた作であり、一位に選ばれた。

炭労・国鉄合唱に満場興奮

五日の産別交流会は、才一、才二、才三会場に分れ、そのあと本祭典大交流会を野外で計画していたが、雨のため中止し、産別交流会終了後才一会場を大交流会場に変更して挙行した。

参加者はそれぞれ産業別に服装を調え、全銀は野女とも質素な蝶ネクタイで会場をひき立てた。炭労は正面に向って二階の左側全部を陣取り（約一、〇〇〇名）あまった三池炭婦協の人達や懐望の一部約二百名は階下に集った。

まず、国鉄が「赤い腕章はしているが」の職場のうたをうたい、我々若い青年が職場の仲間を誘って低賃勢を職場から護って行こうと張切っていた。

鉄鋼では八幡製鉄の仲間が「君とらわれて」で松川救援をアッピールし、南朝〇回目の不発効をスクラムではね返そうと誓った。

海員はアッピールで核兵器装備反対を提案し「武器をつくる人々よ」をうたい、あなただってかわいい妻も子もあろうに、戦争の悲しい叫びは知るだろうに……をうたい世界の平和を呼んだ。

国鉄のむつび会（志免支部会）は鉢巻もり〻しく、賃下げ反対のアッピールと共にソレッケ節で場内は増々盛上り、続いて炭労、炭婦協の「炭婦協のうた」で炭労のうたごえに入り、二瀬の玉置氏作曲の「山の娘」三池荒木氏作曲による「もやせ斗魂」三池合作「炭掘る仲間」を発表、国鉄、炭労の合同合唱ソレッケ節は一番を国鉄、二番を炭労がうたうといった順で六番までうたい、七番を国鉄・炭労で合唱した。「国鉄、炭労ヤッコラサ、スクラム固いぞヨイトコラショ（炭労の分は杵島労組で改作）という国鉄、炭労の合唱は場内の半数以上の人々の大合唱となり、最後は最高に達し、しばし自己を忘れ興奮に酔った仲間達の拍手の嵐は場内にやむ事をしらなかった。

平和と独立を目指して

沖縄、朝鮮の交流（本会場 大交流会）

朝鮮民謡、トラジと歌曲、朝鮮舞踊の紹介、日朝親善協会の集団演奏により交流を行い、朝鮮の統一と日朝友好促進をよびかけ、握手の交歓で民族を越えて友情に固く結ばれた。

沖縄より代表三名が参加し、沖縄民謡を紹介、沖縄の米国の弾圧と偏見の悪業をつぶさに報告し、民族の痛い、日本復帰を切実な叫びとして現地の実感をもって訴えた。平和の叫びは海を越え三八度線を渡り、民族の統一独立の願いはうたごえの中から芽ばえ、若者の心の中に永遠の火として燃し続けることであろう。

うたごえを更にふかめよう

―九州炭労のサークル代表者会議―

六日午前九時より三池労組に於てサークル代表者会議を開催し、才六回のうたごえの批判会をもち、今後どのようにして仲間をふやし、斗いの中に発展させて行くか話合った。

参加サークルは十二支部で「祭典の参加は年毎に増してきた。しかし一昨年、昨年に比較して何か盛り上りがなくなにかしら低調であった。原因は何だろう。会場を分散した事、進行に問題があり、場内の盛上げにアッピールと曲目との不一致、参加者の構想がうすれた」等の意見がふるい人から出された。然し新しい参加者は、「素晴らしい！うたごえがこれほど心をゆさぶりグーッとくるとはしらなかった」と意見を出し、うたごえは、仲間を団結させ勇気をあたえる……仲間をふやしてゆくためにも九州のうたごえ祭典を前進させ、平和の力となろうということで意見が一致し、午後一時閉会した。

以上

No. 34

情報

九州炭労

1958年
10月10日

奥生産部長（筑紫）の炭労葬十日行う

木城ガス爆発調査中の落盤死…

去る一〇月二日、木城炭鉱本坑東五片払でガス爆発があり、七名の重軽傷者を出すという災害が起った。これに対して一〇月六日現地に嘉飯山炭地共保安調査団を召集し、災害について検討を行った。その結果、原因究明のための坑内実態調査をやることになり、五名を選出し午後三時二〇分入坑した。災害ケ所その他の諸調査を終え、昇坑するために本卸坑道（五二片附近）にさしかかった際、天井の松岩が突然落下し、そこを通行中の奥炭労組の生産部長がその下敷きとなり直ちに救出したが、坑外へ搬出途上死去するという今までかってない事故が起った。

奥生産部長の死去による緊急保安調査団会議及び炭地共代表者会議（七日）を開催した結果、奥氏の行動は、炭労が指示する保安斗争の任務遂行上におけるものであるから、炭労葬をもってその霊を弔うべきであると決定、十月十日午後一時から山田市労働会館で葬儀を行うことにした。（自宅葬は七日執行）

木城災害経過

十月二日、午後〇時一五分頃木城炭鉱（組合員四〇〇名）の本坑　尺無左五片払でガス爆発があり、六名（うち一名係員）が重軽傷を負う災害が発生した。

当日、当該ケ所掘進、充填作業であったため、五名が送込まれ、七時五〇分、現場に到着、八時三〇分頃から各人の分担業務にとりかかった。一一時すぎスイッチ不良のため、大里電工と保安係員が現場に到着、大肩のエンヂン操で修理を行った。修理がすんだので、面中にいた西村、松尾、中川三氏に電源を入れるよう連絡があり、うち一名が電源スイッチを入れ面側に上ろうとした。（他二名は一号充填場所で現在作業中）　電工と係員は、電気が入ったのでスイッチングの操作を行い、三回のテストを繰り四回目の操作を行った際、突然爆発した。またその際、二番方の採炭作業実施のため入坑し、曲片にいて作業準備中であった穿孔夫二名（井川、辻野）罹災した。

ガスの状態については、もともと当山は鉱長指定の甲種炭鉱で、日常はあまりガスは出なかった。当日は六時頃大肩風道中央部でガス検定したときは、〇・五％のガスが検出されていたものである。当鉱も御多分にもれず、労働条件は劣悪で、最近監督部からも改善の勧告をうけていた。通気なども全然悪く、特に風量は二〇立方位であった。そのため、ガス停滞を起すことになった主要因だと考える。（詳細は資料で添附する）

罹災状況

右ガス爆発によって重傷者四名、軽傷者五名を出したが、実際は全員一ケ月以上の重傷を負っている。その内容次の通り

氏名	年令	負傷程度	職種
岡米　博	三三才	三ケ月	保安係員
大里正哉	三七才	二〃	電工
田村藤夫	三三才	一〃	採・充（負傷者）
田口勝成	三五才	一ケ月	採・充
脇園忠彦	二一才	一〃	〃
中川　勝	二一才	三ケ月	〃
松尾英夫	一九才	二〃	〃
井川一夫	二七才	一〃	掘進穿孔夫
辻野　豊	二四才	一〃	〃

保安調査団会議で対策ねる

この災害報告をうけた九州炭労は、直ちに嘉飯山炭地共代表者会議を開催するよう責任組合を通じて一〇月四日現地に召集した。

九州炭労は光永労働部長を派遣し、当面の対策について検討した結果、十月六日午前十時から保安調査団会議を開いて原因の究明、責任の所在を明らかにすることを決定した。この決定に基いて調査団会議がもたれ、行動として①罹災者からの事情聴取、②災害発生ケ所の実態調査、③法規対策班と三つの業務分担をきめ、夫々活動を開始することになった。

本卸坑道で突如松岩落下

奥生産部長（筑紫）圧死…

夫々の業務分担に基いた活動を展開したが、その中で実態調査班に編成された奥（筑紫）、鶴方（仁保）、冷尾（二瀬）、岩下（木城）、光永（九炭）の五名は、係長の案内で午後三時二〇分入坑した。約一時間に亘る詳細な調査を終えた調査団員は本卸坑道を通り昇坑することになった。ところが、同坑道の左二片の附近（掘立より二〇米上）にさしかかった際、天井の松岩（巾五一米、厚さ〇・四米大）が突然崩落、そのため真下にあった奥生産部長の頭上にのしかかり、その下敷きになった。直ちに救出し搬出したが、その途上絶命するに至った。

入坑権確立は是非斗いとろう

ー奥氏の犠牲を教訓としてー

奥生産部長の落盤死という不幸な事態に対し、緊急調査団代表者会議（七日）が召集された。調査団会議は、落盤の原因については、①天井の固めが不充分であった。②入枠が老朽化していたこと等を指摘すると共に、今迄かってない災害であるが、この災害は保安確立によって防止で

情報
No.
九州炭労
年　月　日

険い状態をあるので、政府筋をもつてその害を償うべきであることを決定した。具体的には炭労常任執行委員会をもつて、その実行をはかることになつたが、筑豊は一〇月一〇日午後四時、山田市労働会館で執行することを確認した。

木城の斗いを支援
―現地に対策委員会を設置―

なお、木城炭鉱の災害については、当該支部は直ちに災害対策委員会を設置し、罹災者対策及びその他事項を会社に要求、一〇月三日解決したが（省略）、代表者会議としては、当該支部が行う斗争推進のため、対策委員会（七名で構成）を設置して支援することを決定した。

平和のねがいを行動で示そう
核武装禁止国際共同月間の行動について

十月九日原水爆禁止大評議会に於て、第四回原水爆禁止世界大会に於て採択された諸決議の実践のため十月十五日から十一月十五日までを国際共同月間とし、自国政府ならびに国連に対する働きかけを行うよう勧告があつていたが、これらの決定実践のため、九州に於ては板付基地に対する平和行進を十一月一日に福岡県民大会として行う、又日中貿易促進、国交回復等を主目的として八幡労働会館に於て行われる八幡大会等のスケジュールを確認すると共に、これらの推進方を決定した。

て、九州に於ては、十一月一日福岡市に於いて福岡県民大会として、板付基地に向けて平和行進を行うことが決定された。これが細部についての実行委員会は、市県原水協、県評その他主要団体に呼びかけ、近日中に行われることになつた。

八幡大会について

来る十月二十七日より三日間県下に於いて生活と権利と教育を守り、日中打開国民大会が、炭評、全労、主婦連、全学連等五十団体主催で開催されるが、これとほゞ同様の性格を以つて八幡市労働会館に於て十月十九日開催される。これについての実行委を十三日八幡市に於て主催七団体（炭連、社党、共産党その他）の確認・細部についての検討が行われる

板付基地へ平和の行進実施

八月七日台湾共の福建省侵入により緊張を増した台湾海峡の危機は、その後も緩和されることなく、現在中国側の停戦通告で一時小康を保っているが、いつ爆発するかわからぬ危険状態を続けているが、国内に於ては、これらの情勢に応じ極東米軍の動きも非常に活発となり、福岡市上空に於ける日米合同演習を始め、台湾海峡に於ける合同演習に約二〇〇〇名の自衛隊員が参加（九九…縦隊より出発）した事の事実が明らかにされている。こういう諸情勢の中にあつて、十月十五日から始まる国際共同月間の、日本に於ける統一行動とし

原水禁福岡大会について

核武装禁止国際共同行動月間の一環として、以上の諸行事の外に、十一月十五日（土）、十六日（日）の両日、福岡市に於いて福岡県原水協主催により討論集会を開くことが決定されている。この集会は、原水爆禁止福岡県大会ということで開催される。講師は中央より二名（林夫、新名、両氏、早川氏のうち二名）、九大田畑等より四名、計六名を招いて討議される。この集会についても後日細部事項を検討発表されることになつているが、出来る限り多数の出席参加が要請せられている。

以上

（一頁より続く）

きるものであって、このことによってむしろ炭労の指向する点は昨年末より炭地共を中心にした保安確立のための入坑権確立斗争が重要であるかを物語る。従って今後共この教訓を生かして保安斗争を斗いとるということを再確認した。

炭労幹に各支部は赤旗を

一方代表者会議でも右主旨と同様の結論に到達し、この災害を転機とした保安斗争の重要性を確認した。又厚生委部長の行動は、確認事項の任務遂行上における

（二頁最後へ続く）

No. 35

情報

九州炭労

1958年 10月11日

故奥童市氏を弔う炭労葬終る

六十数団体・四五〇名の参列者と赤旗に囲まれ

経役（清水和夫）の通り、故奥童市氏を弔らう炭労葬は、一〇月一〇日午后四時より山田市労働会館でしめやかに施行された。炭労大西葬儀委員長が式辞に立ったのち、葬送を代表して寺村副委員長が弔辞を朗読、続いて喪主焼香と式次第の順で進行していった。それと前後に山田コーラスによる労働歌が吹奏された。弔辞の朗読と平行し遺族焼香、各県炭代表の使命を終った後、場内は故奥童市氏の霊を弔う如く鳴咽にぼされた。遺族代表から挨拶をうけたあと、野口副委員長の故奥氏に対する弔辞と今后炭労の闘争に対する方針を表明し葬儀終了の挨拶とした後を終て五時炭労葬は散会した。

故奥氏の遺影を見守るうち開式

去る一〇月六日、不幸炭鉱なる大災害原因を究明するために吊安山保安調査団の一員として入坑、発焼中はからずも不慮の災害に遭遇、尊い人命を失われた故奥童市氏の炭労葬が、一〇日午后四時から山田市労働会館の大広間で執行された。

葬儀会場の正面に設けられた寛度の祭壇に、赤地に染めぬいた炭労という白文字が浮ぼりにされ、祭壇には今ばとき故奥童市氏の遺影が、何かを語っているが如く白い布に覆われた遺骨によりかかっていた。

赤一色に色彩れた赤旗葬
香煙場内に立ちこめる

各支部から寄せられた赤旗は、場内にはりめぐらされた従なりでなく、場外にも幾本をはさんで立ちならび、さながら赤一色の炭労葬で演葬にふさわしい情景でつくされていた。また葬儀の始まる頃には、既に参列者が会場内を埋めて収容できない有様であった。

日ごろの口癖に炭労保安委員長が立ち、故奥童市氏の炭鉱保安と保安に対する業績をのべたあと前氏の行動こそ身をもって保安の確立をはかろうとする献身的な任務遂行の犠牲であった。その教訓は、炭労が当面する合理化反対政策斗争であって、その勝利のために斗いを進めねばならない。それこそ故奥童市氏の霊に報いることであると思うと挨拶が行われた。

コーラス吹奏（同志はたおれぬ）で霊を弔う

つづいて式経に入り、それが終ったあと山田コーラスによる労働歌の同志はたおれぬの吹奏があった。当日の葬主の原口副委員長の弔辞、九州事業長からの九州炭労としての弔辞が朗読された。次に喪主焼香に移ったが、奥未亡人が立上る際、涙の手に移し抱かれた娘の姿で、いたいけな少児の無心な姿顔が、場に在らず参列者の胸裡に深い何かを刻みつけるものがあった。山田地区労、浜農労、社会党山田支部と弔辞朗読が続み、また旧議員のため参列ができなかったところの弔意電報が三〇数通も披露されていった。

場外に多数みられた焼香者

両度親族が始まり、喪主の焼香につづき他団体代表の焼香に入ったが、代表者の呼びあげられたうちに山田市長、筑豊鉱業所長、樋口鉱業所長代理（鉱長）、労政事務所長（代理）の参列者があった。

場内での焼香と相伴って場内に入りきれぬ参列者は、入口に設けられた焼香台で、夫々故奥童市氏の霊に額をたれている姿が多く目についた。

次いで全員が起立した中でコーラスの吹奏にあわせて労働歌「同志のうたを合唱した。まさに厳粛の内歌声たるしめやかな中にも盛大な炭労葬であった。

「故奥童市の意志に応えよう
炭労の力を結集して斗ってほしい」

式次第も終りに近づき、喪主代表から故奥童市氏のために炭労葬を——中略——夫最市は炭鉱によって犠牲だが、本人の意志はあくまで炭鉱災害撲滅のためにあると思う。そのため炭労の皆さんの力で保安確立を斗いとってもらえば、故童市の意志に通じると思う。是非頑張って下さいとの挨拶があった。

最后に野口副委員長は、今回の労働運動は彼の政府を背景とした弾圧に出てくることは明らかである。そしてそのかくれみのをきて経営者も攻撃に転じ、労働者には労働強化と低賃金をおしつけおのれの利潤を追求さんがため非労なる手段で組織破壊を企図している。われわれはこれらの攻撃をはねかえし、斗いを組織しない限り、故奥童市氏の意志である生産第一主義から保安第一主義の確立という問題について困難を伴うであろう。[illegible]故奥氏の座右の言葉として保安確立のため斗うという。葬主の挨拶をもって、午后五時三〇分頃故奥童市氏の霊を弔う炭労葬はつつがなく終了した。

杵島刑事・第六回公判

検事側証人・打合せ証言をバクロ！

うらにつづく

中鶴労組五坑支部書記長井上辰巳・斗争委員（事件当時）楢方正巳両名に対する、暴力行為等処罰に関する法律違反事件は去る一月二十七日の第一回公判以来、既に六回の公判（十月八日）を終えた。この間、検事は被害者、市村労務係員を初めとして川久保労務係長、谷口係長、中野労務係員（いづれも須川坑職員）の証人を出廷させ不当有罪の裏付けを行ってきた。しかし乍ら、各証人とも故意に事実を曲げ、コ大にし、特に中野証人にいたっては、事件当時よりも一年后の現在の方が記憶が明確になったというような証言を行い、弁護人の激しい追求にあって、遂に、市村・中野等の労務係員との事前打合せを白状するに至り、傍聴席を埋めた家族・組合員等の激しい憤りをかった。

失敗したつぢつま合せ
事前打合せを白状

昨年十月の企業整備反対斗争中、会社職員（須川坑労務係）が行った切崩しPR活動に対して、須坑、三坑の斗行隊・組合員を中心として抗議を行った事について、当時、PRを行い抗議を受けた市村証人が先に十月十日の事件について証言を行い、起訴状に記載された事実、即ち検事調書及び主尋問での証言のように、井上、楢方の両名が「スクラム組め」「もめもめ」といい、更に「耳もとで笛をふいた」とか、その他、前后の事情について言っているが、今度の公判において（オ六回）、市村労務係員と同じく抗議を受けた中野労務係員が証言したが、検事の主尋問に対して答えた事実が、前証人市村と全く一致しており、この点、弁護人側の反対尋問の中で、事件直后作製された検事調書との喰い違いの点、即ち、法廷では、井上が「スクラム組め」、楢方が「もめ」といっているが、検事調書では全然ふれていないし、更に市村に対してなされた箇所についての証言でも検事調書と証言とは全く前后しており、市村証言と同じことをくり返している。その他の喰い違いについても弁護人の鋭い追及にあって事件直后の調書記載事実が正しいか、法廷での証言が真実なのかわからぬようになり、証言に合せて検事調書につけ加えたり、けづったりして　最后には忘れたとか記憶がないと言を左右に逃れようとしたが、カンパツいれぬ弁護人の追及によって「検事の前は頭がつかなかったが今ははっきりしてきた。うすく知へていたが検事にはいわなかったのだ」と証言したが前証言では自分で確かめてわかったといっており全く矛盾と矛盾にみちた証言をつづけ、遂に、事前に市村、中野等と話し合い当時の事情を思い出し合ったと白状するに至った。この事は会社が当初より企図していた組合切崩しを法廷にまでもちこみ、デッチ上げ証言によって罪人を仕立て上げようとしたものである。

No. 36　情報　九州炭労　1958年10月14日

囗民大集会（日中囗交回復・生活と権利を守り民主教育を守る）10月27日東京で開く

……九州炭労も代表を派遣

炭労は総評第二回共斗会議において各単産がいま斗っている諸斗争を集約し、統一行動を展開する決議に基いて「総評第三次統一行動に対する具体的行動に関する指令」を一〇月九日発した。第三次統一行動は、広く囗民の諸階層に現在斗われている諸斗争の本質を理解させ、内部の統一体制を強め敵に打撃を与えるため、一〇月二八日各単産の時限ストを中心に一大統一行動を展開するものである。この統一行動の中に一〇月一三日を基点とする。生活と権利を守り、日中関係を打開する囗民大集会がおこなわれることになつた。

岸政府の政策転換を要求

この大集会は、日本、中囗の関係を中心として岸内閣の政策転換を要求するものである。従って大集会、大行進とも広く囗民の諸階層がこぞって参加できよう。このため中心スローガンは

日中貿易の即時打開と囗交回復を促進しようとし、また労働者の中心要求である最賃制・賃上げ獲得・ＩＬＯ条約批准をはじめとする権利擁護及び一般市民の要求である社会保障の拡大・民主教育と平和の確保も重要なスローガンとなり、各階層個々の要求は、これらの中心要求に関連させながら要求貫徹につながる行動の統一をはかる。（中斗指令第四号から）

地区集会から全囗集会え

囗民大集会は、以上のような中心スローガンで全囗三班にわかれ、西部班は福岡、北部班は札幌、中部班は金沢を拠点に、一〇月一三日からそれぞれの地区集会を開いて、代表が雪だるまがふとるように次々と合流し、二七日の東京の中央大集会にあつまるものである。

中央集会は東京四谷で

中央集会は一〇月二七日午后一時から、東京四谷外濠公園で開かれ、大会終了后二班にわかれ都内デモ行進を行う。

二八日には、問題別分科会を次の要領で行う予定である。

○首切り合理化に反対し生活を守る分科会

○労働者の権利を守る分科会

○勤評に反対し民主教育を守る分科会

○生活と健康を守り社会保障を推進する分科会

○日中関係打開、核武装反対の分科会

決議事項を座り込みで

最終日の二九日には、中央集会決議と分科会の討議結果を集約し、決定した諸事項を政府をはじめとする関係方面え手交し、陳情、請願、座り込みをおこなう。

大集会日程

一〇月一三日〜一九日　地方都市を中心とする地区集会。

一〇月二〇日〜二六日　主要都市集会

福岡、広島、岡山、新居浜、高松、大阪、名古屋、静岡、横浜、札幌、青森、盛岡、仙台、福島、高崎、大館、金沢、富山、新潟、長野、甲府、八王子の二二都市で開催。

以上を前段として、このあと二六日まで各地代表が東京に集結し後段にうつる。

九州炭労は五名以上

この全囗民の切実な要求を集約し、大集会を開くための中央実行委員会は、総評を主軸にすべての民主団体を含むものである。

炭労は（指令第四号）各地方本部に参加割当を決め、囗民大集会に参加するよう指示した。

九州地方本部	五名以上
山口 〃	一名 〃
常磐 〃	一名 〃
北海道 〃	五名 〃

● 中央集会参加者は、囗会終了（一一月七日）まで座り込みその他の行動ができるよう準備すること

● 集会の具体的な日程行動は、各県評、道労協の指揮下に入り連絡を密にして行うこと。

● 一〇月一三日〜一九日、一〇月二〇日〜二六日間の地区集会並に都市集会には各県評、道労協、各地区労の動員に応ぜられるよう準備し協力すること。

と指示してきた。

九州炭労大会で代表選出

九州炭労は本部の指令に基き、囗民大集会の意義の徹底を図るため行動するとともに、九州炭労より囗民大集会に参加せしめる代表選出の準備活動にはいつた結果、一〇月一七日より行う第一三回九州炭労臨時大会終了后選出し、決定することとなつた。

以上

国民大集会西部班日程表

開催地	着時間	列車番号	大会時間	発時間	列車番号	備考	通過駅出発時刻
福岡			20日 13.00～16.00	20日 17.00	208	九州全県及び沖縄代表は20日12時までに福岡に集結のこと 九州各県は19日迄に県民大会。	小倉 18.12 門司 18.21 下関 18.40 厚狭 19.20 宇部 19.34 小郡 20.01 徳山 20.51 柳井 21.35
広島	20日 23.00	208	21日 13.00～16.00	21日 16.31	214	一泊。 山口は20.01小郡に合流	西条 17.35 糸崎 18.31 尾道 18.49 松永 19.00 福山 19.15 笠岡 20.03 倉敷 20.16
岡山	21日 20.41	214	22日 13.00～16.00	22日 16.23	236	一泊	和気 16.34 吉永 17.18 三石 17.31 相生 18.07 網干 18.38 姫路 18.56 明石 19.38 神戸 20.22

No. 40
情報
九州炭労
1958年 10月 1日

中労共期末手当は集団交渉要求

拒否さるれば窓口突破の実力行使

十月二九日、中小代表者会議は、中小期末手当に関して検討したが、特に中労共は、集団交渉確立のため実力行使を辞せずとの強硬態度を決定した。中労共は常に中小斗争の推進力としての役割を果してきているので、期斗における初めての試みである集団交渉の確立は、恐慌下の困難な期斗を斗う上で、中小炭労側に大きな勇気とはげましをあたえるものである。当日の主な検討内容は次の通りである。

交渉方式

集団交渉の諾否について十月二七日までに確かめた各社の意向は、早良の賛成をのぞいて、二、三の業者が業者会議の決定に従うとの回答をよせた外は拒否したので、中労共は実力行使をかけて集団交渉の確立を期し、他は従来通り対角線交渉を確認した。

交渉委員

(イ)、集団交渉については、主として九州炭労三役並に中対部長と各支部代表者が当る。

(ロ)、対角線交渉

委員名儀には九州炭労執行部全員と炭労矢オルグを登載する。形式的には、丸岡委員長を交渉委員長とするが、交渉委員の中から委員長代理を選任する。

要求額

(1)、立川、飯野、共同、早良、山口、新屋敷、九採、木城、新開山、仁保、吉の浦、福美の各支部は統一要求通り。

(2)、未定の各支部は、十一月七日に予定する斗争委員会で決定しうるように山許で討議する。

斗争委員会の設置

期斗推進のための斗争委員会は次の支部で構成する。

中労共各支部、小倉、岩屋、新山野、亀山、伊岐須、木城、新開山、仁保、吉の浦、筑紫、泉の上、宏守、福美

計二十二支部

日程

十一月四日の中斗の決定を俟って、十一月六日、中労共

十一月七日、斗争委を開いて具体的日程並に中労共の窓口突破の実力行使の戦術を決定する。

以上

岩屋支部退手斗争

会社より最終回答でる……

岩屋支部は、本年三月に退職手当の要求（中労共基準案）を会社に提出し、交渉に入った。その後、三回の交渉を行ったのみで、賃金斗争、期末手当斗争に入り、交渉は一時中断した。賃金、期末手当斗争が終了した後、九月八日に交渉再開の申入れを行い、要求案を中心にした交渉に入ったが、会社は、社会情勢が悪化した、経営不振だ、他山では退手交渉を一年猶予することにしている時といって交渉をしぶり、あまり進展をみせなかったが、組合の積極的な行動により、一〇月一七日の交渉で会社より次のような最終回答があった。

会社最終回答

第一條～在籍従業員が退職した場合は、この規定によって退職手当を支給する。

第二條～退職者に対しては基礎賃金に勤続年数に応じ支給回数に乗じて得た金額を支給する。但し坑内夫であった者に対しては坑内夫であった期間の年数に左を加算する。

直轄～〇・一五　　間接～〇・一〇

第三條～次の各号の一に該当する者に対しては前條の基準支給額を支給する。但し勤続満一年未満の者には適用しない。

一、負傷疾病老衰のため業務にたえずと認められて退職した時、二、職員に登用された時、三、女子が結婚又は出産のため退職した時、四、その他真にやむを得ぬ理由により退職した時

第四條～自己の都合により退職した者に対しては、第二條の基準支給額について次の各号により算定した金額を支給する。但し勤続三年未満の者には支給しない。

一、勤続三年以上六年未満の者に対し　二分の一
二、〃　六年以上十年　〃　四分の三
三、〃　十年以上の者に対し　全額

情報

No.

年　月　日

九構鉱労

第五条～不都合行為によって解雇された者に対しての退職手当はこれを支給しない。但し特別の事由ありと認めた場合は、第四条第一項の規定の範囲内で適当と認める金額を支給することがある。

〈第六条〉次の各号の一に該当する理由によって退職した者に対しては、第二条の規定による金額に特別加給を加算した金額を支給する。

一、作業上の都合により解雇されたとき、二、停年により退職したとき、三、業務上の事由により死亡したとき、四、業務上の負傷疾病のため退職したとき、五、業務外死亡により退職したとき

2、特別加給は次の通り支給する。

一、基礎日額、基礎日額の二〇日分　二、勤続加給額勤続一年につき五日分（除く業務外死亡したとき）

第七条～勤続期間を通じ同一職種に従事した者の基礎日額は、退職時本人の健康保険標準報酬日額（以下健保日額という）の八割に相当する。

2、勤続期間中職種を変更した者の基礎日額は、次の算式により算出した額とする。

$$\frac{\text{退職前A号俸平均賃金日額}\times\text{A号俸の期間}+\text{退職前B号俸平均賃金日額}\times\text{Bの期間}+\text{C号俸}\cdots\cdots+\text{退職時号俸人}\times\text{退職時号俸期間}}{\text{A号俸期間}+\text{B号俸期間}+\text{C号俸期間}+\cdots\cdots+\text{退職時号俸期間}}\times 0.8=\text{基礎日額}$$

但しこの場合の取扱は次の通りとする。

〔一〕職種区分は、掘進夫、坑内雑役夫、坑外成人男子、その他鉱員（女子及び十八才未満男子）とする。〔二〕一ケ月未満の端数を生じた場合は、十六日未満は切捨て十六日以上は一ケ月として計算する。〔三〕負傷、疾病、老令その他やむをえない理由によって退職時本人の健保日額が低下した場合は当該職種の平均を最低とする。この場合の職種区分は従来の慣行による。

覚書として

退職前長期に亘り負傷疾病により退職時健保日額が低下した場合

五〇才をこえ老令により急激に労働力が低下し、退職時健保日額がいちじるしく低下した場合

第八条～勤続年数の算定は、次の通りとする。

一、在籍鉱員として採用の日より退職の日までの期間について計算する。

二、勤続年数に一ケ年未満の端数があるときは、月割を以て計算する。

三、組合専従者及び公職就任者（常任公職を除く）の期間は勤続年数に通算する。

第九条～本人の死亡の場合、退職手当を受領する者の範囲及び順位については労働基準法施行規則第四十五条の規定を準用する。

第一〇条～この規定による退職手当の支払方法は、一時払とする。

覚書として

第十条の退職手当の支払方法は左の通りとする。

一、臨時退山の場合は一時払とする。

二、臨時退山不能の場合は適当の内払をなし残額は退山時に精算払を行う。

停年制を設けた場合は、左の通り余裕期間をおく。

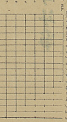

満六〇才以上　一年
〃五九　〃　一年一ケ月
〃五八　〃　〃二〃
〃五七　〃　〃三〃
〃五六　〃　〃四〃
〃五五　〃　〃五〃
〃五四　〃　〃六〃
〃五三　〃　の人の場合は三月（三五年）前迄の人は三月迄とし、それ以降は生年月日迄をもって自然退職となる。

以上

No. 41　**情報**　九州炭労　1958年 11月 1日

二瀬労組 処分反対の法廷斗争に取組

二瀬労組、高雄二坑支部における不当処分は去る十月二十一日、最終通告をなしてきたが、この不当な処分に対しては直に対策委員会において、その具体的斗争の方針が決定され、これに基き当面直ちに法廷斗争に取組み、去る十月二十四日現地に於いて、九州炭労法対部、弁護士、二瀬労組執行部によって具体的対策を立て、次のような方針に基き斗いを進める事になった。

一、従来の裁判所の傾向等を考慮して、福岡地裁に本訴を行い、斗いの推移をみて身分保全の仮処分をも合せて提起する。

二、同時に不当労働行為として、地労委に申立て民事訴訟と併行して斗いを進める。

三、以上の訴訟手続及びその他に要する費用等については早急に中央とも連絡し、最終的には訴状、申立書を作製して、対策委で検討し、十一月上旬を目途として提訴する。更に始めは出来る限り早急に出してゆくため証拠、証人等全力をあげて直ちに取組んでいく。

以上の方針に基き、二瀬支部、九州炭労では直ちに、訴状、申立書の作成を行っている。

以上

* * *

王子春日井で活躍する九州炭労オルグ

会社尚も切崩し工作をつづける

王子製紙春日井工場に派遣している九州炭労オルグ団は九名の編成で中央本部、渡辺常次組織部長の指揮により連日、激しい活動を行っているが、北海道田中知事よりの中労委斡旋申入れと王子製紙株主総会を目前にひかえ、会社は第一組合の切崩しに懸命の努力を続け最近では工場に入っていた第二組合員を工場外に出し、第一組合員の中にあるヨロメいている組合員を狙って引込み工作をする態度を示している。

オルグ報告

十月三十一日帰山した三井山野労組、小林高オルグの報告によると、オルグは次のような活動を行なっている

(一)、九名の分担

イ、学習活動は集団学習とピケット学習に分け四名が当っている。特に学習のテキストには「学習の栞」が使用されている。

ロ、大衆行動班には一名が分担し、デモ行進や毎日夜間七時から十一時までのカンカンデモに参加している

ハ、組織強化班に加わった一名は運動者単位に工場構外の説得に当っている。

ニ、主婦対策に当っている一名は、団地居住者部を設置し、現在では主婦会組織を作り具体的な構成の活動に参加している。

ホ、情宣に参加している一名は、ニュース編成や執筆、紙芝居や速報の活動を行なっている。

ヘ、女子組合員対策にも一名参加し、市会議員や職役員網を通じて引抜きを活発にしてくるので、その対策に当っている。

特に学習は第一次と第二次に分け、第一次では、職場斗争に次いで、松川事件について、王子斗争の意義と過程に於ける諸問題を中心に行い、第二次は産業別斗争の意義、争議の調整について、警官職務執行法について行っている。

(二)、十月二十六日現在の情勢について

組合員一、〇五七名中、第二組合えの脱落者二八〇名程度で（男子が工場に入り、女子は寄宿舎待機で賃金をもらっている）大体、落ちるものは落ちた観があるが、未だ集団的に割れる危険もあるので一応の情宣と学習に力を入れている。

ピケは毎日三交代で警戒している。

工場操業は平日の一割五分程度とみている。

(四)　現在交代して行ってもらっている支部

大正（十一月二十日まで）山田（一一、二〇）峰地（一一、二〇）下山田（一一、二〇）西川（一一、一〇）高島（一一、二〇）瀬戸（一一、二〇）山野（一一、一〇）潜竜（一一、三〇）古賀山（一一、五）佐賀（一一、三）二瀬（一一、一〇）忠隈（一一、二）飯田（一一、二）高松（一一、一〇）

以上

No. 42

情報

九州炭労

1958 年 11 月 11 日

中労共

無期ストかけて窓口突破へ

中小期斗委で確認決定…

「拒否すれば実力行使の起りうることを考慮に入れた上で、尚集団交渉を拒否する」との業者会議の決定が十一月一日正式に文書で鉱業連盟から回答された。かねて予期したことではあったが九州炭労執行部で構成する戦術委では、① 確立しようとする集団交渉の性格、② ストをかける以上かちとるまで斗わねばならぬ実力行使の見通しと確立しようとする集団交渉の価値判断、③ 中労共各支部の決意と内部態勢、を慎重検討の上、十一月六日午前一時から中労共会議を開いて協議を重ねたのち、七日午前次のような戦術を決定、午前からの斗争にかけて満場一致の確認決定をえた。

(1)、第一波　十一月十七日から七十二時間スト、但し集団交渉受諾の文書をとった支部は解除する。

(2)、第二波　十一月二十二日から無期限ストライキ

(3)、第二波ストでも応じない会社に対しては中労共の全体ストをかける。その日時規模は十一月十九日に中斗委できめる。

この窓口突破の斗争はやりはじめた以上ひくことのできないストであり、しかも応諾しない会社に対する全体ストの構想もはじめての試みである。いまや中労共と中小ブロック期斗委は、更確の決意をもってこの困難に挑み、しかも高度の組織連帯性を必要とする斗争にふみきった。この斗争の成否はまた将来にわたって、賃金・職場の集団交渉権確立の成否にかゝるものであって妥協を許されない斗争であるだけに、単に幹部だけが飛びこんだ斗争では失敗のおそれがあり、深い組合員の理解と納得の上にのみ遂行されるものであることが受諾されねばならない。

京の上★斗争

差別待遇に大衆動員で抗議

会社・組合の分裂を狙う

第一組合員の一の職員が刑事事件により五、〇〇〇円の罰金判決のあった時は会社は直ちに賞罰委員会の申入れをし、組合側は委員構成（鉱業所次の役員の中に副社長、所長、勤労課長が参加した）について異議申立をしたにもかゝわらず懲戒解雇を強行した。

第二組合の同会方志昭男、小坪秀利両君は十月七日分裂行動の役員で酒を呑み、小竹の町でタクシー運転手に暴行し十月十三日、小坪四、〇〇〇円（暴行傷害）方志二、〇〇〇円（器物損壊）の罰金刑に処せられており、小坪君は二十九日運転手を会社に投身しているが握りつぶし、処分を保留しボス的存在の方志を利用しておる。この差別取扱に対し組合は三十日入坑時実部役を含む動員の中で会社に抗議をした。

統一のために

十二月五日第五回団交決裂後、三波に亘る実力行使を行い反省を促したにもかゝわらず、会社は依然として団交開催の気配をみせず、裏面では一部組合員に切りかけ組合分裂工作を積極的にしかけてきた。従前より組合員職員は反組合的行動をする連中は日常の生活態度も悪く、出勤方数は月平均十五方以下であり、又動した場合は職場委員会で規制している事を、職場に残る者達に職場斗争を困難にさせていた関係から、除名すべきとの意見が多数あった。然し組合は、これ以上組織勢力を減ずる事は将来統一の障害となり、特に一坑の中に第三勢力を発生さす事は二坑の将来問題とからみ益々内部を混乱さすことになるので、組合員職員として解決の条件に若干の不満があるとしても早期に解決する必要を三者側（炭労、京の上・新入（地区及炭地共闘組合））で確認。一の懸案問題（刑事事件により五〇〇〇円の罰金刑）をかゝえて斗う事は、大名の復職斗争に協する事になり（岩田、満田、油切、稲田、長鞍、柳沢の大名は三十二年の賃金斗争時、第二組合の森書記長を集団暴行を行ったという事で森より告訴され、係争中であるが起訴されたということで辞雇されている。）組合員職員として第二組合との差別待遇についての好例は理解されるが、京の上単独の斗いでは復職の獲得は不可能であり、全体斗争を必要とする貴労から判断して現在行うべきでなく、又会社も現在係争中の六名の文判の関係上強く固執しておるが此れを審査から下げる事により団交も軌道にのるとの判断により、一の懸案問題は当該から取下げ会社の乗りやすい状態を作り、実地共闘長及鞍手町地区共闘長としての立場から、野田新入組合長が事態収拾のため、十三日午前八時安永副社長に団交開催を申入れ、副社長は努力する旨約束しながら、十四日十五日に至るも全然回答なく、副社長は他行。その後十六日野田、社長会談で十六日午後四時より、炭労、地区、現地組合との代表折衝を開催する事になったが、代表折衝には社長出席せず、安永副社長、水野所長両名が出席したが、野田、社長間で話合った内容と全く異なり、社宅立退が前提条件であり

交渉は全く行づまり状態となり、その後も現地組合長の代表折衝の申入れにも応せず、会社は終始一貫態度を変えないため、二十二日一番方より無期限ストに突入。

会社本性をあらわす

七月中旬頃牛島勤労係長向野（オ三組合書記長）塚谷（生産部長）等が中心となり、若干（五、六名）の同志をつのりオ三組合を結成する情報を入手したので大衆動員の中で牛島を吊上げ本人に以後組合運動には介入しない旨を誓約させ、組合員に対しては説得を行い、一応防止に成功し執行部は常に斗争指導について細心の注意をはらっていた。

しかし表面反省したかにみせかけていた彼等は、九月下旬頃より向野、塚谷等に更に大塚庄作（オ三組合組合長）方志等が加わり大会や会議に於て執行部に対する批判を行うようになり（団交席上に於ける会社発言と同様）色々のデマを飛ばし組合員に反執行部的行動を呼びかけるので、組合員の中には除名すべきとの声も多数あったが、将来の統一を阻害するので説得に重点をおき、そのための懇談会、居住区常会を開催、組織維持のための努力を行ったが、会社政策はついに組合分断に成功し十名の脱落者を出すに至った。

オ三組合結成の情報を受けた執行部は（二十五日夜組合員の山下君宅へ小坪秀利、吉田君宅へ大塚庄作が訪問し、翌二十六日にオ三組合結成大会を開催するので参加するよう勧誘し、皆参加するようであれば安永副社長が車を廻す。又金が必要であれば二百万もらってやるといわれ、彼等は辞退し直ちに組合に連絡した）警戒体制をとり、二十七日の彼等に対してはピケで阻止するの体勢を備えたが、彼等は入坑せず、九時頃の介順組合大会開催中に脱退届をもって来た。

脱退者～沙留一馬、大塚庄作、方志昭男、小坪秀利、久保猛、東辺三吉、塚谷政男、田中美人、明実治右エ門、小坪鉄政、向野成利（反組合的行動を行う事を公式席上で言明したので十月二十二日大会で除名）組合は大会を次の実施方針一致確認、二十八日一番方より就労す。

◎、脱退者に対する態度

除名は行はず、あくまで説得工作を続け主謀者（向野、方志、大塚、明実）に対しては大衆行動の中で反省を促す、

◎ 実施中の実力行使については会社の意図が明確になった以上（一坑内に於けるオ三勢力の設立）当面オ三組合の解散に重点をおき、新規採用防止のためストを解き就労した中で対決の時期を待つ、

第三組合とは

オ三組合の名称～安永鉱業所　職員労働組合
組合長～大塚庄作（三十一年斗争当時の副組合長）
副組合長～明実治右エ門（三十一年斗争当時炭労の救済者）
書記長～向野成年　　生産部長～塚谷政男

会社は責任をさけるため、牛島（勤労係であったが十月十四日退職）伊次（会社に籍はないが社長の野上時代の旧友）両名が表面の連絡者となり、佐々木勤労課長宅、牛島宅、長谷川宅（楠木）南見宅（直方）を連絡場所として利用している。

会社側の意図

昭和三十一年四月組合分裂後、会社はオ一組合とオ二組合との分離を強行し、オ二組合よりオ一組合に復帰した者の入坑に際しては、社長が陣頭指揮をして外勤とオ二組合員がピケを張って入坑を阻止し、現在オ一組合員とオ二組合員とは完全に坑口が分離されている。

当初の予想はオ二坑の寿命は相当ある観察であったが、最近に至り一年程度で終堀になる事が判明し、将来の事態処置のため、オ一坑にオ三勢力をつくり、オ一でもオ二でもなく一坑で現在就労している事実にもとづき、オ三組合員の就労の正当性を主張、この勢力を五、六十名に拡張しようとしている。

又この者はオ三組合員には、四十名程度新規採用する、もし失敗したら脱退者に対新坑を与えると言明している。

組合員及び家族の説得工作は成功し、十月二十九日現在、三名の復帰者を得た。

「復帰者」～小坪鉄政、久保猛、東辺三吉

以上

No. 44

情報

九州炭労

1958年 11月18日

共同島廻労組

企友苐一波実力行使突入！

××××××××

既報の通り共同島廻労組では、六月より労使協議会を開いて交渉を進めて来たが、会社は毫も意を解す事なく企業整備断行を表明。共同労連では一二日より実力を背景とした団交に切替え交渉を行ったが、組合の再建案を一考もせず企業整理を強行する不誠な態度が明らかとなった。労使の主張は全く平行線であり一四日遂に団交は決裂、一七日以降七二時間の才一波ストに突入した。

×××××××

会社合理化で首切り

六月一六日会社案が提出されて現在に至ったが、会社合理化案は次の通り。

(1) 一坑における無煙炭採炭は炭層条件が劣悪となり歩留り四〇%位に下り、従来より問題となって今日まで来たが、炭質の悪化（ケクラ化による発塵）に至り企業に致命的影響を与へた。

(2) 坑内構造の脆弱に基因する通気、排水、運搬等の維持の困難性。

(3) 深部移行、鉱区拡大に伴ない、鉱害賠償額の増大

(4) 深部開発に必要とする設備資金が膨大なものとなり調達困難。

以上の理由により深部採掘は放棄せざるを得ない、又採炭絶体に採掘可能性のない、下部尺無炭の買上げ申請を事業団に行った。従って一坑操業は買上げ申請との関連により昭和三三年一二月をもって終掘とする。以上が会社の合理化案であり人員整理は次の通り。

出炭　一〇、五〇〇トン

在籍人員　九四八名

余剰人員　一〇六名

計画人員　八四二名

内訳

八四名中日鉱に配転する（坑内夫六七名　坑外夫一七名）

二二名　解雇（希望退職）

その他

坑内臨時夫　七五名（全員解雇）

坑外〃　九〇名（季節的労ム者全員解雇）

組夫　六一名（組合員予備全員解雇）

転籍　三五名（希望退職）

日鉱転籍については、日鉱の組夫六〇名を解雇して組合員八四名を転籍する、受入れについては社宅はなくバス購入により島廻より通勤させる。

組合再建案を主張

一、操業計画の基本方針

1. 無煙炭層の特殊性からくる企業実体の把握及び同族会社の常として指摘される、会社機構の改革、人事の刷新交流。
2. 特殊性に即応した販売技術の整備。
3. 現在人員及び労働条件の確保。

二、操業計画

1. 一坑操業、右一二片部採炭は適正人員配置により右一九片払にて採掘続行、残余の人員は福田坑に移行する。
2. 福田坑操業

現在の臨時夫を在籍鉱員に切替え、一部人員は採炭作業を行ない一坑の出炭減を補う、他の人員は関連工事を行ない一坑完全機械化の受入れ態勢の万全を期す、掘進機械化のケクラ採炭への移行準備に本格の建設拡張を行ない、併せて五尺炭・三尺炭の採炭を行う。

3. 三坑操業、防水工事等は従来通り。
4. 尚、具体的出炭人員配置は次の様にする。

出炭　無煙炭三五〇〇屯（将来ケクラ採炭四〇〇〇屯）

塊炭　八、〇〇〇屯

防水工事　五〇〇屯

合計　一二、〇〇〇屯

会社組合案無視

会社は組合案を全く無視、組合員の基本権や社会的影響は否定し、自らの企業目的のみによって臨時夫全員、組合員を含めた四〇〇名を紙屑のように捨て去ろうとしている。しかも組合の長期の交渉にも一片の誠意すら見せず、無責任ゴーマンな態度で組合の足下を見透した様な言辞をろうし、組合は平和交渉の限界にみきりをつけ、遂に一七日より七二時間の才一波に突入した、尚才二波以降については対策委員会において戦術を決定する。

共同労組としては組合案を貫くため長期に亘り決定的な打撃を与へるため、粘り強く強い戦術をもって最後まで斗い抜くことを決定した。

内部体制はいまだ完全に整備されたといえない一面もあるが、会社側に対して最大の圧力をくわえるため大会などを開いて内部体制の万全を期している。

情報　九州炭労　No.
1958年　11月　18日

中労共期斗・集団交渉かちとる

×××××××

中労共期末手当について、十月二十三日炭労より連盟に対して集団交渉の申入れを行っていたが、集団交渉拒否の回答を行ってきた。斗争委員会では拒否回答に対して検討した結果、基本線どおり実力をもって窓口突破を決意し、第一波の実力行使指令を発し、十一月十七日より七十二時間の実力行使を予定したが、十五日連盟は実力に抵し集団交渉に応じたので窓口突破の実力行使を中止した。

×××××××

連盟の拒否理由

期末手当については、大手中小をとわず経営者は利益配分という観念をもっており、経営の実態により支払わるべきものである。従って各企業別に交渉を進めるべきであり、集団交渉は企業実態を無視して各労務者をして一社により拘束する（連帯スト）からいやだと拒否、決意は非常にかたいものがうかゞわれた。

集団交渉に対して連盟は非常に強い決意で拒否をつゞけてきたので、全組合員の完全意志統一を行い、七二時間以後無期限ストも決定し、しかも窓口拒否が一社でもある場合は連帯ストで打破る態勢のまえにもろくもくずれさり、スト直前に集団交渉の窓口突破に成功した。

連盟回答書

昭和三三年一一月一七日
九州石炭鉱業連盟
理事長　田中　丑之助
日本炭鉱労働組合九州地方本部
委員長　丸岡　吉大　殿

兼て貴方から申入れのありました今期々末手当の交渉について、今回に限り、御申越しの七社とも集団交渉に応ずることになりましたので右御回答いたします。

不況下は更に集団で

各経営者は不況を理由に各企業毎に企業実態を知った労組と直接話合を進めるべきであることをPRしていたが、対角線ではやゝもすると企業間のエゴにより統一行動の足並がくずれていたが、不況下におけるシワよせは更に企業間のミゾを深める結果となる。従って多少のギセイはあってもこの際集団交渉を斗いとらなければならぬ決意をかためた。

態勢の確立に全力集中

炭労中労共は大手程強いまとまりがなかった。今回は大手以上の強い決意をもち各支部毎に二名のオルグ交流を行い激励教宣を続けるとともに、大手よりニュースカーを派遣して教宣活動の強化をはかった。

小倉労組退手引下げ案提示

小倉労組では、九月末をもって期限満了となった退手協定を現行横すべりで交渉中であるが、会社側は勤続加給について一年につき四日加算を、第一次案一、五日、第二次案二〇日の回答を行ってきた。組合側では一一月一九日までに最終回答を要求した。もし不満の場合は、第一波一一月二一日、二二日の四八時間スト、第二波一一月二五日、二六日四八時間ストの戦術を決定した。尚会社は切下げ案を固執しているので以上の戦術決定に従い内部態勢の確立に全力をあげている。

共同労連へ希望退職案出る

一八日対策委を開き今后の方針を検討

共同労連各鉱労組の企業整備反対斗争の推移は既報の通りであるが、七二時間ストに突入した一七日午前二時より若松本社において団交を開催した。会社はあくまで組合の再建案を拒否し、部署・日西両鉱従業員を対象にして、希望退職募集形式をとりたい。として次の解雇条件を提示してきた。組合は一八日各鉱労組において対策委員会を開催し、会社案の検討及び今后の戦術討議を行うことになった。

◇

希望退職の取扱
１、医療組合退職の取扱いを行う。
２、特別加給（退保日額八〇％）
三年未満　二〇日　五年未満　三〇日
一〇年未満　六五日　一五年未満　一一〇日
二〇年〃　一六〇日　二〇年以上　二一〇日
３、平常手当三〇日分（但し争議団の寄贈金とは重複しない）

うらへつゞく

◇ 配置転換

1. 転鉱就職料　家族持一律　五，〇〇〇円
　単身　〃　三，〇〇〇〃

2. 転居休暇　家族持　四日
　単身　二日 } 但保日数

3. 旅費　三等汽車賃（日当在籍者に限り二〇〇円、家族一人に付弁当代百円支給）

4. 帰郷旅費　三ケ月以内に社宅を退去し、目的地が確定しているもの三等車馬賃実費支給

5. 荷造費実費支給　単身者一，〇〇〇円、家族持三，〇〇〇円を限度とし、超過は実費支給。

6. 退職者三ケ月以内社宅を立退くこと。

7. 有給休暇残日数を買上げる。

◇ 職種転換料

坑外から直接夫へ　四，〇〇〇円
〃　間接夫へ　三，〇〇〇円
間接から直接夫へ　二，〇〇〇円

以上

No. 45　情報　九州炭労　1958年 11月 18日

長計斗争

説明質疑を終り具体的内容の提示迫る

各社足並み揃え交渉続行……

××××××××××

長計交渉に先立ち、難行していた窓口は一一日以降全山一斉無期限ストの実力行使を背景とした圧力で遂に会社を屈伏せしめ、一二日から交渉を行なわせることに成功した。各社は一斉に一二日（大正、雄別、太平洋は一三日に才一回交渉）交渉をもち、それぞれ要求書の説明を行い、あわせて具体的内容についての回答を早急に提示するよう迫った。しかし確たる回答は得られぬまま一五日才二回交渉を開催し、各社とも（貝島は一七日も引続き交渉）質疑を終り、回答を待つこととなった。

××××××××××

難行した交渉权…

一〇月一六日、長期雇用計画に関する要求書提出以来炭労と各社との間の代表交渉で進展をはかってきたが、各社側は一貫して頑強な態度をもって交渉にのぞんできた。そのため進展はおろか交渉を持つことすら拒否するという事態に直面した。従って炭労は一一月八日の最終的回答を要求し、一方各支部には斗争態勢強化指令を発した。会社側回答は予想通り不誠意なもので遂に交渉決裂、そのため一一日以降全山一斉無期限スト突入の通告を行った。動揺した会社側は一〇日に至り社長会議、労ム部長会議など開催して収拾策にのり出す有様であった。かうして最終的には各社とも交渉をもって交渉を行うとの進術を行わしめた。

中執参加にあいまいな会社

炭労は直ちにスト中止指令を発し、一斉に一二日から才一回交渉に入ったが、日鉄では中執参加は認めていないということで交渉を深夜におくらせるなどもあったが、各社共要求書を説明し早急な回答を要求したが「検討せねばならぬ」の一点ばりでお茶をにごしたまま終っている。また才二回交渉の日時についても各社とも二、三日のうちにというあいまいな回答のみであった。

長計に対する考へ方は、一一月二二日迄に対立点を明確にさせ、二三日以降いつにても実力行使突入態勢ができるよう交渉の進展をはかることになっている。

警耺法改悪は断じて許さぬ

苐五次統一行動（二六日）二四時間スト指令

労働組合運動の基本をゆりうごかす「新警耺法」に反対して斗った第四次統一行動は、三〇〇万人のゼネストに成功、更にアメリカの走狗となった岸内閣打倒のため、一一月二六日総評才五次統一行動が指令された。この第五次統一行動において「炭労は二四時間スト」が指令され、公労共は時間内職場大会三時間を予定した四次統一行動をさらに上廻る斗いがくまれることになった。

この統一行動を支える下部の斗いもすさまじいものがある。

大町々議会 警耺法改悪反対を決議

杵島労組では一一月一五日政治部員、労組選出議員、町部議員の共同提案として「新警耺法反対決議」を町議会に提出したが結論がでなかった。

一七日町長、町会議長は事態収拾と称し、「国会正常化要望書」に内容をすりかえようとはかったが、ついに、一八日午前二時五〇分、警耺法改悪意見書を政府に提出することを決議した。

この決議にいたる間、一五日に杵島労組選炭分会、本坑分会が町議会に対し合同デモ、工作分会が大町商店街に対し、警耺法改悪反対アッピールデモをおこない、また各職場毎日職場大会を開いて、警耺法改悪反対決議をおこなった。

No. 46　情報　九州炭労

1958年 11月 18日

全九労

会社不況を理由に逆提案

寮採暖手当など切下げはかる・

九全労は一一月一〇日　大会決定に基く別居、通勤、寮採暖費の三項目を九州事務所に対し団交の申入れを行った。この要求は本年末日で協定期限がきれるためその内容改訂の為め出されたものである。第一回団交を一一月一四日開催し、要求書の内容説明及び資料を終了、第二回交渉には回答するとの確約をさせ打切った。一七日第二回団交がもたれ会社回答をうけたが、内容は寮採暖費は燃料値上りであり七〇円を現状より引下げたいとの逆提案を行ってきた。また通勤、別居手当は大々的改定時に大巾値上げしているので、今回は不況でもあるので現行通りとしたいというものであった。こういう情勢で次回団交（一九日）が開かれることになっているが、斗争は激化する様相を示している。交渉に当っては、一一月一杯を解決目途に斗争推進することを決定している。

なお、要求及び現行協定は次の通り

要求内容

〈別居手当〉

1. 別居家族慰安料　月額　一一五〇円
2. 光熱費　四八〇円
3. 往出費　二三〇円

別居家族一人当　月額　一、八六〇円

※社宅申入日より支給する。

〈通勤手当〉

1. 通勤交通費
汽車バスを利用しない通勤者一方　五円
2. 借家料（社宅外居住者）　月額　一、一五〇円
3. 家屋修理費（自宅所有）　一五〇円
4. 家屋新築等に多額の出費を要する場合、会社より最高拾万円を無利子で貸与する。返済期間は三〇ヶ月とする。
5. 光熱費
(a) 電灯料　月額　一六三円
(b) 通勤者に月一〇〇Kの石炭を配給する

〈寮採暖費〉　寮生一人当り

一二月　八五円
一月　一二八円
二月　一二〇円
三月　八五円
合計　四一八円

〈協定期間〉

昭和三四年一月一日から三四年一二月三一日迄

現行協定

〈別居手当〉

社宅申込後三ヶ月を経過し社宅入居できないもので止むなく家族と別居し、一ヶ月を通じて坑内一五方以上、坑外一七方以上の者に対して

月額　五〇五円

〈通勤手当〉

汽車又は二粁以上のバスに利用している通勤者に定期券代実費支給、一ヶ月出勤方数一五方以上に限る。

〈寮採暖費〉　一人当

一二月　九〇円
一月　一二五円
二月　一一〇円
三月　七五円
合計　四〇〇円

勝田労

三項目の職場要求で時限スト決行

七二時間スト突入を控え精力交渉で妥結

三菱勝田労組は、去る一〇月一日職場要求（三項目）を申入れ、一〇回あまり職場交渉を続けてきたが、会社の強硬な態度にあい、一一月一四日遂に交渉は決裂し、一五日の一時間五〇分の時限ストに突入した。また一七日以降第二波として七二時間全面ストも止むなしとして体制確立に対処したため、会社も一六日団交の申入れを行ってきた。その結果、双方徹夜しての精力的交渉がもたれ、遂に午前一時一五分了解点に到達した。組合は直ちにスト中止指令を発し平常通り就労した。なお、今次要求は、各職場、係員での不満が盛りあがり、集約されたものであり且、正札要求として斗いに立上ったものであった。妥結内容次の通り

（うらへ）

要求事項

一、時間関係
1. 各々所毎に一斉一時間休憩を実施せよ
2. 穿孔鉱員の二時間容赦せよ
(3) 坑内保安係員の発破不該を規制せよ
(4) 坑内保安監督及引継ぎは坑内で実施せよ
(5) 工作部員の作業内容を規制せよ
(6) 詰所へ相乗、照木し二名の定員制を認めよ
(7) 電話交換手の一斉休憩を実施せよ
(8) スキップ捲上作業員は公休補充せよ

二、人員補充関係
(1) 坑内鳶職夫　一七名
(2) 坑内係員　一名
(3) 坑内雑役夫　四名
(4) 工作関係　八名
(5) 鉄道関係　一名

三、その他
(1) 払鉱用のドリル六丁、ピック三丁新品を購入せよ
(2) 人車線用の懐中時計一個を常備せよ
(3) 坑外採炭室に一台の電熱器を設置せよ
(4) 坑チースラーの設備を改善せよ

四、保安関係
(1) 盗難・衛生所塵防止対策として一斉実施を実施せよ
(2) 保安教育を実施せよ
(3) 防塵マスクの品質を改良せよ
(4) 保安図を毎月交付せよ
(5) 田野木平坑道の通風施設工事を早期に実施せよ

五、福利厚生関係
(1) 履かえを実施せよ
新品　二枚　半新品　三二五枚　表三枚
(2) 購買会運営委員会を設置せよ
(3) 日高鉱従業員を五名増員せよ

妥結内容

一、時間関係
1. 交代りは実施・戸坂口〜赤石間関係は二月一日から、・赤石昇関係は四ヶ月先より実施する・柳平は四ケ月の試験期間を設けその結果をみて実施する。
2. 各鉱時間中は鑿作業に従事する。
3. 不明
(4) 要求通り実施
(5) 現業作業内容を規制する
(6) 了解
(7) 休憩要員を充て実施する。
(8) 要求通り実施する。

補充関係
会合時に四名の補充を決める。

その他
(1) 発注購入
(2) 了解
(3) 〃
(4) 〃

保安関係
(1) 入坑所と責任者実施する。
(2) 一般鉱員は入坑前一五分実施、新採用者は一般鉱員にならない前に教育を行う。工作関係は月三回程度実施、
(3) 購入する
(4) 要請に応じ提示する
(5) 了解

厚生関係
(1) 新品二枚、表二枚を実施する・但し半新品を各鉱とする場合、枚数の枠内で実施する。
(2) 三ヶ月に一回懇談会、その都度必要に応じ開催する
(3) 二名増員する。

以上

No. 47

情報

九州炭労

1958年 11月 27日

長計交渉

北炭スト突入前妥結！

その他十一社は経営方針をめぐり対立・ストに突入！

長計交渉は、各社労務部長が中央に集り会談を開き意見の統一が行われた。二十二日遂に対立点を浮きぼりにして二十三日戦術委員会を開き、二十七日一番方よりの実力行使をもって最後的追い込みに入ったが、北炭は午前二時十分労使間に意見の一致をみていちはやく妥結した。

残る六社及び九州四社と全炭労は、経営方針の三条件（生産情勢の変動、天災地変、可採炭量のなくなった場合等）を除き、企業整備的解雇は行わないよう努力するという基本事項を最大の対立点として、遂に妥結にいたらず、二十七日一番方以降ストに突入した。

北炭妥結内容

経営方針（決定）

一、会社は組合の協力をえて経営の安定につとめ、企業整備的解雇は行わない。

（註）

企業整備的解雇とは、強制解雇、希望退職勧告、転換等をいう。

二、労使協力して安定職場の確立をはかる。

三、新規技術の導入、その他合理化を実施せんとする場合、会社は組合と事前協議する。

経営の安定増大(一)（採用と補充）

一、会社は採炭計画に基き必要人員の充足については定期的に組合と協議する。

二、自然減耗の補充については各鉱業所（元）毎に具体的に協議の上、必要人員を補充する。

経営の安定増大(二)

一、業務外廃疾者及び公傷死亡者の縁故者は、組合と協議の上適格者を速やかに採用する。

二、従業員の子弟については優先的に採用する。

経営の安定増大(三)（入坑採用）

停年間近かな者及び病弱者並に身体障害者で、会社組合双方の上必要と認められる者の子弟の内、適格者については交替採用することができる。

労働条件

会社は労働条件の維持向上に努力する。

左の点をそのまゝ職場保障とし労使確認とする。

請負組夫、~~臨時臨時夫~~

請負組夫は、三原則（突発的作業、特殊技術作業、臨時的な起業工事）に限定し、新規に組夫使用については前項の精神に基き事前に組合と協議する。

常傭、日傭臨時夫

臨時夫は、臨時作業に限り使用し、現在使用中の臨時夫は従来の方法により、適格者は直轄鉱員に切換える。

協定期間

昭和三十六年十月末日。

高島自然発火の徴候

十一月一五日頃より七卸五片一八尺上下層払に於て温度が四五度、COガス（一一月二〇日現在）〇・〇〇五％で尚上昇中であり自然発火の徴候が現われ、会社より二七日以降の実力行使に当つて自然発火対策について団交の申入があり二六日十時より団交を持ち十二時迄交渉した。席上正式に副長から自然発火の説明があり具体的に鉱務課長から説明がなされたので、終了直後部長が調査のため入坑、会社側の説明と比較検討したら、明日午後一時より緊急委員会を開き再度調査する事になり委員中より調査団を編成（本部3、支部、密進者／、計六名、及び保安係員二名、執行部二名が午後三時から入坑した。

これが上つてから検討して団交を再開する。

共同島廻企反斗争その後…

企反斗争で無期スト突入中の島廻労では二六日大会を開いた。組合員一六〇〇名、支援団体七〇〇名が参加して決起大会を持つたが、明二七日より代表折衝に入る事になつていた所、交渉団が若松に出発直前、会社より案の提示があり、会社案を交渉団会議で検討した結果全体会議でこれを討議することになつた。提案の内容としてはほゞ完全雇傭に近づいた線が出されたようである。

スト突入の中で次々と妥結

大正（AM七・三〇）宇部（AM七・四〇）

××××××××××

会社の基本経営方針に基く三条件（経済情勢の著しい変動、天災地変、可採炭量のなくなつた場合等）を除き企業整備的解雇は行われないよう努力する、基本的事項をめぐつて鋭く対立、スト突入した後、被読代表行動をもつて早急解決に努力した結果、遂に主文からこれを除外して議事確認事項ということで解決に至つている。

尚残つた支部に引続き交渉をもつているので解決も間もないものと思われる。

××××××××××

大正妥結内容

一、経営方針に関する事項

１、会社は組合の協力を得て安定炭鉱の確立をはかり、企業整備的解雇は行わない。

（註）「企業整備的解雇を行わないことは本人の意志に反する強制解雇、希望退職勧告、勧奨を行わないことを意味する。

２、会社は長期採炭計画を明らかにし、その実施については、従来通り生産協議会に提示する。

尚、機械導入その他合理化を実施するに当つては労働条件に影響を及ぼす場合は、その必要事項について事前に組合と協議する。

３、会社は租鉱権の設定、契約の変更、鉱区の譲渡を実施するに当つては、労働条件に影響を及ぼす場合はその必要事項について事前に組合と協議する。

二、雇傭の安定増大に関する事項

１、会社は生産、所要計画遂行のための必要人員の基準について毎期組合と協議する。

２、自然減耗については、会社は必要人員を補充する。

３、病弱者並びに業務上の傷病死亡者の遺家族の子弟のうち適格者については即時採用する。

４、会社は必要人員の採用に当つては左の各号に該当する者で適格者を優先採用する。

(1)、公傷者（含けい肺）による退職者の子弟

(2) 私傷病死亡者の子弟

(3) その他従業員の子弟

５、停年間近かな者及び病弱者並びに身体障害者で本人が希望する場合、その子弟の適格者につき入替採用を行う。

６、臨時夫については前協定並びに労働協約の定めるところによる。

三、保安優先とその実行に関する事項

１、会社は生産の基盤としての保安優先を認め、保安確保の万全を期し、保安教育の徹底並に施設の充実に努める。

２、保安委員会は現場の実情に対応して強力にこれを活用し、本委員会設置の目的を達成する。

３、常任安全委員については従来の決定による。

（註）会社は未経験者が増加した場合、当該地区に更に常任安全委員を設置することを考慮する。

４、保安教育を行つた場合の取扱いは従来通りとする。

５、その他の取扱いについては現行通りとする。

四、労働条件、福利条件の向上に関する事項

１、会社は労働条件の一方的引下げを行わない。

２、福利厚生については、労働協約の定めるところによる。

五、協定期間

三四、一一、二一〜三六、一〇、三一

別紙

議事確認

記

１、左の各号のいずれかに該当する場合、本協定期間中といえども協定事項について改めて協議する。

イ、天災事変の場合

ロ、可採炭量のなくなつた場合

ハ、経済情勢の著しい変動のあつた場合

２、前項における経済事情の著しい変化とは、本協定締結時の経済状態では該当しない。

以上

No.49　情報　九州炭労　1958年12月2日

王子・権利斗争を斗い抜いて勝利

更にオルグを中心に組織整備

×××××××××××××

王子製紙労働組合の労働協約斗争の実情は、本情報においても再三知らしているが、各支部は山元の業務の繁雑な中から、そうして苦しい組合財政の困難とを排除し、三ケ月に亘る長期オルグを延三千数百名投入、労働者の輝やかしい良識行動を強め、いま尚王子春日井支部の組織整備、学習指導に当っている。

長かったこの斗いも一一月二三日、組合の主張を明確に認めた中労委中山あっせん案を承認した。九州炭労オルグが駐在する春日井支部は、斗いの実を更に稔ばせるのはこれからだと組織の点検、整備拡充に努力している。

×××××××××××××

商業紙ぞ組合を支持

王子の斗いは言うまでもなく労働協約を守る斗いであった。この斗いについて最終段階において商業紙もやうやく、労働組合側を少しではあるが理解しはじめ「その本質は経済斗争ではなく、会社側のしかけた敵対斗争である」と認め、その上で組合の対立、衝突という現象面にとらわれすぎて、争議の本質＝会社側の行すぎ＝を見おとしてはならない。と結論するにいたった。

二日七名青帽から復帰

この世論を無視し会社、新労（才二組合）は

「ストを止めねばあっせん案は出来ぬ」

「ストを止めろ。ユニオンショップは幻想にすぎない」

「新労こそ組合員の為めの組合」

「新労は勝っ……」

というデマと義理人情、脅迫、圧迫の中で組合切崩しを行った。

しかしこれらの宣伝が中労委のうごき、世論の前に完全にバクロされ彼等のデマは粉砕され、二日には七名の復帰者があった。

あっせん案部門別に討論

中労委あっせん案（別紙）提示についての中央情勢報告大会が、二一日午后三時春日井支部において行なわれた。大会は組合員、主婦、オルグの注目の中に、教宣文化班が、創作〃貴船狂詩曲〃（今井・貴船は才二組合、安井は青色の戦斗服を着用していた）を発表。ついで、あっせん案の内容について説明し活発な討論の結果、慎重に討議することになり、あっせん案を受諾するかどうかの決定は、部門別討論のため翌日に持ちこすこととなった。

二三日午后三時、あっせん案を受諾するかどうか、春日井支部全員大会が開始された。

大会は、前日の大会以降各部門毎に討議した結果についてその部門の集約を発表した。

この部門別討論の集約された内容は

さらに実のあるものに

このあっせん案は、決して全面的に満足するものではない。しかしあっせん案の本質はあくまでも解決のための前進であり、その中にわれわれの主張した基本線は獲得し得たと判断できる。従って争議解決の糸口としてこれをうけとり、今后とも従来の斗争体制の中で更に充実した職場斗争の強化を進め、実のあるものにしてゆくことである。

市民へ感謝のチヨウチンデモ

こうして午后三時四五分満場一致であっせん案受諾を決定した。そして長い斗争の協力を行ったオルグへの言葉で大会を終了。

夜、今次の斗いに協力した市民の感謝と、これからの斗いの決意をこめてチヨウチンデモ行進を春日井市一帯に行い、市民との結びつきを更に深めた。

別紙（斡旋案）

ユニオン・ショップを認める

今次の争議について職権あっせんの形をとる事は遺憾であるが、これは各般の事情から止むを得ない結果であったので、労使双方共にこの間の事情を了解して次によって紛争の解決をはかられたい。

記

一、今回の争議の焦点はユニオンショップ制であるが、現在の王子の労使関係には本来この制度の基本条件たる相互の信頼感が欠げているので、直ちにこの制度を全面的に容認することはできない。

将来この点が改善され組合の組織が安定した時には、従来のようなユニオンショップを認める事が望ましい。

一、当面の一つの重要な問題は、現在組合が二つに分裂しているという事情であるが、これは事実として認めざるを得ないので、労使双方ともこの事実の上に立って紛争の収束を計るよう努力されたい。

一、このような状態のもとで事態を収束するためには、さし当り明年三月三一日を期限として平和回復への努力期間をもつ事が必要且つ妥当であると考える。この期間については旧協約才五条によって会社は組合を除名されたものについては解雇するものとする。但し職務状態をそのまゝ維持する。

一、その他の協約事項については、争のあった条項を除いてなるべく従来の慣行による事とし必要なものについては、これを成文化する事。

右協定の期間は第三項の期間とする。

一、右期間中に会社は移動及び役付の任免はこれを行わない。

一、昇給・賞与・福利厚生・その他従業員の労働条件・待遇については本組合の組合員たると否とによって差別的取扱いをしない。

一、今次争議に関連して労使双方とも現に行っている告訴・告発・訴訟及び不当労働行為の申立は全部これを取下げる。

尚・正当なる争議行為の責任はこれを追及しない。

一、あっせんは双方に受諾された時は、直ちに就労の態勢に入ること。

一、もと〱本争議の中心は金額問題ではないが、長期の争議を終結して生産を再開するには、全従業員の協力を必要とするので、会社は従業員に対し金一封（一人一率五〇〇〇円）を支給すること。

一、本争議の終結について紛争が生じ当事者間で解決がつかないときは、中労委のあっせんによって解決をはかるよう努力すること。

以上

No. 50

情報

九州炭労

1958年 12月2日

東独炭鉱労組の招きで丸岡委員長出発

西独派遣労務者等の座談会開く…

XXXXXXX

九州炭労丸岡委員長、高島山口組合長、夕張桑沢組合長の三名で構成された訪独炭労代表団は、東ドイツ炭鉱鉱山労組からの招きによって一一月一九日正午すぎ羽田空港を出発した。代表団一行は東ドイツ炭鉱鉱山地帯に約二週間滞在し交流するが、その一週間位の期間西ドイツにいる日本人労働者の労働状況・生活状態を視察することになっている。以下は九州炭労丸岡委員長より届いた現地第一便である。

XXXXXXX

西独の三ケ所で働く仲間

早く当地の状況を報告したいと思いながら、馴れない土地の気づかれのため失礼を致しました。

出発以来三人とも元気ですから御安心下さい。二〇日の昼頃当地へ着きまして、西独地東独の労働組合へ連絡をとりました。連絡がつく間を利用いたしまして、日本派遣労務者の生活状況の調査を致しました。日本派遣労務者は三ケ所の炭鉱に働いており、皆若いので全部元気です。

アラスカへでも

第一陣に派遣された人達を始め、当地へきて半年から一年の間は大変つらく、帰りたいと思って騒いだこともあったそうですが、現在の心境は日本より当地の方が良いそうです。三ケ年の期間を五年にでも伸ばせばいいものかと言っていました。

又、アラスカより日本政府に炭鉱派遣労務者の要請があるそうだが、自分達をやってもらいたい将々（私達三人はその事は知らないが）、とにかく日本の生活より外国の生活が自由的で、当地に永く住みたい気持は皆にあるようです。

自家用車を持つ人も

又娯楽施設がないせいもありますけれども、自分で、自動車を買い、日曜・休暇の時は自動車・オートバイ等で旅行をするんだそうです。音楽好きな人は日本円で一〇万以上もする電蓄を買っております。

しかしレツ悪な山も

次に第二陣、第三陣の人達も炭鉱によっては、先輩のまねをしている人もありますが、まだ充分に落ちついていないようです。エンセナー炭鉱のコンソリダジョン坑にいる人達は、大変不満を持っている模様です。

他の山に比べて世話係（指導係）の言によると、変りはあまりない、と言っておりますが、二三日に座談会をやった時は不平が一杯でまして、我々三人は吊し上げをくった格です。

こんな条件の悪い炭鉱に、何故炭労は自分達を派遣したのかと、その言いぶんは見当ちがいだけれども日常、不満のハケ口がないのでこの際とばかり、我々につっかかったものと思うが、それはかりでなく他の二ケ所の炭鉱に比べると、ヨヒロック炭鉱でやはり条件がわるいようです。

機関紙がほしい

又、三ケ所とも座談会で出てくる要望は、日本の読み物、炭労の機関紙、自分の山元の機関紙を送ってほしいとの強い意見です。航行便は困難があるが船便なら良いもようです。一～二ケ月遅れるけれども買て送ってほしいとの事。こちらに九州場所の相撲の新聞がありましたが、とにかく日本の読み物がほしいことはよくわかりました。

帰国後は何とか実現さしてやりたいものと思っております。

東独え——

当三炭鉱の調査が終りましたところ、東独労働組合からの連絡もありましたので、明日東独へ出発することになりました。東独ではどんなスケジュールになるかわかりませんが、場合によったら御報告できないかも知れませんのでご悪しからず。今の予定では一二月一八日にパリーを出発、一九日には東京につく予定です。

………（以下略）

丸岡吉夫

中央。地方。資本別 調査部長会議 一二月十日 東京で…

第二一回大会の決定による新賃金要求に関する大衆討議を、各地本で一一月一二日から一八日まで全般にかけて行っていたが、一二月十日東京の本部において各地本調査部長、資本別調査部長を召集しその集約会議を開催されることとなった。当本会議の結論は次回中央委員会に提案される予定である

No. 51　情報　九州炭労　1958年 12月 4日

中小期末斗争も本格化え

オ四回中川ブロック斗委でスケジュール

××××××××

大手の期末斗争は、長計改定斗争のためその取組みの時期がおくれたが、一二月二日にオ一回団交をもち、五日付回答をうけ八日以降実力行使の態勢に入るようすでに準備指令を発し、短期決戦を期している。九州炭労傘下の中小支部もこの大手のスケジュールに随行し、中小の先頭をきる中労共は五日にオ二回の交渉を行い、一二日以降実力行使の態勢をとることになり、期斗の本格化は間近かに迫ってきた。

××××××××

12日以降は実力行使の段階

一二月三日午后一時から才四回中川ブロック斗争委員会を開らき、期末斗争スケジュールを決定した。この方針によると集団交渉（中労共の各支部）は五日にオ二回団交を行うことになっている。この交渉で連盟の傾向をうけ、次の交渉には最后回答が要求できると共に、いつでも実力行使につっこめる態勢を固める。

大手の斗争相場をみて斗争を進める中川にとっては、具体的な日程は組めないが一二日以降いつでも実力行使ができるような弾力性をもった態勢をしいている。従って中労共以外のその他の支部は集団交渉と随行した交渉回数及び斗争準備を早急にととのえることになった。

Bクラスの戦術についても出来れば統一せよということが支部から出されたが、Bクラスの中には、日本炭業、猪口労連、福炭のように同一企業内でも山によってそれぞれ差があり、Bクラス全体としての統一した戦術はいまのところ統一していないが、交渉の推移をみながら内部態勢を盛りあげ、オルグ団会議や、山元の実体を十分把握したなかで、なるべく足なみをそろえて斗いを進めることになった。

中労共は一斉無期限スト

ブロック斗委では次のような大体のスケジュールをきめているが、大手の斗争が結構に進めなければ、次の斗委は開かずにこの日程に従って直ちに内部態勢の確立に全力を注ぐ。もし大手が長びけば再度斗委を開らいて中小独自の解決について検討することになっている。尚中労共各支部の交渉委員は八日ごろから福岡に常駐し中央の推移をみながら緊急事態に対処することになった。

△中労共

十二月五日　オ二回団交　八日、期限付回答要求

十日、最后回答受領、十二日以降スト突入態勢

その他の中小の交渉は中労共に随行し中労共解決后の成果を足がかりにストに入る。

△斗争戦術

1　中労共は一斉無期限ストライキ

2、その他の中小はオルグと山元斗委の合議の結果を戦術委で確認する手段をとる。

3　中労共の戦術行使の時期、その他の中小の戦術とその行使の時期の確認の権限はブロック斗委が戦術委に一任する。

中川期末要求額（33下期）

支部名	前期要求額	妥結額	今期要求額
立川	26.000	20.700	26.000
飯野	25.700	20.300	25.700
共同	25.700	20.300	25.700
早良	24.500	19.950+200	24.500
山口	24.500	19.750	24.500
新屋敷	24.500	19.750	24.500
大辻	24.500	19.300	24.500
小名	21.000	4.000	9.000
岩屋	18.000	15.100	18.000
新山野	18.000	12.800	18.000
亀山	15.200	11.800	15.000
伊岐須	18.000	12.700	18.000
木城	18.000	11.000	18.000
新向山	18.000	9.800	18.000
仁保	18.000	10.000	18.000
吉の浦	15.500	12.600	15.500
筑紫	17.000	12.400	17.000
宮の上	13.500	7.850	14.000
浜江	11.000	7.100	
土肥の浦	12.000	12000+1388	15.000
嘉安	11.500	6.000	10.000
新北松	13.000	8.300+200	14.000
三島	9.500	6.000	10.000
福炭	18.000	12.300	18.000
姫久	9.300	6000+500	11.800
山田	11.430	9.100	12.000
伊架	12.000	7.800	
久保	12.000	7.500	12.000

成果を收めた第一回労働講座

××××××××××××

われわれの中にある理論的な水準の低さ、それはすべての斗いに弱者は不用をあたえ、斗争エネルギーを完全に燃焼させえない。こうした観点に立ってわれわれは、五八、九年の行動方針書に「組織強化に当って必要な役割を果す活動家を質的にも量的にも大きくするため、活動家を対象とした学習会を開くことを決めた。この学習会が一一月二四日より二八日の五日間、福岡市社会教育会館で開催された。

参加者は警職法改悪反対の第五次統一行動を中心とした斗いのために、予想以下の出席（割当一三一名出席五〇名）であったが、全期間とまりこみで熱心な討議を反復し、実践の中で成果をたかめることができた。

××××××××××××

熱心にメモ

〝最低賃金制〟〝日本をめぐる政治経済情勢〟〝生産性向上運動と労働運動〟〝職場斗争〟〝保安斗争〟〝サークル一般について〟〝職場斗争について〟各々専門家の講義を受けたが、参加者一同熱心にメモをとり又一言半句も聞きもらすまいと真剣そのものの姿だった。質問も多く講師も時間に窮するという場面があった位。しかし内容を欲張りすぎた感があり、この点実行委員会は反省している。

参加者の声

① 講義から学んだこと（各人の感想から）

一生懸命きいている中で、なる程そうか、あゝそうであったかと考え考え頭に刻みこんだことは大きなプラスだった。

② 斗争や三池の実態は現状勢下の組合の執行部は知らないのですかな？ 私どもは今日初めて聞いたですね もっと、もっと、詳細に知りききたいもんだ。

③ 斗争の当事者を呼んで、今日のまゝを職場斗争と言う意識でやってもらいたい。保存のやまぞ

④ 労働者は理論を系統的に学ぶ機会が殆んどなかった 今後の講座は非常に有効だった。実践を求め、もっともっとやりたい。

不況下の賃斗で激論

不況下の賃斗について、現状は組合員の本当の声をきいて戦術を決定しているのか。と、社外の低賃金者は、賃斗のカンパで借金が新しく増えて来るので、斗う事は知っているが、社外や低賃金の組合員の事を考えてくれ、このまゝでは脱落していくより仕方がないのではないかという意見がだされた。

これについての討論の中で、賃斗を強力に進めるためには、①、組合員が自分の本当の要求としてつかむ必要があること。② まだまだ山元教宣が不足している。ニュースカーやマイク教宣では不充分だ、みなが膝を突き合せてゆっくり話合える居住区での教宣を進めねばならない。③ 不況の原因を組合員に教宣すべきだ。④ 権利斗争の意義を組合員に徹底させること 等多く出された。

職場斗争を俺たちの手で

この講座を通じ、最も熱心に討議されたのは、職場斗争についてであった。各支部から出されたうち、① 人を集めようとしても職場の人が集まらない。② 職制と結びついた者がいて組織でない。③ 三役がないため圧力を加えることがない。等、各職からの悩みが訴えられた。

これについては三池の実例が発表された。それは、三池の厚生課では、課長と事務と職員の人が不満を出し合い、皆で要求を出し合って具体の交渉を職制と行った。職制ははねつけた。皆はまた話合いをもち全員有給休暇戦術を決定、突入寸前に要求をかちとった、また職場斗争の中で不可こうに発展する現象や、執行部の意向をムシする位の職場の集団攻ゲキを今后どのようにくいとめるか等、先陣、後退戦術の悩みと対策を話しあった。

以上。

実行委員会より

実行委員会の不手際で色々参加に御迷惑をおかけ致しました。次会はより多くの職場活動家を参加させるよう各支部にお願いします。

なお、議事録を作成して各支部にお送り致しますので、学習活動に活用下さい。

No. 52

情報

九州炭労

1958年
12月6日

期末手当・額の提示せず

各社とも九日に回答する事を約す

大手期末手当交渉については、五日正午を期して会社側の最後回答の期限付要求を行っていたが、北炭、古河の午後二時回答を始めとして中央、西大口各社とも交渉を行ったが、具体的な額の提示がなく、又九日会社の最后回答を行う旨返答があった。

期斗は一本勝負

五日正午の最后回答は、当日各社勤労部長会議を開き会社側の意思統一を行った模様であり、交渉は二時乃至三時頃に遅れて行った。会社側は今回は一本回答で行きます現在まで会社として検討してきたが、最后態度の決定が出来ない。更に努力して九日には回答致しますし各社とも同様の回答を組合に示した。

六日戦術決定

各社回答は以上であったため、六日午後一時より中央戦術委員会を開いて、今後の斗争の進め方及び突入スト突入支部の決定を行う。

中小は十日に最后回答を要求

二回交渉で会社側の意向を終る…

中小期末の第二回集団交渉は、十二月五日午前三時から飯塚連盟会議室で行われた。この日は先日行われた炭労側の要求書の説明に対して連盟の質問があり約三〇分で交渉は終った。次回の交渉は八日と十日に予定していたが、大手の回答が九日に延期されたため、この予定を変更し、十一日に第三回の交渉をもつことになったが、炭労は予定通り十日の正午までの期限付回答を要求しその間八日から各社の整理事項をきくことになった。

質問内容

〈連盟は不況を宣伝〉

連盟の質問は、前期と今期とは炭界の事情は益々悪化しているのに要求額は同額であるがどういう理由か、今度の不況は深刻で中小の受ける影響は戦后最大であるのでこの実態の上に立って話し合いたい。という最初から炭界の不況を宣伝し、われわれの要求をおさえようとかかっている。

炭界の不況はわれわれ労仂者のせいではない。必要なだけ要求したまでで、経営者がいう不況の深化とその尻拭いをせず、労仂者のギセイで切抜けようとすることはあきる程きき、身をもって体験してきたことを、資本主義が背負っている宿命であり、彼らの無能を暴露したものである。われわれの要求額が無謀なものではなく、不況を理由にハネつけられるような額でもない。政府や資本家がいままでわれわれにおしつけたことはこうであった。

—どんどん仂き、生産を上げれば、君達の賃金も上り生活も楽になるのだ。だから石炭をバリバリ掘れ

突入支部については準備指令通り、電話指令により当支部に発する。

中央八社、西大口 三時に招集

戦術委員会の決定をまって意思統一を図り、斗争体制のため、東京・福岡に於いて夫々会議を開催する

大辻労組も大手と共斗

大辻労組の西大口参加については永い間の懸案であったが、今回より西大口同様共斗を行う事になって、西大口会議に出席し、斗争スケジュールも西大口同様交渉を進めて行く。但し正式加入は山元の実体等により来夏決定するので賃金カンパについては今回は除く。

以上

—。ところがいま一生懸命仂き、どんどん石炭を掘ったため、戦后最高の貯炭をかかえ、生産しすぎたため、失業者がふえ生活が破壊されつつある。生産性向上運動がもたらしたものが、不況恐慌であり、首切りである。すべてこれらは政府資本家の責任である。

われわれはこの不況を無視するのではないが、要求は不当なものではないことを主張した。

今後の交渉の進め方は、大手が九日に回答することになったので連盟は十一日に回答したいと申入れてきたが、われわれはあくまで十日の期限付回答を求めるため八日に文書で申入れることになった。その間連盟での日程により、各社毎に整理内容をきくことになった。

十二月八日　飯野（午后二時）
　　九日　山口（午后一時）　大株（午后三時）
　　十日　平衣（午前一時）　新屋敷（午后三時）

江川はこの期間内に適当な日に行う。

共同は事情聴取はやらない

以上

日吉労組

第三波48スト突入を指令

共同労連細部交渉で難行!!

共同労連企業整備反対斗争は、基本点については一応了解点に達し十二月二日より四八時間ストを行っていた日吉労組は三日中止した。そのご細部交渉を続けていたが、会社は一片の誠意すらみせず全く事態の進展がなく企斗は六日日吉労組に対して第三波を指令した。

配置転換及び希望退職者の支給条件について協議を進めていたが、会社は全く誠意を見せず、内部の崩壊を求めるかのような不遜な態度で、期日を延ばすのみで満足する回答を求めることは不可能となった。

そのため企業斗争委員会は第十一回斗争委員会を六日九時より開催し、事態の進展を図るため、共同労連としての戦術強化を認識し日吉に対して、十二月八日一番方より四八時間全山一斉ストライキを指令した。

企業の社会性を会社に認めさす

基本点了解につき日吉はストを中止し島廻り労組のみ断続ストを続行中であるが、了解点の骨子は次の通り。

会社は企業の社会性を認め、鉱区の安定を希望し、従業員の人員整理は行わない。

天災地変、経済変動、著しい自然条件の変化は別途協議する。

了解点に達した具体的内容

一、一次は深部を整備希望者団に発表する

一、配転は八六名を日吉に配転する。希望者のない場合は別途協議する

一、日吉に於て配転（八六名）人員に満たない場合は不足人員を日吉鉱の家族より補充採用をする

一、希望退職者（二一名）オーバーした場合は臨時夫より本採用に切替える。

一、自然減耗については日吉は採用する。島廻りについては従来通りとする（従来は臨時夫を採用）

一、労働条件及び福利厚生については従来通り

共同労連鉄ぺキの団結

島廻労組の団結は増々盛上り、十二月一日第一回の献資を行い、毎日居住区常会を開き組合内部の意志の疎通を図りつつ、通勤部会の連絡、救援に主力を注ぎ、青行隊を中心に活発な山元活動を行っている。

田川の炭地共斗は、支援態勢も万全を期し、毎日激励やオルグを派遣し、就労対策については各責任分担して支援協力をつづけており、現在組合員の動揺は全くみられず、日吉労組についても、嘉穂山炭地共会議を開催し、オルグ及び激励団等を派遣し支援態勢を固めている。

以上

期末重点スト宇部支部にきまる

……十二月九日一番方より無期限……

十二月六日午後一時より戦術委員会を開き、諸般の情勢を考慮した結果、重点ストライキは宇部支部に決定した。

直ちに西日本ブロック斗争委員会を開催これに対する共斗態勢を確立した。

一、十二月八日正午迄宇部炭鉱労組に、高松、東見、大正の各ニュースカーを派遣する

一、オルグ活動を中心として現地で臨時、西日本ブロック斗争委員会開催可能の態勢を確立する

十二月九日の突発状況、古賀局長は日航一便で来福し、西日本ブロック担当中和、入江調査部長、相沢組織部長、八木（花園副委員長）が現地にのりこみ直ちに交渉を開始する

以上

No. 53

情報

九州炭労

1958年 12月 9日

共同労連

企反斗争七ヶ月ぶりで解決!!

完全雇傭、長計等を斗いとる……

共同石炭鳥廻労組は本年六月一斉賃上げに伴い八六名の解雇と二一名の降格を会社が申入れてきたのに対し反対斗争を続けていたが、既報（五二号参照）の如く鉱区、操業計画の基本的確認と、将来の企業安定と雇傭の確保を約束させ、希望退職、配転者の条件をさらに交渉をつづけていたが解決をみず、日吉労組に対し十二月八日から四八ストを指令し鳥廻分会の斗いを支援させることを決定、決戦態勢を完備した。こうした強力な実力を背景とした中で、会社は午后二時代表交渉の再開を申入れてきた。これに対し、組合側代表はこれの最終的折衝であるなら応ずるということで確約させ、折衝を行った。その間双方精力的折衝の結果、遂に十二月八日午前七時三〇分妥結するに至り、直ちにスト中止を指令した。

妥結内容

一、日吉坑解雇について。

イ、転坑転宅手当　五、〇〇〇円（世帯持）
　　　　　　　　　三、〇〇〇円（単身）
ロ、通勤手当　一万三〇〇円
ハ、転居。　一、五〇〇円
ニ、職種転換料　坑外〜直接　六、〇〇〇円
（坑内一七万、坑外二〇万）
　　坑外〜間接　三、五〇〇円
　　間接〜直接　二、五〇〇円

二、退職取扱について

退職割合解除、予告手当（三〇日分）一年につき五日加給

特別手当

イ、三年未満　二五日
ロ、五年〃　三五日
ハ、十年〃　七五日
ニ、十五年〃　一一五日
ホ、二〇年〃　一六〇日
ヘ、二〇年以上　二一〇日
ト、その他慰労金として　一率　五、〇〇〇円

（下段へつづく）

三、社宅休暇
　世帯持　四日
　単身　二日

四、有給取扱

日吉坑転勤者に限り有給は引続き持続することが出来る。

五、希望退職者条件

右の退職金のほかに

イ、予告手当　三〇日分
ロ、荷造費　三、〇〇〇円（世帯主）
　　　　　　一、〇〇〇円（単身）
ハ、運送費　実費負担
　　但し、縄代実費支給
ニ、有給休暇の残日数は本人額で買上げる。
ホ、帰郷旅費　三等旅客実費支給
　　弁当代　本人　二〇〇円
　　　　　　家族　一〇〇円
特別の場合（遠方帰郷者で車中宿泊を必要とする帰郷者）は考慮します。

六、解雇者の取扱

任意退職者の事業都合解雇条件を適用　六〇％
その他予告手当　三〇日分
細部については別に資料として送付します

以上。

期斗　宇部支部

会社回答を拒否・九日一番方より無期「スト突入」

八日第二次交渉で二万円を回答

重点ストに指定された宇部支部では、中央より原委員長、古賀事務局長が急遽現地に赴き、更に西日本ブロック担当中執亜江調査部長、同相沢組織部長、花園九本副委員長、原田次長（山炭労）片山組合長以下執行部全員（宇部交渉）が参加し、会社側より依栄社長、岩武所長、金屋労務部長、中安生産部長、以下各部長、課長が出席して、十二月八日午后八時より、第一次の強力的な交渉に入った。会社は当初、直須鉱業の悪化に伴う、営業の窮状を訴え、泣き方としにかかつたが、実力行使を背景とする斗斗態勢に支えられた組合のつよい決意により、約一時間で交渉を終了、更に十時半よりの第二次交渉において遂に二万円の最終的回答を持ってきた。組合はこの回答に深く不満の意を明らかにし、再考慮を促して交渉団全員がひきあげた。その后、九日午前二時半十分より事務折衝を行い、会社は、本日中には関係的回答は行い得ず、時間的余ゆうをあたえてくれと申入れてきたため、二時四十分折衝を打切り、九日一番方より宇部支部七千名の組合員は一斉無期限ストに突入した。

尚、回答二万円の条件は次の通りである。

一、昭和三三年九月末日在籍者（組合専従者及び西鉄試験休職者を除く）一人当り二万円（税込）但し団体生命保険による[illegible]千七百円を含む。

二、その他の事項については、会社、炭労間で別途協議する。

教宣資料

ＩＬＯについて

フイラデルフイア宣言（國際労働機関の目的に関する宣言）

國際労働機関の総会は　その第二十六回会期としてフイラデルフイアに会合し・千九百四十四年五月十日國際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関する二の宣言をこゝに採択する

一　総会はこの機関の基礎となつている根本原則特に次のことを再確認する

a　労働は商品ではない

b　表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことが出来ない

c　一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である

d　欠乏に対する戦は各国内における不屈の勇気をもつて且つ労働者及び使用者の代表者が政府の代表者と同等の地位において一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にも参加する継続的且つ協調的な國際的努力によつて遂行することを要する

二　永続する平和は社会正義を基礎としてのみ確立することが出来るという國際労働機関憲章の宣言の眞実性が経験上充分に証明されていると信じて総会は次のことを確認する

a　すべての人間は人種・信条又は性にかゝわりなく自由及び尊厳並に経済的保障及び機会均等の条件において物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ

b　このことを可能ならしめる状態の実現は　國家の及び國際政策の中心目的でなければならない

c　國家の及び國際の政策及び措置はすべて特に経済的及び財政的性質をもつものはこの見地から判断することとし　且つこの根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない

d　この根本目的に照らして経済的及び財政的の國際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議　することは國際労働機関の責任である

e　國際労働機関は委託された任務を遂行するに当り関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を払つてその決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることが出来る

三　総会は次のことを達成するための計画を世界の諸国において促進する國際労働機関の厳粛な義務を承認する

a　完全雇用及び生活水準の向上

b　熟練及び技能を最大限度に提供する満足を得ることが出来、且つ一般の福祉に最大の貢献をすることができる職業えの労働者の雇用

c　この目的を達成する手段として及びすべての関係者に対する充分な保障の下に訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること

d　賃金及び所得並びに労働時間及び他の労働条件に関する政策で　すべての者に進歩の成果の公正な分配を保障し且つ最低生活賃金による保ゴを必要とするすべての被用者にこの賃金を保障することを意図するもの

e　団体交渉権の実効的な承認・生産能率の不断の改善に関する経営と労働の協力並びに社会的及び経済的措置の準備及び適用に関する労働者と使用者の協力

f　基本収入を与えて保ゴする必要のあるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し且つ広範な医療給付を拡張すること

g　すべての職業における労働者の生命及び健康の充分な保ゴ

h　児童の福祉及び母性の保ゴ　のための措置

i　充分な栄養住宅並びにレクリエーション及び文化施設の提供

j　教育及び職業における機会均等の保障

四　この宣言に述べた目的の達成に必要な世界生産資源の一層完全且つ広範な利用は生産及び消費の増大激しい経済的変動の回避世界の未開発地域の経済的及び社会的発展の促進　一次的生産物の世界価格の一層大きな安定の確保並びに國際貿易の量の多大な且つ確実な増加のための措置を含む実効的な國際的及び國内的の措置によつて確保できることを確信して総会は國際労働機関がこの偉大な事業並びにすべての人民の健康教育及び福祉の増進に関する責任の一部を委任される國際団体と充分に協力することを誓約する

五　総会はこの宣言に述べた原則が全世界のすべての人民に充分に適用できること並にそれをいかに適用するかは各人民の到達した社会的及び経済的発達の段階を充分に考慮して決定すべきであるとしてもまだ從屬的である人民及び既に自治に達した人民に対してそれを漸進的に適用することが文明世界全体の関心事項であることを確認する

する

ＩＬＯとは

ＩＬＯとは何か　一口でいえばＩＬＯの目的は社会正義という理念に立って世界の労働条件生活条件を改善向上し恒久的な世界平和をうち立てようとすることである　ＩＬＯはこうした目的を達成するために設けられた国際機関で第二大戦後は、ユネスコやＷＨＯなどと同じ国際専門機関の一つとなっている　だがＩＬＯには他の国際機関にみられない三者構成　―つまり政策をたてたり決定を下したりするに当って政府労働者使用者の代表が参加するという特徴がある．条約も勧告もすべてこうした三者構成という独特な性格をもった．ＩＬＯの総会で作られるのである

ここでＩＬＯの仕事は各加盟国の三者構成代表団は毎年六月頃ジユネーヴに集って国際労働総会を開く　総会はＩＬＯの最高機関で条約勧告その他主要な仕事が審議され決定される　理事会は総会で選ばれた二十名の政府理事と十名づつの労使の理事、合計四十名で構成され総会の仕事をきめたり事務局の仕事を監督する　いわば執行機関、国際労働事務局には世界から選ばれた約七〇〇人の職員がいて世界の経済、社会労働の各分野にわたる調査を行い　ＩＬＯの頭脳でいわゆる書記局の役や技術援助の仕事を行っている　こうした機構をフルに活動させて　ＩＬＯは　社会正義の実現に向って努力しているが　その多くの仕事の中で最も大切な仕事の一つは　条約と勧告の形による国際労働基準の作成ということだろう

ＩＬＯの構成

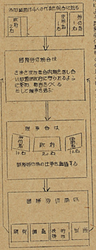
各加盟国は4人の代表を総会に送る
政府2名
使用者1名
労働者1名
国際労働総会は
さまざまな社会問題を話し合い加盟国政府に守られるように条約、勧告をつくる
として議事を進ぶ
理事会は
労働者10名
政府20名
使用者10名
国際労働局の仕事を監督する
国際労働局は
研究
調査
技術援助
出版

ＩＬＯの条約と勧告

まず条約だけについていうと　一般の国際条約、国際法であることにかわりはない　各国の批准によって効力を発するものでＩＬＯ条約を批准した国はこれを自国の法律の中に生かすという義務を負うわけである　ＩＬＯの条約はいうまでもなく国際的な労働基準をたかめることだが　この場合労働基準といっても単に労働基準法的な内容ばかりでなく労使関係、社会保障、職業安定、移民技能など非常に多くの分野にわたっている

勧告には　条約がもつほどの拘束力がない．条約では各国いろいろ事情の異なることもあって　なかなく基準を守りきれないような内容の場合　各国に適した方法で基準を適用する自由が必要なわけでこのため考えられたのが勧告という形式である　従って勧告は法律や団体協約の作成にとって一つの有力な基準として役立つ　しかし事情が許せば　いつかは条約化する予備的な措置として勧告を採択することも多い

条約と勧告はどのようにして作られるか

条約と勧告は毎年定期的に開かれるＩＬＯの総会で前に述べたように政、労、使の三者代表が参加し三分の二の多数決で採択される　だが採択に先だって非常に慎重な準備をすることになっており　これも一つの大きな特徴といえるだろう

まず総会の議題を上程するときには理事会の承認が必要とされる　理事会によるこうした承認を得るために国際労働事務局は　各国の現行法と慣行についての報告を理事会に提出する　理事会はこの問題を総会で一度の討議ですませるか　二度討議するかを決定するわけだが総会で二度にわたって討議するというのは最初の総会でまず予備的な討議をし条約の形式にするか、勧告にするかを決定し、翌年の総会で、条約または勧告を最終的に採択することであって　ふつう二重討議手続とよばれている

こうしてある特定の問題が、理事会でとり上げられ総会で最終的に条約または勧告の形をとるには国際労働事務局の準備と二回以上の討議を必要とするのである　（最近では一度きりの討議で条約または勧告を採択するのは非常に稀である　）

条約と勧告が採択されると

総会で条約や勧告が採択されると、各加盟国は一年（ある場合には一年半）以内に国の権限ある機関、つまり立法府にこれを送って審議しなければならないことになっている。条約に関して立法府、日本の場合なら国会が承認したなら、政府は、国際労仂事ム局へ批准を通告するわけで、条約が発効するのは、個々の条約によって異なるが、ふつうは二ヶ国が批准して一年後にその批准国について効力を発するとされている。勧告については、国の立法府は、全部を拒否することはもちろん、全部またはその一部を採択することもできる。しかし、各国の政府は、条約（批准するしないにかかわらず）と勧告に関して、どんな措置をとったか、またその結果どうなったか、さらにその条約がとり上げている問題について自分の国の状況はどうなっているかを国際労仂事ム局に報告しなければならないことになっている。

条約と勧告の適用を監視するには

せっかく作られた条約と勧告も各国で、できるだけ適用されなければ意味がないので、条約、勧告の適用状況に関しては、常に審査が行われ、側面から批准を促進するためにいろいろと工夫がこらされている。まずILOの憲章によって、前に述べたような立法府において審議しなければならない義務、また条約、勧告に関する年次報告提出の義務などもそのあらわれである。

またILOの中には、これとは別に条約と勧告の適用を監視するための機関が設けられている。すなわち条約勧告適用専門家委員会で、これは、世界各国の労仂法、国際法の専門家で構成されている。この専門家委員会は一九二〇年来、各国政府が提出する報告を審査しており、権威ある存在となっている。この専門家委員会による審査とは別に、国際労仂事ム局は、毎年の総会に対して、条約、勧告の適用に関する報告書を提出し総会は、これを審議するので、各国における条約、勧告の適用状況は、常に加盟国全部の注目をあびているといってよいだろう。この報告書はふつう次の四部にわけられている。

(1) 批准された条約に関する報告
(2) 未批准条約と勧告に関する報告
(3) 立法府で討議したことに関する状況報告
(4) 条約、勧告適用専門家委員会の報告

条約の違反に対しては

ILOの憲章によると、労仂組合、使用者団体、各加盟国はいずれも、批准条約の条項を守らない国を国際労仂事ム局に申立てることができる。こうした際には、理事会は、その国の政府に対し弁明書の提出を求めることができ、さらに審査委員会を設けて、審査したり、国際司法裁判所への提訴などが定められているが、とりわけ国際司法裁判所の決定は、最終的のものとされている。審査委員会の勧告または国際司法裁判所の決定をその国が実行しない場合には、理事会は、これに対する制裁として、賢明にして適当と思われる措置を総会に勧告できることになっている。

条約にはどんな効用があるか

これまで大雑把に招介してきたILOの条約は、それでは一体どんな効用をもっているのだろうか。大きくわけて四つあるが、次に個条書にしてみよう。

(1) 自国の労仂条件ばかりでなく、他国の労仂条件も引上げられるので公正な国際競争ができる（先進国の使用者代表が、他国の条約批准が少いのを論難していることは、この間の事情を物語るといってよいだろう）
(2) 労仂条件やその他の社会的サービスを国際的に統一調整し、必要な国内立法の基礎となる。
(3) 社会、労仂法規に関して、立法上、司法上の紛争を解決する基準となる。
(4) 移民労仂者の社会保障の権利といったような、国際的な性質をもった権利をまもる。

条約の招介

ILOは今日までに、次に掲げる一〇七の条約を採択している。次の一〇七の条約のうち、◎印をつけたものは、日本が批准した条約、×印はあまり日本に関係がないと思われるもの、招介の条約はその採択順、つまり条約番号の順序に掲載している。

（条約一覧）

	条約番号	
	1	労仂時間（工業）
◎	2	失業
×	3	産前産後
×	4	女子夜業
◎	5	最低年令（工業）
	6	年少者夜業
◎	7	最低年令（海上）
◎	8	失業補償（海難）
◎	9	海員紹介
◎	10	最低年令（農業）
	11	農業団結权
	12	農業労仂補償
	13	白鉛（ペーント塗）
	14	週休
◎	15	最低年令（石炭・火夫）
◎	16	年少者体格検査（海上）
	17	労仂者補償（災害）
◎	18	職業病補償
◎	19	均等待遇（災害補償）
	20	夜業（パン焼工業）
◎	21	移民監督
◎	22	海員の雇入契約
	23	海員送還
	24	疾病保険（工場）
×	25	疾病保険（農業）
	26	最低賃金決定制度
◎	27	船荷重量標示
	28	船荷役災害予防
◎	29	強制労仂
	30	商業労仂時間
	31	炭坑労仂時間
	32	災害保護（仲仕）
	33	工業外最低年令
	34	有料職業紹介所廃止
	35	老令保険（工業等）
×	36	老令保険（農業）

	条約番号	
	37	廃疾保険（工業等）
×	38	廃疾保険（農業）
	39	遺族保険（工業等）
	40	遺族保険（農業）
	41	女子夜業（改正）
◎	42	労仂者補償（改正）（職業病）
	43	板硝子工場
	44	失業給付
◎	45	坑下作業（婦人）
	46	労仂時間（炭坑）
	47	四十時間制
	48	移民年金权保全
	49	労仂時間短縮（硝子壜）
◎	50	土民労仂者募集
	51	労仂時間短縮（公共事業）
	52	有給休暇
	53	職員海技免状
×	54	海員年次有給休暇
	55	船舶所有者責任
	56	疾病保険（海上）
×	57	時間及び定員（海上）
◎ ×	58	海上最低年令（改正）
×	59	工業最低年令
	60	最低年令
	61	労仂時間短縮（繊維）
	62	安全規定
	63	賃金・労仂時間統計
×	64	土民労仂者雇用契約
×	65	刑罰
×	66	移民労仂者
	67	労仂休憩時間
	68	食糧及び賄
	69	船舶料理人証明
	70	社会保険
	71	船員年金
×	72	船員有給休暇

	条約番号	
◎	73	健康検査
	74	有能海員証明
	75	船員宿泊設備
×	76	船員賃金・労仂時間・定員
	77	年少者健康検査（工業）
	78	年少者健康検査（非工業）
	79	船員年金
◎	80	最終条項改正
◎	81	労仂監督
×	82	社会政策
×	83	労仂基準
×	84	結社权
×	85	労仂監督機関
×	86	雇用契約
	87	結社自由と団結权
◎	88	職業安定組織
	89	夜業
	90	年少者夜業
	91	有給休暇
	92	船員設備
	93	賃金・労仂時間 定員
	94	労仂条項
	95	賃金保護
◎	96	有料職業紹介機関
	97	移民労仂者
◎	98	団結权・団交权
	99	最低賃金（農業）
	100	同一報酬
	101	有給休暇
	102	社会保障
	103	母性保護
	104	刑罰廃止（土着民）
	105	強制労仂
	106	週休
	107	原住民保護

No. 54　情報　九州炭労
1958年　12月12日

宇部期末斗争二三、〇〇〇円で妥結

＝到達ストは一五日からと決定＝

××××××××××××××

宇部興産支部は、九日一番方より期末手当の要求ストに突入していたが、一一日午後一時四五分、会社より二三、〇〇〇円（税込）、山陽との格差はつけないという提案があり、これを了解した。その後、職部会についての交渉を行っていたが、午後七時妥結した。

炭労中央では、午後五時より戦術委員会、八社ブロック期斗を開催し、一二日より各社一斉に交渉を行う、到達斗争の戦術については一二日午後八時より開催する戦術委員会で決定する、到達斗争のストライキは一五日より行うと決定した。

××××××××××××××

小委員会を開催

九日一番方より宇部興産支部は要求ストに突入したが、九日中は会社との交渉は全然もたれなかった。

一方大手一三社でも九日に要求回答をすると云っておきながら、宇部の進行状態をまっているような状態で具体的回答は出来ないと云ってきた。

一〇日午後七時三〇分になってようやく会社の方から事務折衝の申入れがあり、当方もこれに応ずることとなった。炭労（末永、大本）会社（柳井、山野）との間で約三〇分間にわたって事務折衝を行った。

席上、会社は小委員会開催を提案、当方より小委員会の性格についてただしたが、結局、性格については小委員会の席上で明らかにすることとし、会社の方から小委員会構成メンバーとして、徳田常務、岩沢所長、金屋労務部長、中安生産部長（以上重役）柳田労務副部長、柳井労政課長の六名を提案した。

会社一旦出した案をひっこめ トップ会談で解決をはかる

当方は一旦休憩の後、戦術委員会を開催し、小委員会のメンバーとして、古賀副長、西江調査部長、木村、大本（山炭労）炭労三役を決定、午後十時より小委員会を開催することにした。

午後一〇時よりの小委員会では冒頭会社側から炭鉱部内の事情について泣きごとを述べはじめた。そこで当方より、そのような話を続けても解決の方向に進まないし、又小委員会開催申入の態度からも具体的な案の提示による交渉の進展をはかるべきだと反論し、午後一〇時四五分一旦休憩に入った。

午後一一時一五分小委員会を再開、会社側は「地上部門は前期横すべりで解決しているが、炭業部門は業績が著しく悪く、前期横すべりは困難であるが、事態解決のため、前期横すべり額二一、〇〇〇円を提案する。この額で事態収拾をはかってほしい」と述べた。これに対して当方は「この額では解決にならぬので再考慮せよ」と迫り、会社側は「直ちに再考慮せよというが、今はそういう状態ではない。早急に組合側が受入れないなら二一、〇〇〇円は撤回する」と表明した。そこで、小委員会は再び長期休憩に入ることとなった。

一一日午前三時三〇分事務折衝の申入れが会社よりあり、末永事務局長、大本鉱長の二名が出席し、その中で午前四時より代表交渉を行うこととなった。

三、〇〇〇円、格差撤廃で了解

午前四時からの代表交渉には、会社側より岡田副社長、徳田、金屋、当方より長、古賀、片山が出席した。その後、午前五時から原、岡田のトップ会談に移った。

午後一時四五分になり、会社側より、二三、〇〇〇円（税込）（現行三一、七〇〇円）、山陽との格差はつけない。との提案がおこなわれ、炭労側はこれを承認した。西日本ブロック斗委もこの提案を了解したので、又炭労は緊急の拡大大会を開催した。

一方、基本的な了解点に基いて細部事項について折衝がおこなわれた結果、午後七時に全ての交渉を終わり、調印のはこびとなった。

基準設定の要求ストライキは当日内で終り、又炭労組合員は十二日一番方より就労することとなった。

各社、一二日より交渉開始

尚、午後五時から戦術委員会を開催、五時三〇分より八社ブロック期斗を開催して左記の通り決定した。

⑴、一二日より各社一斉に交渉を行う。
⑵、一二日午後八時より戦術委員会を開催し、到達斗争の戦術を決定する。
⑶、ストライキは一五日より行う。

以上

協定書

宇部興産株式会社と日本炭鉱労働組合とは、宇部鉱業所及び同事業所に勤務する職員の昭和三三年下期期末手当に関し、左記の通り決定する。

記

一、一人当支給金額　二三、〇〇〇円（税込）（昭和三三年九月末日在籍鉱員より組合専従者及び臨時派遣鉱員を除く）を支給する。
　但し団体生命保険による手取一、七〇〇円を含む。
二、配分については、会社及び炭労間で別途協議決定する。

情報　No. 54
1958年 12月 12日

附属了解事項

一、昭和三三年十月一日以降入籍し引続き支給当日在籍する社員に対し別に次の金額を支給する
1、一〇月中入籍者　三八〇〇円（税込）
2、一一月　〃　二〇〇〇円（〃）
3、一二月　〃　二、三〇〇円（〃）

二、期間中における停年退職、解雇死亡及び公私傷病による退職者の取扱については従来通りとする

三、その他については会社支部間で別途協議決定する

覚

一、諸休ヵの平均賃金の算定
諸休暇の取扱い、年次有給休ヵの資格取得の算定については従来の慣行による

二、家族手当の取扱については従来の通りとする。

以上

中小A級十五からスト予定
十二日夜から連続的交渉開始

十二月十一日午後四時三〇分から第三回集団交渉を開始したが、その前に中労共会議をひらき交渉に臨む態度を検討した結果、本日額の提示を求め、場合によっては十三日から実力行使に入ることを申合せて交渉を行ったが、連盟は大手が解決していないことを理由に額の提示を行わず、これをめぐって論議を交わしたのち我方は十二日に額を示さなかったら十五日からストに入ることを主張したので連盟もこれに応じた。交渉団も十二日からの交渉に力をそそぐことになった。

十二日具体案提示を約す

十二月九日大手の回答が延期されたため、大手の回答額をみて腰をきめようとした中労共各経営者の態度はさだまらず、第三回交渉でも連盟は、現段階では回答できないことを遺憾とするとのべ、具体的回答はしばらくまってほしいと答えるのみで進展が期待できない状態となった。我労側は

1、宇部興産の解決は、大手の大勢は決したとみるべきであること
2、宇部興産に二万円がでたときからすでにこれと見合うべき案の用意がなさるべきであったこと
3、中労共以外の支部の交渉日程を考慮して早期に解決の要があること

以上の点を主張し、十三日以降実力行使の決意を非公式に示して回答をせまった。

連盟側はこれにたいして

1、大手十三社の態勢がまだ明確でないこと
2、大手労組もまだ実力行使の予定が立っていないこと
3、初めての集団交渉であるあるからシコリを残さぬ取はこびをしたいことを主張してゆずらなかったが、

我労側は幹部折衝を通じ

イ、十二日から交渉をはじめて具体的案を示すこと
ロ、不可能ならば十三日以降実力行使に入る。

ことの両案を示し、二者択一を求めて引き上げた結果、連盟は午後八時頃十二日夜からの交渉を応諾する旨回答してきた。

この回答の後大手労組の到達斗争は十五日から行われるとの情報が入ったので中小A級は十五日から大手と同時に実力行使を行うこと、なろう。

回答書

今次期末手当について去る八日付を以って、貴方より具体的な金額の提示方申入がありましたので、当方は慎重に審議検討を重ねたのでありますが現段階では貴方の御要望に対し本日具体的な回答ができないことを甚だ遺憾に存じます。既に御高承の如く最近の一般産業活動の不振により石炭需要は急激に減退し、貯炭は日を逐うて増加し十月末現在で国内炭の業者貯炭四七一万屯大口工場貯炭六七四万屯、輸入炭一一六万屯、合計一、二六一万屯と戦後未曾有の貯炭量を保有する結果となりました。このため今年四月以降大巾に下落してきた炭価は冬場需要期の現在に於いてすらなお低落をつゞけるという状態であります。一方生産面は坑内炭砿の深部移行や生産制限等により懸命な引下げ努力にも拘らず逆に増嵩を示し経営内容は悪化の傾向を辿っており加えて業者貯炭の増加による金融面の逼迫は炭代支払条件の悪化と相俟って想像を絶するものがあります。この間の各社事情につきましては、小委員会に於いても夫々説明致しましたので御理解していただいたことかと存じます。このような企業、産業の現況ならびに現下の石炭市況の動向を考慮するとき、不況に対する抵抗力が体質的に弱い中小炭砿はまさに存亡の岐路に立っていることを痛感するものであり、この不況をのりきるためには非常な努力と覚悟を要するものと考えています

右のような事情にありますので、今次期末手当の決定に当って経営者としてきわめて慎重ならざるをえないのでありましてこの際貴方の十分な御理解と御協力をえたく具体的回答については暫時猶予のほどお願い致す次第であります。

[illegible]議ストは一五日から決定

宇部期末手当三,000円で妥結

No. 55

情報

九州炭労

1958年
12月13日

東独労働者との友好を深めるため最大の努力

丸岡委員長・ハレ市（東独炭労本部）より才二信着く

×一一月一九日羽田空港を飛立った炭労訪独代表団の活動状況は、九州炭労丸岡委員長の手記を九州炭労情報五〇号で紹介したが、同氏の才二信が東独炭鉱労組本部があるハレ市からとどけられた。×

×代表団は文字通り連日にわたり鉱山工場の視察、懇談会等に多忙をきわめている。×

×代表団は東独の日程が終ったあと、再び西独炭鉱労働者のもとにより、懇談をかさね、彼等の要望などをきき、一八日パリーから日本に向けて出発の予定となっている。×

友好を深めるために

我国側委員長をはじめ執行部の皆さんは、警職法、長期斗争と大変おいそがしいと思います。この時期に、任務を離れて外国に来ているのですから、私たちに与えられた任務の一つ東独の労働者との友好を深めるために最大の努力を致しております。

ルカル氏夫婦と会見

二六日にはベルリンで東独炭鉱労組の国際部長のフライさんに面会、その後引続きフライさんの案内で各炭鉱・工場をまわって居ります。また二七日夜には東独炭鉱労働組合長のルカル氏夫婦と共に夕食を取りながら、懇談を致しました。ルカル氏は私と同年輩の人で、革命の斗士とはみえない好人物に見えます。

坑内にも下りました

一一月二八日ツベコウという炭鉱町に行き労働大学を見学しました。日本の鉱山学校のような学校ですが充実したものです。夜はツベコウ地区の労働組合の幹部と懇談しました。

二九日にはカールマルクス炭鉱を見学し、坑内に入坑して直接働いている人と話合いました。運搬諸施設並に保安設備は大変よく合理的にできていると感じましたが、採炭ヶ所にて（二七度位）裸で働いているのにはいささかおどろきました。

採炭後の組合との懇談会の席でその事を質問をしたところ、ハダカにならないように言っているけれども、困った人達だといっていました。

労働者の会館が……

三〇日は炭鉱技術所を見学しました。これは日本ではガス災害救護隊の訓練並に訓練所のようなところです。所長がとても親切でまた設備も完備していました。そのあとフーレンという工場の文化会館をみたあとで労働組合幹部と懇談をしました。この文化会館は一三五〇〇人をもつ工場が作ったものですが、東独で才一だそうです。実に立派なもので日本にはないでせう。こんな建物が労働者のためにどんどん建ってゆくのですから、社会主義国は羨しいものです。

ペンではかけない位

十二月一日は加工工場の露天堀を見学しました。その規模の大きいのにはおどろきました。三段堀になっていますが、とてもペンでは書きあらわせません。この工場は練炭工場からコールタールその他全部で七部門の工場をやっています。コールタールは東独全部の二〇%その他電力は一〇%と東独では大きな工場です。工場長は共産党員で組合員です。組合員八五〇〇人、専任者は三人、組合費は一・五%、共産党員は二五〇〇人、婦人労働者は二〇〇〇人位だそうです。懇談会には工場長、組合幹部等が出席をしました。

やがて東独をおえて

二日の朝はライピッシイの町にある、リシトロフ博物館を見学しました。ヒットラーの議会焼打ち事件を審判した所で、その当時の模様を録音していました。午后一時には炭鉱労働組合の本部のあるハレ市に到着し、市内、炭鉱住宅を見学し明日は中央本部役員と懇談します。その外は二〜三の工場を見て組合との懇談会を行って東独は終る予定です。

日本へは二〇日着です

東独を出発するのは八日の予定です。帰りはいま一度西独炭鉱労働者のところえ行き懇談し、パリーより日本え向けて出発の予定です。パリー発は一八日の夜で日本着は二〇日の予定になります。このスケジュールは余程のことがない限り変更しません（中略）この手紙が在東独の最后のものになると思います。…も身体を守り充分に任務を遂行致します

東独　ハレ市にて

丸岡吉夫

No. 56
情報
九州炭労
1958年 12月 15日

★期末斗争★

中労委・中山氏あつせんにのりだす

★北炭は経協を脱退してあつせんうける

労部與炭支部の解決に引続き大手八社と西日本ブロック斗争委員会を開き団交を行つた結果、大手一三社は一八、〇〇〇円の提案という形で炭労に攻勢をかけてきた。

戦術委員会はこの回答に対し、今迄の東京ストライキの戦術を、部分ストライキ戦術にかえ、一三日各支部に指令した。

九州炭労は一三日午後一時福岡に於て支部代表者会議を開き、一五日よりの部分スト実施のための態勢を固めた。一四日正午会社側は予想通り一五日よりのロックアウトを宣告、一方中山中労委会長が職権あつせんに入つた為、会社はこれを拒否した。一五日、各支部はロックアウトとバリケードをのりこえ、完全就労を行つた。この団結の前に北炭の会社が経協から脱落するなどの一幕もあつた。

部分ストに決定

大手一三社が一八、〇〇〇円の回答をしてきたことは明らかにわれわれに対しての挑戦である。炭労が当初宇部興産を一社重点ストライキ突入支部と決定した際分断した一三社は具体的回答を出来るだけ引延して、時期的結末の中で圧殺をおしつけてくるであろうということが、宇部興産支部が解決したいま明らかとなつた。そして彼等は、われわれの重点ストライキ対策に狂奔してその体制を固めた模様であつた。このため重点ストライキ到達斗争戦術として採用することは、彼等の手の内にのることになるため、戦術委員会は「部分ストライキ」によつて彼等の企図を打ち破り斗争のための戦術を決定し、一三日全支部に指令を発した。

支部の体制確立

部分ストライキには当然、会社側のロックアウトが予想される。全支部は昭和三〇年のロックアウトによってしめ出された苦い経験を再びおこさないためいそぎ対策を確立した。

予想通り会社は一四日午前一一時三〇分別紙のロックアウト通告書をわれわれに持つてきた。しかし、われわれはこの事を予想していたので、あくまで就労の方針を捨てず斗つた。以下支部の状況をみると、（一四日午後六時～午後七時）

三池 一五日一番方よりのロックアウト通告を午後一時頃持つてきた。午後六時現在バリケード構築中、組合は大衆動員をかけて阻止体制をつくりつつある。二～三の支部（三池の支部の支部）で安全灯をかくす態度に出てきたので大衆動員で阻止した。

高島 バリケード構築中（この前のロ、アのとき大体つくっている）斗争委員会をもち、細部についてきめることにしている。

崎戸 大体バリケードは張つた。午後三時抗議大会を行つた。現在斗争委員会を開催している。

方城 午後四時三〇分ロ、アを通告してきた。高崎・組大を入れて有利な態勢を張るようにしている。午前一〇時頃より具体的行動に出てくる模様なので、既に見張りをつけて阻止準備中。

鯰田・飯塚・上山田 まだ積極的動きはない。大衆動員をかけ見張りをつけている。ロ・ア通告書は持ってきた。

新入 バリケード構築に対し大衆動員をかけ、執行部の座り込みを行つている。

大峯 バリケードを構築したので、大衆動員をかけて就労に支障のあるところを撤去させ、安全灯室を釘づけしたので、責任者の追及をやり始め所長の謝罪を要求し安全灯を確保した。

下山田 バリケード全部構築、安全灯の一部を取られたので、現在これを大衆動員で取りかえしている。

忠隈 バリケード構築中なので、大衆動員で構築を阻止している。

立山　ロ・アの通告書の受領をひきのばしている。バリケードの動きはいまの所ない。

両件 会社はバリケードをはるといっていたが、午前三時二〇分構築に着手、これに対し動員をかけてやめさせ、現在（七、一〇）闘争委員会・安全灯とバリケード台のところにピケを張つている。

高松 バリケードは鉄門をしめればよいだけになっているので、一五日にはバリケードをのりこして入ることにしている。

安全灯の確保は行っている。

（以下うらにつづく）

二瀬

一部バリケードを構築している。安全灯の一部を確保した

貝島

朝、決起大会をやった。バリケードは全鉱つくり安全灯もとっかえもって行った。

杵島

四〇〇〇名動員して決起大会。バリケードはまだ構築していない。青行隊を中心にして見張り中

中労委・職権あっ旋の決意を表明

一四日午后七時四五分、中労委より、炭労から午后八時三〇分、経営者から午后九時に事情をききたいという申入れがあった。

これに対し炭労は、直ちに戦術委員会を開催し、午后七時五五分、原、藤岡、古賀、岡の四名が、中労委に出頭き事情を述べることを決定した。

午后八時四五分、炭労代表は中山会長と会談したが、その席上、中山会長は「今次斗争については予想もしていなかった。本日のような状態では部分スト、ロック、アウトという形で非常に斗争が激化して長期化される事態が予想される。或いは期末手当という一時金であり、且つ年末を控え、斗争が長期化することは好ましくないと判断して職権斡旋を行う決意をした」と述べた。

炭労・あっ旋に応ずるも会社拒否？

代表団は「正式な機関を開いて回答する」とのべ、ひきあげた。

午后六時、会社側は中労委に出向き右の件につき聴取した。午后九時一五分戦術委員会を開催し、以上の点について検討した結果、今後の事情勘案の中で、当方の意見を強力に主張することにして、職権斡旋に応ずる態度をきめた。

併せて、中労委は会社側を午后一〇時半によんで以上の職権斡旋の申入れをすることにしていたので、当方の回答を午后一〇時半までにすることとした。

午后一〇時五〇分、代表団は、中労委に出向き炭労の態度を述べたが、会社側は、社長会議、労務部長会議開催中で、午后一〇時半の回答をひきのばし、一五日、午前一時すぎに回答するということをいってきたが、それもさらにひきのばすこととした。

完全就労体制をつくる

会社のこの不誠意きわまる態度は、組合側の激しい斗いの決意となってあらわれ、一五日午前一時から二時の間の支部の体制は。

三池

安全灯を確保、病院就労体制確立

大峯

安全灯確保（二〇名座り込む）、通路ケ所を確保した。

下山田

安全灯がかくされている部は困難、保安要員総引揚体制確立

目尾

安全灯ため、通路もあまり安全でない。保安要員総引揚体制に努力中、業務命令のでた五二名を集めて決起大会

忠隈

安全灯確保し、就労体制をとっている。

潜竜

安全灯確保、バリケードを実力で移動させた。警察が来て調査している。

赤池

安全灯確保、安全灯室に座り込んでいる。バリケード構築中。

佐賀

バリケード構築中、安全灯ため、だめな場合は保安要員引上げる。

立山

バリケードなし、安全灯確保、説明打開中

西杵

バリケード構築中、安全灯確保強行する、

高松

安全灯確保、一時紛斗するもはね返す。

山田

安全灯、通路確保

貝島

安全灯は確保していないが大体よい、社内体制つくる。

杵島

一〇〇〇名動員してバリケード構築強固成功、安全灯確保

勝田

安全灯はため、会社は社員に業務命令を取り消さなければ欠勤するといっている。全員社内の態度をとっている。

方城

安全灯確保、就労体制をととのえ四〇〇名が坑口に座りこんでいる。

上山田・新入・鯰田・高島・崎戸、安全灯はため、保安要員を出さない方針である。

古賀山

安全灯確保、就労体制もととのえている。

「別紙」　通告書

今次期末手当交渉については当方はあく迄平和的解決を念願し、炭況不況下にもかかわらず一二月一二日最大限当方案を提示いたしたのであります。

貴方はこれに一顧だにあたえず一二月一五日以降実力行使の旨の一二月一三日付通告書を寄せられましたことは甚だイカンにたえません。貴方実施予定の一二月一五日以降の不公正な無期限部分ストライキは当方としては到てい黙視することはできませんので、一二月一五日一番方開始時刻より今次期末手当交渉妥結に至る迄の間、左記によりロックアウトを実施いたします。

記

一、部分スト実施の貴方傘下山元組合員全員（但し保安要員及び業ム要員を除く）の就ム要請を拒否する。

二、組合員全員（但し保安要員及び業ム要員を除く）に対し、特定の場所の施設以外当社事業所の一切の土地建物その他の場所への立入りを禁止する。

三、右組合員全員（但し保安要員及び業ム要員を除く）に対し、ロックアウト実施期間中の賃金は一切支払わはない。

四、右の具体的処置については別途各山元に於て当方代表者より、貴傘下組合に対し通告する。当方の右措置に対し貴方が強行就労、保安要員引上げなどを行うことは明らかに違法な争議行為でありますので、傘下組合員をしてかかる行為を行わしめない様要望します。もし不幸にして違法行為が行われた場合には、これに伴う一切の責任は貴方にあり、当方と致しましては貴方並にイ法行為に対し厳重な処分を行います。

三三、一二、一四

[illegible]

No. 57　**情報**　九州炭労　1958年 12月 15日

★期末斗争★

ロックアウトをとかねばストは中止しない

―支部一斉に就労をかちとる―

中労委あっ旋案を炭労が受け入れることを決めたにもかゝわらず、大手一三社は回答を保留した。しかし経営の中に混乱が起り北炭が経協を脱退し、政府あっ旋をうける態度を表明し、このため北炭は一五日午前四時三〇分基準線に到達しストを中止した。

一方山元は、次々に強制就労をかちとり午前一一時には九州炭労傘下一五支部が作業についた。尚その他の支部も二番方三番方と引続いて、就労につとめている。

北炭・経協から脱退

一五日午前二時三〇分、社長会議の中で北炭が経協を脱退し政府斡旋をうけることをきめた。

部分スト・ロ・アを中止して（中労委）

午前二時四〇分、炭労代表団、経協伊藤会長、松本常務が中山会長と面接、中山会長は「一二社が斡旋をうけたいということであるので、政府斡旋を行う。その条件として炭労は部分ストを、会社はロックアウトを一時中止する。その間に中労委は斡旋を続行し、午前四時斡旋案を出したい」と述べた。

ロ・アをとかねばスト中止はしない

炭労では直ちに執行委を開催し、右のような斡旋を受ける。但し各資本別に直ちに交渉を行い、ロックアウトを行わないという会社の確約を得る。確約をえたところは炭労に報告し、炭労は報告のあった資本別支部に一時スト中止を指令する。但し、各社が炭労の意向をいれた斡旋案をのむかどうかは分らないので、スト体制はとかない、ということを決定した。

その後、会社側は、社長会議部長会議を続行し、実際的には団交渉は行われなかった。

あつせん案出る―北炭は承認

午前四時一〇分、中山会長より斡旋案を示した。内容は二二〇〇〇円（内税金一七〇〇円）、支給条件その他は前期どおり、既報の支給条件（計算方法）も前期どおり。但し三社については金繰りの問題もあるので、支給については組合は会社に協力する、というもので、炭労はこれを受諾した。会社側は北炭がこれをのんだだけで、他の一二社は社長会議で検討を続けた。

保安要員引上げ中止し「完全就労を行う」

午前五時二〇分、炭労は就労できないところは、保安要員引揚げを行うという方針を変更し、全支部は全員就労する。安全灯を渡さずバリケードを構築されて入坑できないところは、大衆行動でもってバリケードの撤去、安全灯の確保を行い入坑するよう努力せよ、という指令を全支部に発した。

就労の状況

午前一一時までに九州炭労傘下支部において、次の状況が確認された。尚北海道は全支部就労に成功した。（三菱大夕張において会社側が電源を切り就労を拒否したが、所長宅に大衆動員をかけ、午前八時半にスイッチを入れさせ就労した）

三池　通路、安全灯を確保し一番方より会社側の抵抗なく就労した。只四山坑では用具庫・火薬庫に抵抗していたが、これを開けさせる事ができ就労・二番方もスムースに入坑した。

新入　バリケードに台をおき乗越し、ハシゴで降こえて入坑した。坑外では会社がこと〱く抵抗しているため全員事務所に待期している。尚二番方三番方も同様に入坑する。

方城　坑内関係者の就労には大して抵抗がなかったが、選炭場で係長の指示で職員が一切作業指示を拒否したので、組合員中の係員で作業を指示した。そして作業内容を作業伝票に記入させ、係員に認めさしている。坑外においても職員が作業の指示を行わないため、労動の確認をさせ待期している。

赤池　四坑口のうち一ケ坑が就労した。ところが同坑安全灯室を警官が占領、組合の就労を拒否したため①会社に対して不当な警官導入に対し抗議のために団交を行ない責任を追求する。②就労不能は会社の責任において賃金の保証を行わしめる。③不当なロ・アによる会社側保安要員に強力な説得工作を行ない、大衆行動をもって阻止する方針をきめ行動にうつった。

[illegible]

この他、就労した支部は、高松・崎戸・潮見・大峯・菊池・中山・西杵・新山・豊州・杵島・山田・端島の一一支部があり、その他の鯰田、飯塚、上山田、勝田、古洞山、嘉穂、日吉、西戸、明治、三井、下山田の各支部は、中央指令どおり大衆行動で二番方或は三番方からでも入坑すべく斗っている。（田川・山野・大正支部は公休振りかえのため一六日からロ・アとなる）

中小Ａ級・十七日より無期スト決定

前期を下廻った第一次案

十二日から交渉をはじめ具体案を示すこと　これが不可能ならば十三日以降実力行使に入ることを申入れた結果連盟を十二日から交渉を開始し具体案を示すことを了承したことは既報の通りであるが、その後十二日業者会議をひらき具体案提示をめぐり検討した模様であるが結論をうるに至らず、十三日午後五時の第四回団交で漸く次のような第一次案を提示してきた。

立川　一七、〇〇〇円（税込）
飯野　一六、〇〇〇円（〃）
共同　一五、〇〇〇円（〃）
平良　一六、〇〇〇円（〃）
山口　一六、〇〇〇円（〃）
新隈　一六、〇〇〇円（〃）
九水　一五、〇〇〇円（〃）

その他の条件等細部については前期通り

連盟はこれで一挙に解決にもっていこうという考えはない、最後まで話合いを続けていきたいとつけ加えた。

これに対し労働側は、すでにだされた中労の二三、〇〇〇円は最低の相場であり、提示されたこの金額は前期から大巾にひきさげられており　業者側は大手経営者の尻馬にのって労働運動に対する挑戦にでたものであり、ひきのばしによって組合側の動揺をねらったものと思う。われわれは大手解決後中小が解決するという従来の慣行を破って二三、〇〇〇円を足場に中小独自で解決のため斗争をおこすから業者側もその肚をかためてもらいたい。このままでは交渉の余地がないので再考慮を促したいと主張し物別れとなった。

中小独自の解決で臨む

交渉が物別れとなった後、午後七時三〇分から斗争委員会をもち、大手の解決の基準（二三、〇〇〇円）がきまっているので、これを基盤に予定通り十五日から無期ストをめざした戦術等の考え方を提案し、これに基いて討論したが、戦術委の案でいくべきだというところと、大手が長期化する傾向にあり、業者が今までの慣行を破って独自で解決するという肚がためをする迄には相当困難性もあり、内部事情についても、独自解決の新らしいケースを斗いとろうとすれば、そういう情勢変化の上にたって突入時期については慎重に検討すべきであるという意見に分れたので、再度戦術委をひらき次のような戦術等の結論を確認した。

戦術と突入時期

中小独自で二三、〇〇〇円を足場に解決をはかる、大手解決後中小の解決という慣行を破るためこの方針を組合員に徹底させるため、十四、十五、十六日の三日間を教宣期間とし十七日一番方より一斉無期ストに入る。

各支部に対し右の指令を十五日に電報で発するとともに午後二時、連盟に対し次の通告書をだした。

通告書

中小にきびしい不況でありますから、極力話合いによる解決を希望しましたが、危険な職場に低賃金で働く私共のささやかな願望のための要求が、いれられなかったことは残念であります。

ついては、不況が私共の期末手当や労働条件の切下げに転嫁されることへの不当に抗議し、要求貫徹のために左記により実力行使を行うことを通告します。

記

一、日時及び規模
十二月十七日一番方より一斉無期限ストライキ
二、保安要員については従来の慣行に従い山元労使間で協議決定されたい。

No.58

情報

九州炭労
1958年
12月18日

争斗末期

大手十二社小田原評定つづける

就労問題も同時解決を確認

×××××××××××

われわれは一八、〇〇〇円の低額おしつけに対するいきどおりと、組合に対する挑戦に対し一五日より部分ストライキに突入し、強行就労に成功した。

一方藤林あつ旋を拒否した一三社々長会議は、態度統一ができず北炭の妥協提案という内部混乱をおこし経営者としての能力をうしなう。あつ旋に態度決定ができない体制となつた。尚、全炭鉱はいずれ炭労の結果待であろうし、いま、われわれが対決しているのは部分ストとロツクアウトになつた。このため戦術委員会（一二・一五）は部分ストを一時中止し交渉を行こない、もし会社側が拒否する場合は更に斗うことをきめた。その後一六日に代表交渉を行つたが会社側の都合により、一七日具体的に交渉することになつた。

×××××××××××

世論も炭労を支持した

一八、〇〇〇円で解決する石炭資本の企図に対し、われわれの激しい怒りが、中山中労委会長の二三、〇〇〇円の藤林あつ旋の提示を行こなわせ、また新聞社説の論調（表面的かも知れないが）も炭労の立場を支持した。しかし、藤林あつ旋を受入れるかどうかを協議した社長、労務部長会議も堂々めぐりの小田原評定で意見を統一することができず、態度を明らかにすることができなかつた。

また全炭鉱はいずれ、炭労の斗争のあとを追うであろうし、いま炭労と一三社が対決している主要な論点は、期末の額というより部分ストとロツクアウトになつた。このため、

部分スト一時中止

戦術委員会（一二・一五）は、部分ストを一時中止し争議を平和に解決し、経営者側の誠意と反省を求めることをきめ、二三号指令を発した。

「二三号指令」ー要旨

一、決行中の部分ストライキは、一六日一番方からこれを中止する。

二、藤林あつ旋に対する一二社の態度がこれを拒否した場合再びストライキをもつて到達斗争を継続する。

三、従つて各支部は斗争体制を解除しない。

四、一省略

五、

代表交渉を申入れてくる

一六日正午より大手労ム部長会議引つづいて社長会議を開催し、藤林あつ旋について協議した結果で、午后五時炭労の交渉の申入れがあり、炭労原、石賀、経協側松本（理事）野村（三菱労働部長）の間で労ム折衝を行つた結果、経協側から代表折衝を行いたいとの意向が明らかにされ、炭労は直ちに戦術委員会及び八社ロツク共斗会議にはかり、代表交渉を行うことを決定、代表者として原委員長、石賀書記長を選任した。

就労問題も同時解決

午后八時代表交渉を開始（炭労　原、石賀　経協　松本・野村）し額と一五日の就労賃金の取扱いは同時に解決することを双方確認した。しかしながら具体的には九州五社代表が在京していないので、急ぎ上京させ、一七日再び代表交渉を開くことにし、交渉時間は一七日朝きめることとなつた。炭労は部分スト中止の条件である「いつまでも待たない」ことを経協代表に伝え午后九時引上げた。

経協・「内部事情」でまた待つてくれ

一七日午前一〇時すぎ昨日に引続いて代表交渉（炭労原、石賀　経協松本、野村）がおこなわれたが、経協側は「内部事情の関係上、一八日一日まつてほしい」というのみで結論を出さず、午後一一時三〇分交渉を打切つた。

炭労は直ちに戦術委員会で討議した結果「一八日一日待期することとし、その結果如何によつて、事後の方針を決定する」ことをきめた。

尚、一八日開催される第三七回九州炭労地方委員会に、根岡、石塚中執が出席し詳細について報告することになつている。